

平成19年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月7日(水)～3月23日(金) (会期17日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 7日	水	本会議(開会)	・理事者提案説明
3月 8日	木	本 会 議	・一般質問
3月 9日	金	本 会 議	・質疑、即決分採決 ・委員会付託
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	常任委員会	
3月13日	火	常任委員会	
3月14日	水	常任委員会	
3月15日	木	常任委員会	
3月16日	金	常任委員会	
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	休 会	
3月20日	火	休 会	
3月21日	水	休 会	
3月22日	木	休 会	
3月23日	金	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成19年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

- | | | | |
|-------------------------------|-----------|----------------------|--------|
| 1.招集年月日 | 平成19年3月7日 | 市長 | 三好 幹二 |
| 1.招集の場所 | 西予市議会議場 | 助役 | 別宮 静 |
| 1.開会 | 平成19年3月7日 | 収入役 | 三好 藤治 |
| | 午前10時00分 | 教育長 | 二宮 宇明 |
| 1.散会 | 平成19年3月7日 | 総務企画部長 | 森 英二 |
| | 午後 3時42分 | 建設部長 | 鶴岡 康年 |
| 1.出席議員 | | 産業部長 | 小玉 岩康 |
| 1番 | 田中 剛 | 生活福祉部長 | 武田 勉 |
| 2番 | 松山 清 | 教育部長 | 河野 豊昭 |
| 3番 | 宇都宮 明宏 | 明浜総合支所長 | 安藤 芳夫 |
| 4番 | 松島 義幸 | 野村総合支所長 | 三瀬 通忠 |
| 5番 | 元親 孝志 | 城川総合支所長 | 吉良 孝一 |
| 6番 | 嶋川 武文 | 三瓶総合支所長 | 松本 正志 |
| 7番 | 沖野 健三 | 病院総括事務長 | 上甲 福重 |
| 8番 | 森川 一義 | 消防本部消防長 | 是澤 孝次 |
| 9番 | 亀井 秀男 | 総務課長 | 炭倉 貞明 |
| 10番 | 名本 修三 | 財政課長 | 清水 忠夫 |
| 11番 | 河野 作生 | 企画調整課長 | 清水 享司 |
| 12番 | 藤井 朝廣 | 監査委員 | 池畠 賢治 |
| 13番 | 浅野 泰義 | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 14番 | 浅野 忠昭 | 事務局長 | 九鬼 則夫 |
| 15番 | 三好 幸夫 | 議事係長 | 井上千浪 |
| 16番 | 岡山 清秋 | 1.議事日程 | 別紙のとおり |
| 17番 | 酒井 宇之吉 | 1.会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 18番 | 兵頭 勇 | 1.会議の経過 | 別紙のとおり |
| 19番 | 山本 英男 | | |
| 20番 | 山本 昭義 | | |
| 21番 | 梅川 光俊 | | |
| 22番 | 鍵原 芳和 | | |
| 23番 | 菊地 ミスギ | | |
| 24番 | 宇都宮 二郎 | | |
| 26番 | 山本 安男 | | |
| 27番 | 平野 武男 | | |
| 28番 | 大竹 忠盛 | | |
| 29番 | 二宮 元 | | |
| 30番 | 坂本 隆重 | | |
| 31番 | 浅野 豊重 | | |
| 1.欠席議員 | | | |
| 25番 | 岡田 周三 | | |
| 1.会議録署名議員 | | | |
| 22番 | 鍵原 芳和 | | |
| 23番 | 菊地 ミスギ | | |
| 1.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | | | |

議 事 日 程

- | | | | | |
|---|---|-----|-------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(2 2 番 鍵原芳和、2 3 番 菊地ミスギ) | | | 等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定
(3 月 7 日 ~ 3 月 2 3 日 1 7 日間) | 議案第 | 1 8 号 | 西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 陳情第 8 号 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について | 議案第 | 1 9 号 | 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 議会報告第 1 号 市議会議員定数等調査特別委員会の報告について | 議案第 | 2 0 号 | 西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について |
| 5 | 議案第 6 号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について | 議案第 | 2 1 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| 6 | 議案第 7 号 西予市副市長定数条例制定について | 議案第 | 2 2 号 | 西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について | 議案第 | 2 3 号 | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 | 2 4 号 | 西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 0 号 西予市名誉市民条例制定について | 議案第 | 2 5 号 | 西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 1 号 西予市表彰条例制定について | 議案第 | 2 6 号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について | 議案第 | 2 7 号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 西予市新市立病院建設基金条例制定について | 議案第 | 2 8 号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 4 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 | 2 9 号 | 西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 5 号 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | |
| | 議案第 1 6 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | |
| | 議案第 1 7 号 西予市職員の管理職手当 | | | |

議案第 30号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第 44号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
議案第 31号	西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について	議案第 45号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第 32号	西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について	議案第 46号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
議案第 33号	西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について	議案第 47号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
議案第 34号	西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について	議案第 48号	平成19年度西予市一般会計予算
議案第 35号	田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について	議案第 49号	平成19年度西予市授産場特別会計予算
議案第 36号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号)	議案第 50号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 37号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)	議案第 51号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 38号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第 52号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 39号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	議案第 53号	平成19年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 40号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議案第 54号	平成19年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 41号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号)	議案第 55号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第 42号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	議案第 56号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 43号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予	議案第 57号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
		議案第 58号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算
		議案第 59号	平成19年度西予市上水道事業会計予算
		議案第 60号	平成19年度西予市病院事業会計予算
		議案第 61号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

- | | | | |
|----|-----|-----|------------------------------|
| | 諮問第 | 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 諮問第 | 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 報告第 | 1号 | 平成17年度西予市一般会計継続費精算報告書の報告について |
| 7 | 発議第 | 1号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| | 発議第 | 2号 | 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について |
| 追加 | 議案第 | 62号 | 市道路線の廃止について |
| | 議案第 | 63号 | 市道路線の認定について |
| | 議案第 | 64号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 65号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 66号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 67号 | 西予市営土地改良事業の施行について |

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名	議案第 18号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
2	会期の決定		
3	陳情第 8号 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について	議案第 19号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
4	議会報告第1号 市議会議員定数等調査特別委員会の報告について	議案第 20号	西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第 6号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について	議案第 21号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第 7号 西予市副市長定数条例制定について	議案第 22号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第 23号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 24号	西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 10号 西予市名誉市民条例制定について	議案第 25号	西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 11号 西予市表彰条例制定について	議案第 26号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 12号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について	議案第 27号	西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 13号 西予市新市立病院建設基金条例制定について	議案第 28号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 14号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 29号	西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 15号 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 30号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
	議案第 16号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第 17号 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定		

		制定について			集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
議案第	31号	西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について	議案第	45号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第	32号	西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について	議案第	46号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
議案第	33号	西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について	議案第	47号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
議案第	34号	西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について	議案第	48号	平成19年度西予市一般会計予算
議案第	35号	田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について	議案第	49号	平成19年度西予市授産場特別会計予算
議案第	36号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号)	議案第	50号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第	37号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)	議案第	51号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第	38号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第	52号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第	39号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	議案第	53号	平成19年度西予市老人保健特別会計予算
議案第	40号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議案第	54号	平成19年度西予市介護保険特別会計予算
議案第	41号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号)	議案第	55号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第	42号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	議案第	56号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第	43号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	議案第	57号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第	44号	平成18年度西予市農業	議案第	58号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算
			議案第	59号	平成19年度西予市上水道事業会計予算
			議案第	60号	平成19年度西予市病院事業会計予算
			議案第	61号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
			諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について

- | | | | |
|----|-----|-----|------------------------------|
| | 諮問第 | 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 報告第 | 1号 | 平成17年度西予市一般会計継続費精算報告書の報告について |
| 7 | 発議第 | 1号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| | 発議第 | 2号 | 西予市議会議規則の一部を改正する規則制定について |
| 追加 | 議案第 | 62号 | 市道路線の廃止について |
| | 議案第 | 63号 | 市道路線の認定について |
| | 議案第 | 64号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 65号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 66号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 | 67号 | 西予市営土地改良事業の施行について |

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより平成19年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 皆さんおはようございました。

平成19年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

年々温暖化の傾向が進み、ことしの冬日は数えるほどでありましたけれども、本日は思わぬ冬日となりました。日本は季節の移り変わりがはっきりしており、自然の大変美しい国ですが、最近はそのサイクルが少しずつずれているような気がいたします。自然の草花や花木を見ましても、花期や香り等花本来の咲き方ではないような感じがいたしております。

さて、西予市が合併してもうすぐ3年が経過しようとしています。この間、議員の皆様方の格別のご理解、ご協力を賜りまして、厳しい財政状況ではありますが、事務事業の見直し等を行いながら西予市総合計画の基本を踏まえ、「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」の実現に取り組んでまいりました。

平成18年度の主な事業としましては、特別養護老人ホーム松葉寮改修等における補助金、みかめ海の駅新設事業及び魚成小学校改築事業等の施設整備を進めるとともに、市内の公共交通未整備地域における福祉バスの運行、温泉施設をつなぐ健康づくりのための有効活用を図る温泉施設巡回バスの運行開始、さらには、産業創出課を創設し、積極的に企業誘致の取り組みにより地域雇用の底上げを実現いたしました。合併後の3年間では、旧町時代から懸案の主要事業もおおむね実現できたものと考えていますが、新庁舎建設、CATV整備、特別養護老人ホーム等々、まだまだ大事業が控えています。一時しのぎの財政運営では、乗り切ることが困難な状況ですが、将来に過度の負担を生じさせないよう、中・長期的な視野で事務事業の目的効果を精査し、峻別しながら市民福祉の向上のために誠心誠意取り組む所存であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様方からの一般質問をお受けするとともに、私の平成

19年度の市政に対する所信の一端を申し上げ、一般会計、各特別会計及び企業会計予算についてご説明申し上げます。

また、条例制定及び改廃、人権擁護委員の推薦等、全59案件を上程いたしております。平成19年度の市政運営の方向づけを行うため、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

本議会が西予市の発展と市民福祉の向上に寄与できる意義あるものとなりますよう切にお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつといたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査報告書及び定例監査報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、22番鍵原芳和君、23番菊地ミスギ君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月23日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月23日まで17日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、陳情第8号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について、議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

14番浅野忠昭君。

浅野忠昭産業建設常任委員長 皆さんおはようございます。

それでは、産業建設常任委員会のご報告を申し

上げます。

当委員会は、去る2月15日に、12月定例会において、意見書の内容については理解できるが今後とも検討すべきとのことで継続審査となっております陳情第8号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について審査を行いました。慎重に審議を行った結果、森林・林業・木材関連産業政策については十分理解できるが、国有林野事業の健全化については理解が及ばないとの意見があり、趣旨採択といたしました。

以上で審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月7日、産業建設常任委員長浅野忠昭。

議長 委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議会報告第1号「市議会議員定数等調査特別委員会の報告について」を議題といたします。

平成17年第4回定例会の議決に基づき設置いたしました市議会議員定数等調査特別委員会委員長の報告を求めます。

28番大竹忠盛君。

大竹忠盛市議会議員定数等調査特別委員長 市議会議員定数等調査特別委員会のご報告を申し上げます。

平成17年12月定例議会において本委員会が設置され、以来今日まで計11回にわたり委員会を開催し、精力的に調査活動に取り組んでまいり

ました。本委員会に付議されました事件についての調査がすべて終了いたしましたので、その調査経過並びに結果についてその概要をご報告申し上げます。

特別委員会としては、西予市の特性や市民ニーズの動向、識者の意見、類似市の実態、市議会議員の役割等、基本的事項について主に調査研究すべきとの考えで審議を重ねてまいりました。

初めに、他の市議会の調査研究では、同じ規模の伊予市、離島を含む12市町村で合併をした今治市、西予市より広い面積を有する岡山県新見市の組織機構と議員の役割、さらに在任特例の問題により議会を自主解散し、議会として苦渋の選択をされました大洲市議会の現状と動向について調査研究を重ねてまいりました。

さらに、地方自治と議会の役割についての研修を行うため、改革派知事と知られております鳥取県の片山知事を訪ね、分権時代における議会のあり方、議員としての資質の向上、特に厳しい財政状況のもとでの議会の果たすべき役割について学んでまいりました。

次に、市民の意向についても調査すべきとの見地から、市民アンケート調査を実施いたしました。その結果につきましては、議会だよりを通じて市民の皆様には周知をしております。結果につきましては、周知のとおりであります。同時に選挙区、議員定数、議会のあり方について実に多くの貴重な意見を寄せていただき、議論していく上での参考とさせていただきました。委員会といたしましても、アンケート調査の結果を重く受けとめながら、類似市の動向、特に地方自治法、公職選挙法等法的根拠との整合性を含め議論を交わす中で、選挙区については、民意を尊重すべき、定数については、今日の厳しい財政状況を踏まえ、最大限減すべきとの意見もあり、これらにつきまして集中討論を重ねた結果、当委員会としては、総合的な見地から結論を出すべきとの意見の一致に至りました。公職選挙法第15条第6項の特例規定である、特に必要があるときは選挙区を設けることができるとする特別な理由は、西予市においては該当しないとの判断するとともに、同法施行令第9条の規定による現在の旧町ごとの一部人口比例しない選挙区の定数の定めは、次期一般選挙から適用されないこと、さらには、類似市の動向等も考慮して、全会一致で選挙区を

廃止することに決しました。

定数につきましては、厳しい財政事情を考慮し、思い切って定数を削減すべきとの意見もありましたが、当面合併後間もないことや選挙区廃止を考えると、今の段階での大幅な減員は控えるべきであり、しっかりとした議会活動ができる定数にすべきとのことから、定数24名を全会一致で特別委員会の結論といたしました。

なお、議会運営委員会から付議されました地方自治法の一部改正に伴う委員会制度の見直しについては、当面一人一常任委員会所属とし、その他の委員会制度の見直しにつきましては、次の一般選挙の議会において検討すべきものと決しましたので申し添えます。

以上、当委員会に付託されました案件につきましては、慎重に審査を行いましたのでご報告申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

19年3月7日、市議会議員定数等調査特別委員会委員長大竹忠盛。

ありがとうございました。

議長 委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

市議会議員定数等調査特別委員会に関する調査は、本日をもって終了することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第6号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第6号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の規約改正は、平成20年度に予定されている八幡浜地区施設事務組合と八西衛生事務組合の統合に向けた事務処理を円滑に進めるために、八幡浜地区施設事務組合事務所の位置を現在の八幡浜市役所内から八幡浜市保内町にある八西衛生

事務組合事務所内に移転することに伴い改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第7号「西予市副市長定数条例制定について」から報告第1号「平成17年度西予市一般会計継続費精算報告書の報告について」までの58件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第7号「西予市副市長定数条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から現在の助役制度から副市長制度に移行し、その定数は条例で定めることとされました。本市におきましては、現下の厳しい財政状況の中にあつて、医療機関に関する問題や新庁舎建設に伴う行政組織機構に関する諸問題、またCATV整備に関する問題など重要かつ慎重な判断を要する課題が山積しております。今後の円滑な行政運営を図る上では、直面する諸課題や新たな施策の推進に対して専門的かつ的確に、また迅速に処理

しなければなりません。収入役を経過措置を得ず廃止する一方で、本市の現状をかながみますと、副市長を2名体制とし、それぞれが行政事務を分担し、政策決定を行っていくことが必要と判断し、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の地方自治法の一部改正に伴い、先ほど申し上げました助役制から副市長制への移行、また収入役を廃止と会計管理者の設置、地方公務員の吏員制度の廃止及び行政財産の貸付制度の拡大など大幅な制度改正が行われました。本条例はこれらの制度改正に伴い、関係する16の条例について、役職等の呼称の改正など所要の改正を行うものであります。

なお、本条例中の西予市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正では、副市長について、第1及び第2と序列を定め、その給与についても職責に応じて第1副市長は現行の助役と同額、第2副市長はその9割程度といたしており、この給与額につきましては、特別職報酬等審議会の審議を経て決定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 別宮助役。

別宮助役 議案第9号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案第7号及び第8号で申し上げましたように、今回の地方自治法の一部改正に伴い、平成19年度から副市長制の導入及び会計管理者を置くことといたしておりますが、これらにあわせてまして本市の行政機構につきましても見直しを行い、効率化とスリム化を図るため本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、産業部と建設部を併合し産業建設部とするもので、これによりまして、本市の土木建築部門における事業連携及び大規模災害発生時等におけます関係部署の協力体制の強化を図るものであります。

また、各部の事務分掌についても、今回の改正にあわせて整理をいたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第10号「西予市名誉市民条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、広く社会の進展に貢献し、顕著な功績があった者に対して西予市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することを目的として制定するものであります。名誉市民の選定に当たりましては、市政の伸展に対する功績を総合的に精査し、市議会の同意を得てその実績を公表し顕彰することといたしております。

この名誉市民につきましましては、合併協議会において、名誉町民については、既に各町において功績をたたえるためその称号を贈っていることから、待遇及び特典については、合併時調整することになっております。したがいまして、西予市発足の平成16年4月1日を基準日として、故人となられている方につきましましては旧町の名誉町民、また生存されている方については名誉市民として引き継ぎ、待遇及び特典についても新条例を適用する特別措置を講じております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 別宮助役。

別宮助役 議案第11号「西予市表彰条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市民の生き生きとした暮らしのため、まちづくり、人づくりに尽力するほか、市民に夢と希望を与えるなど、心豊かな西予市をつくっていくことに多大な功績のあった方の事績をたたえ表彰することを目的とするものであります。

表彰は、特別栄誉賞、市民功労賞、キラリ西予大賞の3種類とし、特別栄誉賞は、西予市の発展に大きく貢献し、その功績が特に顕著な方に授与するもの、市民功労賞は、市政進展に長年尽力された方に授与するもの、またキラリ西予大賞は、社会的な奉仕活動やボランティア等による善意の篤行者及び産業、文化、スポーツ等における全国規模以上の大会で優勝者等に授与する者であります。

本条例による表彰は、その功績を広く知らしめ

るとともに、他の者の模範となる活動に対して精神面から報いる一方、受賞者のすぐれた功績や行動を市民共通の誇りとして認識し、あわせて地域社会の中で表彰に資する活動への士気の高揚が図られるという極めて重要な事由を持つもので、その寄与するところ大なるものがあると考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第12号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町明間地区における生活排水整備につきましては、平成18年度に農業集落排水資源循環統合補助事業の認可を受け工事に着手しており、平成22年の供用開始を目指し現在順調に事業が進捗いたしております。

明間地区につきましては、一部地理的条件により、本事業では整備できない地域がありますので、地域住民の公平性を保つ観点から、これらの地域におきましては、平成19年度より浄化槽市町村整備推進事業の認可を受け浄化槽を設置し、明間地区における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることといたしております。

この事業につきましては、環境省の規定する実施要綱により、市が設置主体となり管理運営していくことが必要であると定められており、補助事業費に対する受益者負担金、使用料金の徴収及び維持管理等に係る業務につきましては、条例でこれらを定め、事業の健全な管理運営を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第13号「西予市新市立病院建設基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、公立病院における医療現場では、医師不足の問題を抱え、極めて厳しい状況にあります。西予市の将来の医療につきましても、地域医療の中核病院としての機能を備え、災害などにも対応でき、患者さんに優しい病院を整備し、いつでも市民の皆さんが安心して医療が受けられるようにすることが求められています。このような状況の中で、このたび本市宇和町在住の方から5,000万円のご寄附の申し出があり、ご本人の意向を

尊重して、医療関係の事業財源として活用させていただき、今後必要となる新市立病院の建設に係る基金を設けることといたしました。

本条例は、この寄附を原資とする新市立病院建設基金を設置するに当たり、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、休憩、休息時間の適正化のための人事院規則が公布され施行となることから、人事院規則の一部改正に準じ本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、勤務時間制度においては、昭和24年以来職員の休憩、リフレッシュについての休憩、休息時間制度が設けられておりましたが、民間企業の通常の勤務形態では、休息時間に相当する制度はほとんど普及していないこと等を考慮し、今回休息時間を廃止し、休憩時間を60分に一本化するものであります。

続きまして、議案第15号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤の特別職で日額報酬の者に対する報酬支給額について、会議等の実質的な職務従事時間が半日以内の場合は、運用上4,500円の支給が慣例化しており、新年度から予算措置上も半日報酬の方針が出されていることから、当該半日報酬額について定めるものであります。

また、別表に定める非常勤の特別職の種類について、その職務及び勤務状況からすると、特別職に位置づけることが適当でない職が規定されているなどその位置づけを整理するものであります。

続きまして、議案第16号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、人事院規則が改正されることから、これ

に準じ本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、少子化対策の一環として、扶養手当における3人目以降の扶養親族の支給額を5,000円から6,000円に改め、管理職手当においては、年功的な給与処遇を改め、管理職の職務職責を端的に反映できるように定率制から定額制に定めるものであります。

続きまして、議案第17号「西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国の三位一体改革やそれに伴う県予算の見直し等による大変厳しい財政事情等を考慮し、平成18年度に実施いたしました管理職手当及び期末手当の職務加算を50%減額する特例措置を平成19年度においても適用するよう期間の延長を行うものであります。

続きまして、議案第18号「西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、過疎地域の指定を受けております本市における産業の活性化を図るために地方税法の規定に基づき、市内において製造の事業の用に供する設備を新設し、または増設したものに係る固定資産税の特別措置について定めたものですが、近年の社会情勢の変化に伴い、ソフトウェア事業及び旅館業を対象事業に加えるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第19号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

在宅寝たきり老人等介護手当支給事業につきましては、在宅寝たきり老人等の介護者に対して、寝たきり老人等介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的として実施しております。この財源の一部は、県からの補助がございますが、平成18年度から住民税非課税世帯のみが補助対象となり、所得段階に応じた補助額に改正をされたところでございます。合併時において手当を月額2万5,000円に定めた経緯でございますが、最

も高額な町の支給額を基準に決定したためでありましたが、その当時と比べ、現在では介護保険サービスの利用も認定者の約9割の方が利用されている状況であり、利用者の負担額も上限額が設定されるなど、介護保険による在宅介護者の個人負担が軽減されているところでございます。県内の他市町と比較した場合、当市においては2倍以上の額を支給いたしており、市の負担が非常に高くなっております。

今回の改正は、このような状況を勘案させていただきまして、支給要件及び支給額の適正化を図るために支給額を2万5,000円から1万5,000円に減額し、支給対象者を住民税非課税世帯のみとするものであります。

続きまして、議案第20号「西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホームの設置に関し必要な事項を定めておりますが、法律の引用規定中に特別養護老人ホームへの入所措置を想定した箇所があるため、老人福祉法との整合を図るとともに、施設の設置目的を明確かつ厳格に規定するため所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第21号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、県の指導監査で隣保館の館長は常勤とし、一般職以外の場合は報酬によるべきとの指定があり、本条例に館長の報酬規定を加えるものであります。

続いて、議案第22号「西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い結核予防法が廃止されたことにより、本条例中の同法の引用部分について削除するものであります。

なお、廃止前の結核予防法に基づく予防接種による健康被害については、予防接種法に基づくものとみなされることとなっております。

続きまして、議案第23号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野田最終処分場は、産業廃棄物処理施設として、宇和町地区から排出されるかわらに限定し受け入れを行ってきましたが、このたび埋立容量がほぼ満了したことから、平成19年3月31日をもって受け入れを終了し、施設を閉鎖及び廃止するものであります。

また、し尿処理に係る手数料は、取扱事業者が定めるべきものであることから、し尿くみ取り手数料の規定について削除するものであります。

今後につきましては、公共料金に準じたものでありますので、料金等の設定については、業者と十分協議を行うことといたしております。

続きまして、議案第24号「西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

東部衛生センター及び西部衛生センターのし尿処理施設使用料につきましては、18リットル当たり東部衛生センターが40円、西部衛生センターが7円30銭で5.4倍の格差がございます。

また、東部衛生センター関連の業者からは、宇和、野村の農業集落排水及び公共下水道へのつなぎ込みによるくみ取り料収入の大幅減少の見通し、近年の原油高による経営圧迫及び過去10年間のくみ取り手数料の据え置きなどの理由により施設使用料の値上げ陳情があったところでございます。

しかしながら、両施設の維持には、18リットル当たり30円程度の施設使用料が必要で、現在の西予市の厳しい財政状況もありまして、性急な使用料の大幅値下げは困難であるとともに両施設の使用料の平準化につきましても、市民生活の影響も考慮する必要があります。そうした状況を踏まえ、両施設の使用料については、数年をかけて段階的な調整を行い、平準化及び適正化を図る方針でご理解をいただきたいと存じます。

今回の改正は、その初年度に当たり、東部衛生センターでは、18リットル当たり5円の減額、西部衛生センターでは、約2倍に増額するものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第25号「西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市三瓶町津布理地区におきまして、県営中山間地域総合整備事業により施工されておりました津布理農村公園がこのたび完成し、愛媛県から財産の引き渡しを受けましたので、本条例に加えるものであります。

なお、譲渡を受けました施設は、木造平家建てのトイレ棟、あずまや、取り付け道路、遊歩道、給排水設備などがございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第26号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例では、農業集落排水処理施設の利用開始、休止、廃止または休止中のものを再開するときには、届け出を行うことを規定いたしておりますが、届け出た個別事項に変更があった場合の取り扱いについては規定いたしておりません。

しかし、施設使用料の算定において、届け出者または利用人員数の変更等があった場合には、使用料金の算定に関係することから必ず把握する必要があります。

今回の改正は、届け出事項に変更があった場合の変更届の提出について明文化し、必須行為とするものであります。

続きまして、議案第27号「西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

農業集落排水処理施設については、供用開始後に加入する場合の分担金を17万円と定めておりますが、事務所や事業所等の建築物については、その用途及び施設規模が一般家庭のものとは異なるため分担金の額について不公平が生じております。

今回の改正は、新規加入の事務所や事業所等について、協議の上分担金の額を決定することにより、公平な受益者負担を図るものであります。

次に、議案第28号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道法第24条第1項の行為の制限等の許可に係る本条例の規定について、規則委任に係る事項を整備するために所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第29号「西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、受益者負担金額の明文化と区域外接続協力金の徴収について定めるものであります。受益者負担金等の分担金については、地方自治法第228条の規定により条例で定めることとされておりますが、現行の条例では規則委任しているため、当該負担額について条例中に規定するものであります。

また、下水道処理区域に隣接する区域外の土地所有者または建物所有者が下水道への接続をした場合に、区域外接続協力金として当該受益者負担金相当額を徴収できるようにするため所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第30号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の改正に伴い、道路上に自転車及び原動機つき自転車または二輪自動車を駐車させるため必要な車輪どめ装置、その他の機具の占用が認められることとなり、その新規占用物に対する占用料を加えるものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第31号「西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

出産祝い金につきましては、西予市合併時から若者定住の促進と児童福祉の増進を図ることを目的として支給しているところであります。今般この事業が若者定住の促進と児童福祉の増進に貢献できているのか事務事業の評価を行ったところ、出生率については、1,000人当たり平成元年度で7.82、平成10年度5.86、平成16年度6.04、平成17年度6.02と漸減傾向となっているところでございます。

また、合併当初から今日まで祝い金支給済み対象児780人中約1割の60人が既に市外へ転出している状況でございます。

また、平成17、18年度の在住3年未満の待機者が76人に達し、出産の際に祝い金として支

給できないという現状がございます。

以上のことから、一時金では定住の促進や福祉の増進という目的に対しての貢献度は低いという結果に達しました。

また、県内各市町の状況では、1市2町が実施しておりますけれども、八幡浜市及び伊方町では、第3子以降からの支給、久万高原町では、一律2万円を支給しているところであります。その他の市町では記念品を数市が給付しているのみの状況でございます。

以上のような事業の目的に対する効果の判定及び他自治体の動向並びに本市の厳しい財政事情を総合的に勘案し今回本条例を廃止するものであります。

また、本条例の廃止にあわせて、三瓶地区限定の祝い金制度である西予市出産祝い金支給特例条例も廃止することといたしておりますが、それぞれの条例の適用を受ける待機者及び要件者の取り扱いについては、申請があった時点で従前の例により支給することといたしております。

なお、一時金制度は廃止いたしますが、それにかわる記念品の給付につきましては、検討したいと考えております。

続きまして、議案第32号「西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

在宅介護支援センターは、高齢者及びその家族の福祉の向上に寄与するため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき設置運営をいたしております。現在運営をしております地域型在宅介護支援センター及び基幹型在宅介護支援センターの業務は、介護保険法の改正により平成19年4月1日から地域包括支援センターの業務に移管され、本市の包括的支援事業の委託を受ける西予市社会福祉協議会が同センターを設置することとなっております。これに伴いまして、今回西予市在宅介護支援センター条例及び野村町在宅介護支援センター設置条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第33号「西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、精神障害者に対し雇用されることの困難な者を通所させ、必要な指導、訓練等の事業を通じて社会復帰の促進を図るため設置した

施設の管理運営について定めたものであります。平成18年4月に施行されました障害者自立支援法に基づき、小規模作業所も新たなサービスへの移行となり、平成19年4月からは地域活動支援センターに移行することとなりました。現在、作業所は指定管理者としてまつばの会が管理運営をいたしておりますが、ことしの4月からは、市からの委託を受けNPO法人れんげ草が地域活動支援センターの事業を自主運営することに伴い本条例を廃止するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第34号「西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、低開発地域工業開発促進法により固定資産税の特別措置を行うため、40年以内の期限措置されたもので、旧宇和町、旧三瓶町が昭和38年に指定され43年が経過、旧明浜町が昭和40年に指定され41年が経過しており、いずれも期限が満了しておりますので、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第35号「田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の規定では、公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設として位置づけられ、同法第244条の2の規定により、その設置及び管理について条例で定めることになっております。

明浜町にあります田之浜地区コミュニティセンター及び宮野浦地区コミュニティセンターは、いわゆる地域住民の皆さんが日常利用される集会所であります。建設時の補助事業の性格上、コミュニティセンターと呼び、地方自治法で言う公の施設としてその設置及び管理等に関する条例を制定し、合併後においても暫定条例として施行してまいりました。

しかし、市内にある地区集会所は、要件的には公の施設に類しますが、使用がその地域住民に限定され、広く市民の利用ができないこと、また地域コミュニティの増進を図ることを主たる目的

とした施設であり、地方自治法上の制限の範囲内であれば、住民の利用関係の実態に応じてその管理運営も自治会の主体性にゆだねることができるかとされております。したがって、このコミュニティセンターもいわゆる地区集会所であり、本来市の管理下にあるべき公の施設として位置づけることは必要なく、本市においては、同種の集会所の条例化もないことから同様の扱いとするため、暫定施行の設置条例を廃止するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。11時20分より再開をいたします。（休憩 午前11時09分）

議長 再開いたします。（再開 午前11時20分）

三好市長。

三好市長 議案第36号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第10号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物件費等々の予算見積もりの際の過大・過少による増減額と工事請負費の入札減少金、事業の不採択による減額などが主なものであります。

このほかバス路線維持対策補助金や住宅新築資金特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計繰出金への計上をしております。

また、あけはまシーサイドサンパークへの管理運営委託料や乙亥会館の指定管理委託料の計上、さらに県営道路事業負担金を計上しております。

本予算の補正額は5億4,202万円を減額し、歳入歳出予算の総額を251億6,951万6,000円と定めるものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書に沿ってご説明を申し上げます。

49ページをお開き願います。

49ページの15節工事請負費871万5,000円の減額につきましては、手都合集会所の補助金の不採択になったための減額措置でありま

す。同じく19節負担金補助及び交付金4,868万円は、20路線にわたる過疎バス路線維持対策補助金を計上いたしております。

ページ51ページをお願いいたします。

28節繰出金3,060万8,000円につきましては、地方交付税の確定によりまして財政安定化支援事業分を措置するものでございます。

53ページをお開き願います。

20節の扶助費990万円の減額は、入院による停止や死亡による消滅が主な理由であります。

54ページであります。28節の中の介護保険事業勘定繰出金2,896万1,000円の減額につきましては、報酬改定の影響や利用者の減少が主な理由であります。

55ページをお願いいたします。

28節繰出金の946万9,000円の内訳としましては、宇和町において29件の554万2,000円、野村町が16件の393万7,000円となっております。

次に、59ページであります。28節繰出金1,920万9,000円は、外来収入の過大見積もりが主な理由であります。

61ページ、13節委託料5,275万9,000円の減額でございますが、これはごみ1億円削減に向けました取り組みの成果を計上いたしております。

次に、63ページであります。21節の貸付金は、当初明浜上水道事業会計へ2,258万3,000円を貸し付けする予定でありましたが、その後の経営上の努力によりまして、何とか1,000万円の範囲の中で対応できる見込みとなりましたので減額するものであります。その下の24節の上水道事業会計出資金3,100万円の減額は、入札減少金が主な理由であります。

65ページをお願いいたします。

19節の中の新山村振興と農林漁業特別対策事業補助金2,287万5,000円の減額は、野村町のキュウリ選果機導入事業に係る入札減少金であります。

次に、67ページであります。19節負担金補助及び交付金8,681万円は、補助事業の不採択による減額であります。

次に、69ページであります。13節委託料1,038万4,000円につきましては、ふるさと創生館運営業務委託料を増額するものでござ

います。その理由といたしましては、平成18年産の温州ミカンの生産量が、明浜協選で前年比46%の減、無茶々園では30%の減となり、生産量が極端に減少した年になりました。この上にミカンの価格は近年になく高騰したことから、ジュース加工に回すミカン数量が大幅に減少し、搾汁本数は前年度比44.5%、売上高は50.8%まで落ち込む見込みとなっております。

また、加工場の改修工事を進める中で、工事が予定より大幅におくれたことによりまして、ミカンの搾汁期間と重複し、減益を余儀なくされております。このような不可抗力的なことによりましての理由がございまして。

ページ72ページをお願いいたします。

15節工事請負費831万1,000円の減額は、魚礁設置事業の入札減少金为主でございます。同じく19節の八西地区漁業合併関連施設整備補助金1,468万円の減額は、三瓶町の水産荷さばき施設事業の入札減少金であります。

続きまして、73ページ、15節工事請負費700万円の減額は、高山漁港海岸東護岸局部改良事業に伴う入札減少金であります。

75ページをお願いいたします。

15節工事請負費2,219万2,000円の減額につきましては、主に海の駅の新設事業に伴う入札減少金であります。

76ページをお願いいたします。

13節委託料の中の施設整備管理委託料900万円につきましては、乙亥の里の委託業務に係るもので、管理運営を西予市商工会にゆだねていますが、その運営上で役職員ともども日々鋭意努力を重ねておられますが、何分にも売上が横ばい状態であり、なおかつ燃料費の高騰、それに加えまして予期せぬ公共下水道への経費支出などによる計上でございます。

77ページ、お願いいたします。

19節の企業誘致奨励金1,374万円につきましては、丸三産業株式会社と株式会社スリーベルが、主に正職員、パート53名を雇用することに対する奨励金でございます。同じくその下の1,359万5,000円につきましては、株式会社エリアとコカ・コーラボトリング株式会社に対する埋蔵文化財発掘調査の補助金を計上いたしております。

78ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,990万2,000円は、がけ崩れ防災対策事業の不採択による減額でございます。

79ページをお開き願います。

19節県営道路負担金1,851万8,000円を計上しています。これによりまして、本年度の負担金は7,918万円となります。同じく15節工事請負費2,965万8,000円の減額は、主に入札減少金や設計変更による事業費の減、また事業の不採択などによるものであります。その下の17節公有財産購入費の減額は、主に三瓶町垣生34号線の事業変更によるものでございます。

80ページであります。15節工事請負費424万3,000円は、農道向線舗装工事費を計上しております。

82ページ、28節公共下水道事業特別会計繰出金2,741万6,000円の減額は、主に消費税の確定によるものであります。その下の15節工事請負費790万円の減額は、下松葉地区排水路整備事業に係るもので、JR横断暗渠部分の協議が完了しないために減額措置するものであります。

83ページであります。15節から22節までの減額につきましては、市道徳城線に係るもので、国道441号線との交差点部分の協議が完了しないために減額するものであります。

87ページをお願いいたします。

18節備品購入費3,972万1,000円の減額は、救急自動車整備費の入札減少金と各分団に配備予定の小型ポンプつき積載車の補助事業の不採択によるものであります。

96ページをお願いいたします。

19節の中の町並み建造物修理補助金につきましては、該当建造物が本年度は1件のみであり、また少額であったために1,750万円を減額するものであります。

104ページをお願いいたします。

一番下の行であります。災害対策基金といたしまして4,999万7,000円を積み立てするものであります。

なお、歳入につきましては、普通交付税の確定によって4億1,133万1,000円を計上しています。

また、今回の入札減や事業の不採択などにより

まして、国県支出金の減額あるいは市債の減額措置を図っております。

また、これらの増減によりまして財政調整基金繰入金を5億1,823万2,000円、減債基金繰入金2億円を減額しております。

以上で説明とさせていただきます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第37号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,362万円とするものであります。

3ページの歳出につきましては、施設授産場費の事務費で5万2,000円を増額し、事業費で70万2,000円の減額であります。

2ページへ戻りまして、歳入では、一般会計繰入金65万円を減額いたしております。

続きまして、議案第38号「平成18年度西予市住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,476万2,000円とするものであります。

3ページの歳出につきましては、事業費5万7,000円を減額し、2ページの歳入では、償還金の貸付金元利収入967万3,000円、県補助金1,000円を減額し、繰入金946万9,000円、繰越金14万8,000円を増額いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第39号「平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出については、運営費で4万1,000円の減額、貸付金で28万円増額し、歳入については、償還金を208万7,000円増額、繰入金を4万1,000円減額し、差額180万7,000円を予備費に計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額

は6,033万5,000円となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第40号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では、保険給付費の増額、共同事業拠出金の減額、歳入では、国民健康保険税、国庫県支出金、療養給付費等交付金並びに共同事業交付金及び繰入金の調整が主なものであります。

5ページをお願いいたします。

歳出では、総務費の総務管理費を133万8,000円増額、徴税費を70万円減額、保険給付費を1億800万円増額、共同事業拠出金を4,977万円減額、諸支出金を110万1,000円増額いたしました。

3ページの歳入では、国民健康保険税を2,085万8,000円増額、国庫支出金を3,266万1,000円減額、県支出金を6,115万1,000円減額、療養給付費等交付金を1億1,111万5,000円増額、共同事業交付金を358万5,000円減額、繰入金を2,697万円増額、諸収入を157万7,000円減額いたしております。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ5,996万9,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を57億4,651万1,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の補正の主な内容は、歳出では、総務費と医業費の精査による調整、歳入では、外来収入の精査による減額とそれに伴う一般会計繰入金、事業勘定繰入金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明を申し上げます。

24ページの俵津診療所をお願いいたします。

歳出では、総務費を39万5,000円減額、医業費を158万円増額いたしました。

23ページの歳入では、診療収入を310万円減額、繰入金を428万5,000円増額し、歳

入歳出予算の総額を8,680万8,000円といたしました。

次に、32ページ、狩江診療所の歳出では、総務費を63万円減額、医業費を10万円減額いたしました。

31ページの歳入では、診療収入を100万円減額、繰入金を27万円増額し、歳入歳出予算の総額を7,968万3,000円といたしました。

次に、40ページの高山診療所でございます。歳出では、総務費の施設管理費を141万円減額、研究研修費を6万8,000円増額、医業費を196万円減額いたしました。

39ページの歳入では、診療収入を610万4,000円減額、繰入金を280万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,238万6,000円といたしました。

次に、50ページをお願いいたします。

田之浜診療所の歳出では、総務費を37万4,000円減額、医業費を14万円減額いたしました。

49ページの歳入では、診療収入を220万円減額、繰入金を170万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,954万9,000円といたしました。

次に、58ページ、坂石診療所でございます。歳出では医業費を50万円減額いたしました。

57ページの歳入では、診療収入を65万7,000円減額、繰入金では他会計繰入金を22万円増額、事業勘定繰入金を6万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を291万8,000円といたしました。

次に、72ページ、土居診療所の歳出では、総務費を370万円減額、医業費を1,340万円減額いたしました。

71ページの歳入では、診療収入を1,840万円減額、繰入金では、他会計繰入金を57万5,000円減額、事業勘定繰入金を187万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億4,092万円といたしました。

次に、80ページをお願いいたします。

杉之瀬診療所でございます。歳出では、総務費を814万3,000円減額いたしました。

79ページの歳入では、診療収入を829万

3,000円減額、諸収入を15万円増額し、歳入歳出予算の総額を1,182万3,000円といたしました。

次に、86ページ、遊子川出張診療所の歳出では、総務費を163万1,000円減額いたしました。

85ページの歳入では、診療収入を173万6,000円減額、繰入金を1万6,000円増額、諸収入を8万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を373万5,000円といたしました。

続きまして、議案第41号「平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、予算の執行状況により不用額の見込まれるものの減額、また予算不足の生じるものの増額計上で、歳入では、補助金等歳入財源の実績見込み額の計上で、歳入歳出それぞれ120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億5,179万5,000円といたしました。

9ページの歳出につきましてご説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費を197万7,000円減額いたしました。内訳は給料85万円、職員手当等を160万円、共済費を20万7,000円それぞれ減額し、予算不足の見込まれる第三者求償事務委託手数料を58万円、共同電算処理委託料を10万円増額いたし、さらに10ページの医療諸費のうち、審査支払手数料を77万円増額いたしました。

次に、6ページに歳入につきましては、第三者納付金の増額等に伴い、支払基金交付金の医療費交付金を394万5,000円、審査支払手数料交付金を106万1,000円、国庫支出金の医療費負担金を263万円、7ページの県支出金医療費県負担金を65万8,000円、8ページの一般会計繰入金を85万1,000円をそれぞれ減額し、また7ページに戻りまして、追加交付のありました国庫補助金の医療費適正化対策事業費補助金これを4万8,000円、また第三者行為に係る損害賠償請求により納付実績がふえたことによりまして、8ページの諸収入の第三者納付金を789万円増額いたしました。

続きまして、議案第42号「平成18年度西予

市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり、歳入歳出とも調整を行うものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ1億9,349万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億9,484万3,000円といたしました。

それでは、4ページの歳出からご説明を申し上げます。

総務費の総務管理費で338万6,000円を増額し、介護認定審査会費で86万6,000円を減額いたしました。

また、保険給付費の介護サービス等諸費で1億8,571万円、支援サービス等諸費で190万円を減額し、高額介護サービス等費で440万8,000円を増額いたしました。

次に、地域支援事業費の介護予防事業費で107万1,000円、包括的支援事業2事業で1,174万5,000円を減額いたしました。

次に、3ページの歳入では、保険料の介護保険料で142万3,000円を増額し、国庫支出金の国庫負担金を9,089万2,000円、国庫補助金を5,267万7,000円減額いたしました。

続いて、県支出金の県負担金を5,782万4,000円増額し、県補助金で280万9,000円減額いたしました。

次に、支払基金交付金を9,623万5,000円減額いたしております。

また、繰入金の一般会計繰入金で2,896万1,000円を減額し、基金繰入金を1,881万9,000円増額し、分担金及び負担金の負担金を1万円増額いたしました。

続いて、18ページをお願いいたします。

施設勘定予算についてでございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出をそれぞれ859万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,944万1,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を1,614万4,000円、研究研修費を2万5,000円、サービス事業費の居宅サービス事業費を37万8,000円、施設介護サービス事業費を141

万3,000円、施設整備費を54万1,000円それぞれ減額いたしました。

次に、基金積立金を347万1,000円、予備費を2,362万3,000円増額いたします。

17ページの歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を591万5,000円増額し、予防給付費収入を5万1,000円、自己負担金収入を251万円減額し、特定入所者介護サービス等収入を555万3,000円増額いたしました。

続いて、分担金及び負担金の負担金を6,000円、財産収入の財産運用収入を8,000円、諸収入の雑入を32万3,000円減額し、県支出金の委託金を2万3,000円増額いたします。

続いて、32ページ、お願いいたします。

明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ147万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,082万8,000円といたしました。内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理費を71万9,000円減額し、サービス事業費の居宅介護支援事業費を11万6,000円増額し、予備費を87万6,000円減額いたしました。

31ページの歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を330万円増額し、予防給付費収入を285万6,000円、繰入金の他会計繰入金を192万3,000円減額いたします。

40ページをお願いいたします。

明浜介護サービス勘定では、歳入歳出それぞれ279万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,122万円といたしました。内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理費を106万5,000円、サービス事業費の居宅介護サービス費を15万円減額し、予備費を400万5,000円増額いたしました。

39ページの歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を540万1,000円増額し、予防給付費収入を134万4,000円、自己負担金収入を6万7,000円減額いたしました。

また、諸収入の受託事業収入を120万円減額いたします。

次に、城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額でございますが、この総額に増減はございません。内訳としましては、歳入で、サービス収入の介護給付費収入を150万円増額し、予防給付費収入を50万円、繰入金の他会計繰入金100万円を減額いたします。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。午後1時10分より再開いたします。(休憩 午前11時57分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時10分)

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第43号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、多田地区営農飲雑用水事業に伴う負担金の減額と南簡易水道における新南水源開発事業に伴い、事業認可等において調査研究が必要となったため工事請負費の減額補正をするもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,041万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億707万6,000円と定めるものであります。

歳出の主なものとして、総務管理費において、中山間事業負担金92万円の減額と人件費79万9,000円、需用費22万2,000円、委託料123万円、このほか備品購入費等の減額をあわせまして444万8,000円を減額計上しております。

施設整備費においては、多田地区営農飲雑用水事業に係る工事請負費、伊崎地区恵比須橋導配水管布設工事、新南水源削井工事、これらの工事請負費をあわせまして1,591万3,000円を減額計上いたします。このほか公債費の市債利子償還金3万円を増額計上しております。

これらに対する財源として、県補助金36万5,000円の減額、これは入札減少金に伴う事業費の減によるものであります。このほか一般会計繰入金316万1,000円、基金繰入金135万円、工事補償金200万円、市債1,420万円、これらの減額と工事分担金76万5,000円の増額をあわせて見込み、充当いたします。

た。

次に、地方債の補正でございますが、簡易水道事業債と過疎対策事業債の限度額をそれぞれ2,300万円に補正するものでございます。

続きまして、議案第44号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ111万8,000円減額し、歳入歳出予算を12億5,082万3,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費におきまして、処理施設制御ユニット修繕に伴う修繕料60万9,000円の増額、施設整備費におきましては、伊崎地区恵比須橋下水道管布設がえ工事に係る工事請負費200万円、委託料50万円の減額、公債費におきましては、過疎対策事業債における起債前借りから長期貸し付けへの移行による利率の変更のため利子77万3,000円の増額をいたしております。

また、公債費償還施設管理費における財源内訳の変更処理も行っております。

歳入につきましては、負担金424万円、繰入金875万3,000円を増額し、雑入1,401万1,000円、市債10万円を減額しております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の減額に伴います地方債補正を行っております。

次に、議案第45号「18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ1,287万6,000円減額し、歳入歳出予算を10億8,848万3,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費用の事業推進費、施設整備費、施設管理費の不用額の減額でございます。

歳入では、繰入金及び分担金の減額と雑入及び事業収入の増額となっております。

詳細をご説明いたしますと、施設整備、施設管理費それぞれにおいて事業費を精査した結果、不用額を減額するものであります。事業推進費で35万円、施設整備費で596万7,000円、施設管理費で655万9,000円それぞれ減額す

るものであります。

歳入といたしましては、繰入金2,741万6,000円、分担金1,200万円の減額と雑入2,009万円、事業収入645万円の増額であります。

また、施設整備費補正に伴う継続費の補正を行っております。

続きまして、議案第46号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、受水費の減に伴う営業費用の減額と資本的支出における工事請負費の減額をするものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

今回の補正は、営業収益の主である給水収益を517万2,000円減額し、ほかとあわせて518万4,000円の減額計上をしております。

また、営業費用として受水費の減額や人件費の調整による増額とあわせまして378万円の減額計上をいたしております。この人件費の増額補正に伴いまして、第5条で議会の議決の経なければ流用することのできない経費を69万5,000円増額し1億1,249万6,000円といたしております。

これによりまして、収益的収入の総額は6億3,250万3,000円、収益的支出の総額は6億5,510万円となりました。

また、3条中の長期貸付金2,258万3,000円を1,000万円に改めております。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

資本的支出の主なものとして、宇和上水道事業第4次拡張事業に係る工事請負費を5,800万円減額し、このほか明浜、三瓶上水道事業に係る工事請負費とあわせて6,356万7,000円の減額を計上しております。

また、資本的収入では、主に宇和上水道事業の4次拡張事業に伴うものであります。企業債3,600万円、出資金3,100万円の減額、明浜水道事業に対する俵津配水池電磁流量計変換器更新工事に係る一般会計繰入金56万7,000円の減額、さらに追加内示があったことにより国庫補助金400万円の増額を見込み充当いたしました。

これによりまして資本的収入の総額は5億3,589万2,000円、支出の総額は8億3,375万8,000円となりました。

次に、企業債の補正でございますが、企業債の減額補正にあわせまして起債の限度額2億9,300万円を2億5,700万円に改めております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第47号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設事業費用の材料費、経費を調整するものでありまして、これにより収益的収入及び支出の既決予定額に変更はございません。

3ページからの支出の主なものでは、施設療養材料費及び給食材料費等を増額するために、給与費の職員手当を減額し、1項の施設運営事業費用の中で調整させていただいております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」について、平成19年度予算並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

私が市長に就任してから早いもので4年目を迎えようとしております。この間、西予市の発展に資するために全身全霊を傾注して取り組み、みずからの職責を果たしてきたつもりでございます。私は、就任から今日まで合併に当たって策定した西予市建設計画を基本に据え、計画に盛り込まれた緊急性の高い主要事業を着実に実施してまいりました。

さらに、多くの市民の皆様にも委員会、審議会等の委員として行政の政策意思決定過程にかかわっていただき、西予市総合計画を初めさまざまな計画を策定いたしました。

また、各種イベントや大会を通じ、西予市づくりに多数の市民の皆様がご参加をいただいたことで、市民の交流、協働が進んだものと確信しておりますとともに、このような積み重ねによりまし

て、市民や地域が喜び、輝き、納得できる西予市ができ上がっていくものと思っております。

今ほど申し上げましたとおり、西予市は合併に当たって策定いたしました建設計画に沿って、この3年間で主要事業のうち、緊急性、効果性の高い事業の第1段階は終わったのではないかと考えております。ご案内のとおり、西予市は早い段階でさまざまな事業に投資をしたことによりまして、愛媛県下の自治体の中では、合併特例債や過疎債、辺地債などの地方債借入額は県下トップということになっております。果たしてそのことが自慢できるのか否かについては、さまざまなご意見やご批判があると思いますが、しかしながら、これらの事業については、今までの旧町時代にはできなかった事業が、合併という大きなメリットの中で遂行できたということを私たちは忘れてはなりません。例えば、インフラ整備にしても、市道の整備、林道の整備、漁港の整備等々といった経済効果を促進する事業、また身近な生活に直結する生活環境の整備として公共下水道や農村集落排水事業のような事業を実現することができました。

また、人それぞれの理念の違いによっていろいろとご心配をいただいている点も承知しておりますが、西予市づくりに欠くことのできない事業を実現させていただきました。

申し上げるまでもございませんが、クアテルメ宝泉坊や第2ロッジ、乙亥会館、さらに現在進めておりますみかめ海の駅でございます。これらの事業は、私たちが長年抱き続けておりました、いわゆる夢の部分が実現できたということで、合併という最大のメリットを十分生かしたのではないかと考えております。このように西予市は、確かに初期投資は他の自治体に比較して投資していたと思いますが、しかしこれらの事業の借入金は、地方交付税で実質7割は償還、7割が返ってきますので、私は健全な投資であったと確信を持っております。そして、これをもって建設計画に掲げた第1段階の幕を閉じ、そして第2ステージへの幕を上げていきたいと考えているところでございます。

そこで、19年度の重要・重点的な取り組みとして次の5のテーマを掲げ、市長の使命を果たすべく全力を尽くしてまいります。

まず、第1点目として、新庁舎建設に向けて可

能な限りの推進を図ってまいります。

合併時に振り返っての話となりますが、合併の成否は合併協議会の中でも最も混迷の要因となり得る市の名前と庁舎の位置であると言われておりました。しかし、幸い西予市では、議員各位や住民の皆様方がそれぞれの立場を理解しながら温かくご支援、ご協力をいただいたことでスムーズに合併に至ることができました。このよう中、旧5町は平成15年8月31日に調印が行われた合併協定書において、国の財政支援が得られる合併後10年以内に交通の事情、他の官公庁との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設するという内容になっていることは、ご案内のとおりでございます。

また、現庁舎は昭和30年に建設され、非常に劣化が進み、防災上においてこの上もなく危険な状態となっております。学会、マスコミ等において今後予想として発表している南海地震あるいは東南海地震は、いつ起きても不思議ではないと言われている今日、このような劣化の激しい施設では、災害発生時における市民への指導、誘導等は極めて困難であると認識をしております。

さらに、行政改革大綱に明記されています職員の定員適正化計画では、合併後10年間で150人を削減するとともに、厳しい財政状況の改善を図るために退職者勧奨制度を導入したことによりまして、現在職員配置に大変苦慮をしているところでございます。このようなことにかんがみ、厳しい財政事情ではございますが、庁舎建設は避けて通れない喫緊の重要な案件であり、かつ国の財政支援が得られる間に可能な限りの推進を図らなければならないと考えております。

そこで、新庁舎建設に当たっては、市民の利便性や行政事務の効率化、地域社会の経済への影響、財政上の課題等々、他方面から慎重かつ綿密な調査研究を要した上で、市民の皆様のご理解を得なければならないと考えておりますので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2点目として、CATVの整備を図り、難視聴対策や情報通信網の格差是正に努めます。

テレビや新聞等で報道されていますように、2011年には現在のテレビ放送がアナログ放送からデジタル放送に切りかわり、その対応策を講じなければ、現在のテレビでは見ることができなく

なることはご案内のとおりでございます。市では、このようなことを踏まえ、平成16年に市内の有識者23人をもって組織する西予市ケーブルテレビ整備事業検討委員会を立ち上げ、調査研究にかかっていたき、平成18年3月10日に答申を受けているところでございます。私はこの答申を真摯に受けとめた中で、最も重要視すべき点は、本市は山間部や起伏に富んだ地形によって、現在もテレビ、ラジオの難視聴地域が4,300世帯に上っている状況下であり、さらに2011年のデジタル放送の移行後を考慮いたしますと、市内の難視聴地域がますます拡大する懸念が非常に強いということであります。

さらに、高速通信網であるADSLにつきましても、市内3局しか整備されていないのが現状であり、今後とも採算のとれない地域については、事業者の整備は見込めないため、情報環境の地域間格差は予想をはるかに超えるものと思っております。このように地域特性の地形が原因であったり、事業者の営利的な理由のみで情報通信網を市民一人一人が享受できないことは、公正公平の原則から照らしても非常に遺憾なものと受けとめざるを得ません。このために、西予におきましては、難視聴対策及び情報格差の解消を図るため、ケーブルテレビ網の整備は必要不可欠なものにとらえるとともに、2010年までに国民の100%が高速ネットワークを活用できるICT社会構築を推進している国の政策u-Japanにも視野に入れた政策が重要であると考えております。

次に、第3点目は、医療機関相互の機能分担と連携を推進し、市民が安心して暮らせる医療体制の確立を目指します。

本市経営の一般病院いわゆる市民病院は2医院、また診療所が11医院あり、スタッフの不眠不休の体制によりまして、市民の健康と生命を守っていただいていることはご承知のとおりでございます。

さて、今やどこの自治体も医療制度改革等によって病院の経営状況は大変厳しいものとなっております。特に医師の確保が非常に困難をきわめ、病院経営の存亡にかかわっている大きな問題となっております。

さらに、今後要介護者の増大に対応するために介護体制の整備を図ることが重要な課題であり、

福祉と連携を図りながら、通常の医療需要に対応できるような体制の確立が求められているところでございます。このような状況の中、本市が経営している病院2 医院と診療所11 医院を今後どのような医療供給体制に整え、経営基盤を構築していくべきか、またそのことによって地域住民の医療ニーズにこたえることができるか、厳しい判断と選択に迫られています。

しかし、私は国の医療政策の動向からして、現在の医師不足の解消は非常に困難であると判断せざるを得ないと思っております。したがって、西予市における病院、診療所の医師不足の対応策と経営基盤の安定を図る上には、医療施設の再編や新たな対応も視野に入れることも不可欠であると、このように思っている次第でございます。

しかし、このことによって地域医療が捨てられるのではないかという不安の声が上がってくるかもしれませんが、そこには創意工夫を凝らすことによって、安心と信頼がいただける医療供給体制が構築できるものと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第4 点目でございますが、定住の促進や市民所得の向上のために企業誘致の推進に全力で取り組みます。

今や日本経済は、1965 年から70 年にかけて5 年近く続いた戦後最長のイザナギ景気を超え、国や大企業は楽観的なムードが漂っておりますが、しかし地方においては、全くといいほど実感なきいざなぎ超えと言わざるを得ません。こういった現象が地域格差を生み、そしてひいては、求人倍率の格差や所得格差の拡大につながるなど、今日の日本社会の大きな問題として取り上げられております。このような中でこの実態に対して、西予市はどのような施策を講じてこの地域格差を少しでも縮めることができるか、またこのことによって市民が安心して生きがいを持ちながら働き、そして豊かな生活が送れるかなどを行政の責務としてとらえ、真剣に立ち向かっていかなければならないと思っております。平成18 年度は産業創出課を設置し、企業誘致に向けて積極的な推進を図ってまいりました。その成果もあり、愛媛南部ヤクルト販売株式会社や株式会社スリーベル、丸三産業株式会社が企業誘致して事業者として決定し、宇和町内に事業を展開していただくこ

とになっております。

また、そのほかに四国コカ・コーラボトリング株式会社と株式会社エリアについても、近々において認定事業者としての予定の運びとなっております。

さらに、松山市の委託会社によるサテライト西予も雇用環境を押し上げており、各種企業誘致により、今後も雇用が増大する見込みでございます。私はこういった実績を今後の企業誘致の推進に生かし、さらに多くの優良企業を迎えたいと考えておりますとともに、全力を投じて企業誘致の推進に取り組んでまいります。

第5 点目は、将来を見据えた財政構造の転換を目指します。

私は、国の三位一体の改革の影響によって就任当初から大変厳しい財政事情に直面し、さまざまな分野における事業の縮小あるいは廃止を余儀なくされ、市民の皆様の胸中を察しますと、地方からの声をもっと国政に届ける必要を強く感じております。国においては、さらにこの上財政健全化を目指すとともに、景気回復を持続的なものとするべく、より一層の行財政改革を強力的に推し進めようとしています。こうしたことで、地方の財政はますます冷えるし、危機的状況に陥ることは、火を見るより明らかになり、西予市におきましても、常に先の財政事情を察しながらこれまで徹底した行財政改革を進めてきました。

しかし、19 年度の地方交付税も大きく削減されることに加え、社会保障費の増大や特別会計への繰出金が増加し、まさに過去に例を見ないような厳しいかじ取りを強いられております。

そこで、私はこの実態をしっかりと受けとめ、西予市丸を座礁させないために、将来を見据えた財政構造の転換を目指さなければならないと思っております。その目指すべき姿としては、限られた財源の中で、まずは徹底的な内部効率化に努めるとともに、事業の実施に当たっては、成果目標を設定します。

また、結果の検証を適正に行い、目的や効果の薄れた事業は、再編、廃止します。

さらに、住民要望の中でニーズとウォンツを峻別し、行政が真に行わなければならないのは何か、サービスの提供主体としてふさわしいのはだれか、サービス基準はどうあるべきかなどを検討し、時代に即した効果的で効率的な財政運営を目

指します。そのために、行政組織機構の見直しを積極的に進め、組織の効率化、スリム化に努めるとともに、主要施策の重点推進及び山積する諸課題に適切に対応するため副市長を2名置き、万全の体制を整えたいと考えております。

以上、就任4年目となる私の考えを述べさせていただきます。

それでは次に、平成19年度予算案の概要についてご説明をいたします。

平成19年度の予算は、次の3つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。その第1点目として、合併後の混乱から抜け出し新西予市を創造する予算、2点目として、中・長期の厳しい財政状況に対応するため、緊急避難的な要素を組み込んだ改革予算、第3点目は、総計予算主義にのっとり、一会計年度における一切の収入と支出を計上し、特別な事情がない限り補正予算は編成しない予算、この3つの方針のもとで平成19年度各会計は、一般会計229億200万円、特別会計211億1,025万5,000円、公営企業会計49億2,185万9,000円、全会計では489億3,411万4,000円となり、一般会計では、前年度比3%の減で7億800万円の減額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業と主な事業について款項の区分を基準とした目的別分類でご説明をいたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するために議会だよりの経費や各常任委員会及び庁舎建設等特別委員会への研修費を計上しております。総額では2億3,405万6,000円としております。

次に、総務費でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、CATV事業と庁舎建設事業による経費を計上させていただいております。

CATV事業につきましては、CATV事業検討委員の報酬や詳細設計委託料が主なものでございます。

また、新庁舎建設事業につきましては、市民から構成される西予市庁舎建設計画市民検討委員会の委員29名の報償金やプロポーザル設計業務委託料を計上しております。

そのほか平成21年度評価がえに伴う土地鑑定委託料や前石コミュニティーセンター、手都合集会所の建設事業費を計上しております。総額で2

2億1,188万1,000円としております。

次に、民生費でございますが、かねてより三瓶住民の懸案事項であります特別養護老人ホームの建設事業費を計上しております。私はこの事業につきましては、合併前からさまざまな経緯の中から引き継いでまいりましたが、三瓶住民の皆さんの福祉増進を図るために、これまで一生懸命なおかつ精力的に進めてまいりました。

ところが、昨年度称社会福祉法人幸生会が資金面等の原因により事業がとんざし、各関係各位にご心配とご迷惑をおかけし、またそれからの対応策に大変苦慮をまいりました。そこで、この事業をスムーズになし遂げる方法論として何が考えられるか、ありとあらゆる面から検討を重ねた結果、経営面、実績面等々において堅実な宇和町社会福祉施設協会にゆだねることとして、今回三瓶特別養護老人ホーム建設補助金を計上させていただいております。

また、障害者の自立支援対策として、宇和ひまわりの郷への施設整備補助金や介護予防の推進を図るために包括支援センターに係る経費、さらに知的・身体障害者支援事業委託料などを計上しております。このほか出産祝い金や在宅寝たきり老人介護手当については、その支給に対する効果やサービス基準などを総合的に研究協議した結果、見直しを行っております。総額では61億3,106万4,000円としております。

次に、衛生費でございますが、市民の健康の保持、増進と疾病の発生を予防するために各種健康診断事業費や生活習慣を改善し、健康づくりに意欲のある市民を支援する健康推進事業費などを計上しております。

なお、各種健康診断に係る個人負担金につきましては、県下の市町の均衡を推しはかった上で、今回若干の負担増とさせていただいております。

また、昨年最重要施策として掲げておりましたごみの1億円削減計画は、皆様のご理解、ご協力によりまして約6,000万円の削減が図られる見込みとなっております。目標額には達することができませんでしたが、今後とも地道な活動を続け、目標に一步でも近づけていきたいと思っております。

このほか河川等の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽設置整備事業を今後とも継続してまいります。ご案内のとおりこの事業は、国、県の

補助を得ながら実施していますが、19年度事業につきましては、県補助金の見直しが示され、県費対象事業の中で、新築の場合は対象外となっておりまいりました。

しかし、市では集合処理施設整備対象区域との公平性を考慮し、若干の補助基準を下げた上で現行どおり、新築家屋等も対象にして補助金を交付してまいります。総額で17億4,049万6,000円としております。

次に、農林水産業費におきましては、本市の基幹産業の振興を図るため、田之浜地区において農林水産業の後継者住宅を建築するとともに、農道整備や圃場整備、営農飲雑の整備費を計上しております。

また、国の支援策の農地・水・農村環境保全活動支援事業を創設し、平成19年度から23年度までの5年間で実施してまいります。これは、現状の農村集落では、高齢化等の進行により農村の集落機能が低下し、農地や農業用水等の適切な保全管理が困難となっております。そのために今後農村集落を守っていく上に農家だけでなく、地域住民、自治会、各種団体も参加した活動組織によって地域資源の適切な保全管理と農村環境の保全に取り組むものでございます。

さらに、林業においては、平成17年度から川上から川下への木材の物流政策を展開し、林業の振興と住宅供給を図る西予市産材木造住宅建設促進事業は、平成18年の実績見込みでは46件の利用者件数となっており、非常に好評を得ています。こうした事象からしても、今後とも市単独事業として継続すべきものととらえ、本年度も計上させていただきます。

また、林道整備として白木ヶ城線や中筋鉢ヶ森線、小振鍵山線開設工事ほか竜王線の整備工事費を計上しております。

このほかに水産業費として高山・田之浜漁港整備や国道378号線俵津バイパス改良工事に伴う埋立地の負担金、周木漁港整備費等を計上しております。総額で31億7,610万円としております。

次に、商工費でございますが、商工業の経営者を支援するために中小企業振興資金の融資額の増額やあけはましーサイドサンパーク交流施設整備事業費を計上しております。

また、このほかに産業創出事業として西予市農

林水産加工開発事業やブランド産品販路開拓支援事業、地域内発型産業創出事業を目指すものに一定の補助金を交付する支援費を計上しております。総額で4億3,066万8,000円としております。

次に、土木費でございますが、本市の道路整備については、今日まで建設計画に沿って多額の財源を投入し整備を進めてまいりましたが、これからの財政事情を考慮しますと、このまま継続することはなかなか困難と判断し、本年度から一定の事業量を抑制することにいたしました。

しかし、緊急性、効果性の高いアクセス道や生活道は今後とも財源の許される範囲で整備を図ってまいります。

そこで、市道改良工事として、宇和町では旧町地区277号線ほか7本、野村町では荷刺大西鎌田西線ほか10本、城川では本村窪ヶ市線ほか7本、三瓶町では垣生24号線ほか2本の改良工事費を計上しています。

また、河川改修工事や都市下水道整備工事費の計上、そのほかに公共下水事業の建設事業費の償還金に充当するための繰出金などそれぞれ計上しております。総額で16億5,982万7,000円としております。

次に、消費費につきましては、火災及び災害に速やかに対応できる体制の整備を図るために、小型動力ポンプつき積載車7台、小型動力ポンプ2台を導入し配備します。

また、耐久性貯水槽を5カ所設置するとともに、災害対策費として明浜地区において津波一時避難場所掲示板設置工事費を計上しています。総額で8億3,999万8,000円としております。

次に、教育費でございますが、本年も西予市の未来を担う子供たちのために、全市内の小学6年生と中学3年生を対象に児童・生徒海外派遣事業を実施します。

また、豊かな体験事業の一環として、全市内の小学5年生を対象に、広島交響楽団オーケストラを招致する経費を計上しています。

さらに、施設整備につきましては、三瓶中学校屋内運動場改築事業費やそれに伴い庭球場の移転整備費を計上しております。

また、文化体育事業として、古代ロマンの里の整備計画に基づく笠置峠古墳整備やスポーツ立市

に向けての取り組みとして、愛媛県クラブ対抗駅伝大会や西日本軟式野球大会を招致する費用を計上しています。総額で2億8,339万4,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして、歳入についてご説明いたします。

まず、地方分権、三位一体改革の一環として行われた税源移譲で、市民税は約2億9,000万円の増収になるものの、一方所得譲与税は皆無となり、また地方交付税は地方公共団体に交付される総額が、前年度に対して7,045億円、4.4%の減という非常に大幅な減額となっているため、これらの基準を踏まえながらの見込みを計上しております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、普通建設事業費等の抑制によって約3億円の減額となっております。

市債につきましても、後年度に負担を転嫁させないために起債の発行を最大限抑えるものとしており、前年度より約4億円の減額としております。

以上、説明してまいりましたが、平成19年度予算は、前年度比約7億円、3%の減とし、前年度に引き続き超緊縮型の予算であり、合併当初の予算規模から比較いたしますと約34億円の減額予算となっておりますが、これも子々孫々まで過重な負担を残さないための行財政改革のあかしであると思っておりますので、どうかよろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます、私の市政運営に対する一端と平成19年度予算の概要について申し上げたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、まず初めに、平成19年度当初予算編成の概況についてご説明を申し上げます。

予算編成に当たっては、依存財源率の高い地方交付税の大幅な削減や税源移譲による市民税の影響額も総体的に少なく、歳入財源は年々減少の傾向にあります。

一方の歳出は、社会保障費や各特別会計繰出金の増大、さらに公債費が増加し、極めて深刻な財源不足は生じております。

そこで、本年度におきましても、平成17年度から導入しております早期退職者制度の継続や平成18年度から実施しております特別職給与、議員報酬、職員手当の一部カットの継続による人件費の削減、また行政評価システムを導入しての事務事業全般の見直しと各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源を必要な事業に重点的かつ効率的に配分した予算編成といたしております。

では、予算書に沿って新規事業並びに主な事業についてご説明を申し上げます。

それでは、予算書の67ページをお開き願います。

13節の中の行政評価システム構築支援委託料766万9,000円の計上ではありますが、これは限られた財源を有効に配分するための判断材料あるいは仕組みの構築、さらには中・長期計画の現実的な調整と振興管理を図るもので、本年度は施策達成度評価や施策枠予算の設定及び特定事業の事務事業評価等を行うための費用でございます。

次に、77ページをお開き願います。

13節ソフトウェア開発保守委託料8,395万6,000円の中に後期高齢者医療制度に伴うシステム開発委託料4,265万7,000円が含まれております。これは、平成20年4月に創設される後期高齢者いわゆる75歳以上でございますが、この後期高齢者を対象とする新しい高齢者医療制度の移行に伴い、制度の運営を行う県内すべての市町が加入する広域連合と一体的に電算システム構築を行うための委託料を計上しております。

79ページをお願いいたします。

12目情報推進事業費8,149万円ですが、これは2011年で終了するアナログテレビ放送からデジタル化への対応、難視聴対策及び通信格差の解消を図るためのCATV事業の検討に係る推進事業費及び設計委託料を計上いたしております。

80ページをお願いいたします。

16目庁舎建設調査研究費1,419万3,000円につきましては、合併協定書でうたわれている新庁舎建設事業について総合的に検討を行う調査研究費や基本設計に係る設計業務委託料を計上しております。

次に、84ページでございますが、8節の報償費860万円につきましては、前年度より500万円の減額計上といたしております。これは前納報奨金の乗じる率を0.5から0.3に改正したことによるものであります。その下の固定資産事務委託料2,874万4,000円は、平成21年度評価がえに伴う390ポイントの鑑定委託料を計上いたしております。

次に、99ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,802万9,000円でございますが、これは野村町の前石コミュニティーセンターの整備費と稲生集会所トイレの工事費でありまして、前石コミセンは、木造平家建て81.22平米の建設予定であります。

次に、100ページでございますが、15節の871万5,000円につきましては、手都合集会所の整備費で、木造平家建て46.93平米の建設予定となっております。

次に、ページ111ページでございますが、19節の中の三瓶特別養護老人ホーム建設補助金5億円の計上でございますが、これは社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会が三瓶町において建設予定の特別養護老人ホームに対し補助金を行うものであります。事業の規模といたしましては、入所定員50名、ショートステイ10名、デイサービス30名であります。その下の在宅寝たきり老人介護手当1,500万円は、前年度より3,000万円の減額計上となっております。これは本年度より住民税非課税世帯に属する者に限定し、かつ支給額を月額2万5,000円から1万5,000円に算定した額をここに計上いたしております。

119ページをお願いいたします。

15節の中の4,782万円は、地方改善施設整備事業で、野村町でございますが、市道奈良野名場練線の道路改良を行うものであります。

次に、121ページでございますが、13節の中の保育対策促進事業委託料1,354万6,000円につきましては、乳児保育及び育児不安等についての相談あるいは子育てサークル及び子育てボランティアの育成等を行うための支援事業に対する委託料をここに計上いたしております。

138ページをお願いいたします。

19節の中の浄化槽設置整備事業補助金2,965万1,000円でございますが、これは先ほど市長も申しておりましたとおり、本年度から県の

補助対象事業が見直しがされております。しかし、本市におきましては、今までどおり従前どおり補助を行うものであります。

次に、156ページでありますが、15節工事請負費3,500万円でございますが、これは人口定住による地域の活性化と地域産業の振興を目的とした農林水産業後継者向けの賃貸住宅を明浜町において整備するものであります。事業規模としましては、造成用地面積418.57平米、木造2階建て1戸、延べ床面積172.71平米を計画しております。

次に、162ページをお願いいたします。

19節の中の県営圃場整備事業負担金8,312万5,000円は、経営体育成基盤整備促進事業、これは宇和町山田地区であります。ここにおけます圃場整備、配水槽、ポンプ場等の整備に係る事業費負担を行うもので、事業年度は平成16年度から21年度までとなっております。同じく中山間地域総合整備事業負担金3,964万9,000円につきましては、明浜町、宇和地区におけるため池、圃場整備、用排水路事業等に関する負担金であります。また、その下の東部地区9,750万円は、これはため池、圃場整備、用排水路、農道、営農飲雑に関する負担金であります。その下の佐田岬半島東は、排水路、農道事業等に関する負担金222万9,000円を計上しております。県営畑地総合整備事業負担金9,1875万5,000円につきましては、排水路、農道、区画整理事業等に関する負担金となっております。

167ページをお願いいたします。

13節の中の施設管理運営業務委託料6,171万5,000円につきましては、明浜町のふるさと創生館、オートキャンプ場、塩ぶる、民宿故郷に係る管理運営費をシーサイドサンパーク株式会社へ2,047万5,000円で委託、また野村町のほわいとファームに係る費用を株式会社野村町地域振興センターへ2,340万円で、また城川町の特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成と促進施設に係る費用を株式会社城川開発公社へ1,755万円で管理委託するものであります。

次に、168ページでございますが、10目の農村環境保全向上活動支援事業費5,252万2,000円でございますが、これは農地・水・農村環

境保全活動支援事業に係る交付金を計上するものであります。

次に、172ページをお願いいたします。

15節工事請負費2億5,630万7,000円につきましては、平成17年度認定の交流と潤いのある地域づくり計画に基づき、林業関係車両の安全な運行を確保し、林業振興を図るための林道改良、舗装事業費を計上するものであります。

事業内容につきましては、野村町の林道白木ケ城線開設、延長69メートル、林道白木ケ城線支線開設、延長475メートル、林道中筋鉢ケ森線開設、延長940メートル、林道小振鍵山線開設、延長583メートル、宇和町の林道竜王線舗装、延長860メートルとなっています。

次に、173ページであります。19節の中の西予市産材木造住宅建設促進事業補助金1,500万円につきましては、西予市産材を利活用した住宅建築や公共施設等の木造化を推進し、林業の振興を図るための補助金であります。これは平成17年度に制度化したもので、市内に住宅を建築または購入する場合、市産材の使用材1立方メートル当たり1万2,000円を補助するものであります。しかし、限度は50万円が限度となっております。その下の間伐材出荷促進対策事業補助金1,360万円は、間伐を促進し、林業振興を図るための補助金を計上しております。

次に、179ページであります。15節工事請負費3,770万円につきましては、三瓶町の魚礁整備事業費等稚魚育成を目的に、明浜町において増殖礁の整備を行うもので、平成19年度から20年度において整備する予定にしております。

181ページをお願いいたします。

4目の漁港建設費5億2,568万3,000円につきましては、田の浜特定漁港漁場整備事業防波堤の延長10メートル、高山特定漁港漁場整備事業防波堤の延長57メートル、高山漁港漁村再生交付金事業、突堤延長16メートル、周木漁港漁村再生交付金事業、物揚げ場延長22.5メートルに係る費用を計上しております。

また、国道378号線改進黨業としまして、三瓶町垣生漁港漁村再生交付金事業及び明浜町依津バイパス道路改進黨業に係る負担金を計上しております。

次に、185ページをお願いいたします。

21節の4,700万円ではありますが、これは中小企業の振興を図るために、融資基金として各金融機関へ4,700万円を預託し、これを金融機関は預託金の10倍の融資枠で設定して中小企業者に貸し付け及び利子補給を行うものであります。

次に、187ページをお願いいたします。

15節工事請負費7,780万円につきましては、明浜町のシーサイドサンパーク内にシーカヤック艇庫、広場、遊歩道等を整備し、地域の活性化及び振興を図るもので、事業内容につきましては、シーカヤック艇庫これが216平米、広場625平米、遊歩道90メートル、モニュメント1カ所でございます。

次に、193ページであります。19節の中の農林水産加工品開発事業補助金100万円につきましては、西予市産農林水産物を原材料とした加工品の開発経費の一部を補助し、地域の活性化と特産品・加工品づくりを目指す事業者を育成するものであります。その下のブランド産品販路開拓支援事業費補助金100万円につきましても、市産品の販路開拓、商品PR、市場調査等の一部を補助し、ブランドとなり得る産品を育成するものであります。また、地域内発型産業創出事業補助金100万円は、地域特性を生かした事業の法人化、地域課題に貢献する市民手づくり事業や新たな分野に参入し、事業の多角化を目指す事業等を支援するものであります。

次に、200ページであります。3目の道路新設改良費6億9,827万4,000円ではありますが、これは宇和町の旧町地区277号線、多田地区127号線、中川地区102号線、中川地区26号、27号、30号線、旧町地区96号線、旧町地区181号線、下宇和地区6号線のそれぞれの改良工事と石城地区45号線の舗装工事を行うものであります。また、明浜町では、すてきな集落整備事業による道路改良を上げております。それから、野村町では、荷刺大西鎌田西線、湊筋田之筋線、馬地惣財久線、岡上線、深山線、中筋大洲線、愛宕線の改良工事と古市線の舗装、惣川栲原線舗装、電源立地地域対策事業による道路舗装工事を行うものであります。城川町では、本村窪ケ市線、下高野子線、重谷線、旭町竜沢寺線の改良工事と旭町竜沢寺線橋梁架設工事負担金を計上しております。三瓶町では、蔵貫浦13号

線、周木27号線、垣生24号線の改良工事を行うものであります。

次に、202ページであります。4目の高速道路周辺整備事業費5,023万円につきましては、高速道路周辺である宇和地区の下宇和地区36号線道路改良、稲生地区排水路整備、下宇和地区6号線側溝改修等を行うものであります。

5目のまちづくり交付金事業費1億1,450万7,000円につきましては、宇和地区において商店街及び卯之町町並み舗装整備、開明学校トイレ改築、卯之町町並みフットライト整備、野村地区におきましては、徳城線改良、愛宕山公園整備を行うものであります。

次に、205ページをお願いいたします。

2目の港湾建設費1,470万円につきましては、三瓶港湾しゅんせつ工事費を計上しております。

次に、219ページであります。15節の3,100万7,000円と18節の1,536万4,000円は、消防施設の整備費であります。

事業内容につきましては、野村町の横林分団第2部の倉庫を新築、また宇和町の伊延西、新城、野村町の四郎谷、滝山、城川町の中野川地区において耐震性の貯水槽を設置します。さらに、老朽化によりまして田之浜分団、下宇和分団第2部、三瓶町三島分団第4部の小型動力ポンプ積載車の更新等を行う経費を計上いたしております。

次に、220ページをお願いいたします。

15節の266万2,000円につきましては、自主防災組織を結成し、地域防災活動に積極的に取り組んでいる明浜町において、津波災害防止対策費としまして、一時避難場所表示板を設置する費用であります。

次に、223ページをお願いいたします。

13節の中の児童・生徒海外派遣委託料1,641万3,000円につきましては、西予市の未来を担う子供たちのために、本年度も小学校6年生30名、中学3年生30名を海外に派遣する委託料を計上いたしております。その下の車借上料83万6,000円は、市内小学生5年生を対象に、広島交響楽団オーケストラの公演を実施するための経費を計上いたしております。

次に、236ページをお願いいたします。

3目学校建設費3億8,871万6,000円

につきましては、昭和34年建築の三瓶中学校体育館の老朽化に伴う改築を行うもので、鉄骨づくり2階建て1,514平米の建設予定でございます。

242ページをお願いいたします。

13節の中の市民セミナー委託料120万円ですが、これは生涯学習の一環としまして、市民に学習機会を提供することを目的に市民セミナーを開催するものであります。

次に、257ページをお願いいたします。

15節の3,090万円ですが、これは古代ロマンの里の整備活用基本計画に基づきまして、笠置峠古墳の石室複製の設置及び古墳周辺の整備約700平米を行う工事費を計上いたしております。

次に、261ページをお願いいたします。

19節の中の文とかまぼこ板の絵事業補助金300万円は、福井県坂井市、旧丸岡町ですが、ここの日本一短い手紙と西予市の全国のかまぼこ板の絵との合同での企画展、文とかまぼこ板の絵物語を展開するための補助金を計上するものであります。

次に、264ページをお願いいたします。

19節の文化の里まちづくり活動事業補助金607万6,000円の中で開智・開明学校姉妹館提携20周年記念事業費397万6,000円が含まれております。この事業は、昭和62年10月6日に長野県松本市旧開智学校と西予市の旧開明学校は、文化財指定学校校舎を博物館として活動していることをご縁に姉妹館の提携を結んでおります。本年度が姉妹館提携20周年となることから、各種交流事業等の記念事業費を計上したものであります。

次に、265ページをお願いいたします。

13節委託料の中の190万円につきましては、第42回愛媛県クラブ対抗駅伝大会が、来年3月西予市におきまして、190チーム前後の参加のもとで開催されますが、その経費を計上いたしております。

次に、268ページをお願いいたします。

15節の3,350万円の中に三瓶庭球場整備費が含まれております。これは、三瓶中学校屋内運動場改築に伴い、三瓶庭球場の移転整備費を計上するものであります。事業規模としましては、人工芝コート1面、クレークコート3面で2,84

0平方メートルとしております。

次に、歳入でございますが、自主財源のかなめであります市税は、三位一体の改革の一環として行われた税源移譲で、市民税は2億9,339万円の増額、固定資産税は負担調整等によりまして4,315万1,000円の増額、市税総額では3億4,332万4,000円、前年度比12%の増額といたしております。

一方、地方譲与税につきましては、所得譲与税が廃止になったことによりまして、前年度比49.6%の減、額にいたしまして3億3,589万1,000円の減額といたしております。利子割交付金、地方消費税交付金等々につきましては、平成18年度実績に基づき算出した額の全額を計上いたしております。

また、地方交付税につきましては、地方財政計画で対前年比4.4%の減となっておりますので、これらを基準といたしまして1億6,674万7,000円の減額といたしております。

国庫支出金につきましては、普通建設事業の抑制等によりまして、前年度より3億586万2,000円、前年度比9.6%の減となっております。

最後に、市債につきましては、建設事業費の削減により前年度より3億9,460万円、前年比12.5%の減といたしております。そこで合併特例債や過疎債、辺地債の財政上有利な起債を活用し必要額をここに計上いたしております。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。午後2時35分より再開いたします。(休憩 午後2時24分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時35分)

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第49号「平成19年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書の方をお願いいたします。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,303万1,000円といたしております。

9ページからの歳出の主なものは、施設授産場の事務費で、人件費等1,589万4,000円、事業費の賃金等713万6,000円であります。

歳入では、手袋加工賃等の施設授産場事業収入

409万3,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,893万6,000円を予定しております。

続いて、議案第50号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

19ページからとなります。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,622万3,000円といたしております。

27ページからの歳出の主なものについてご説明をいたします。

住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金1,310万6,000円と利子311万7,000円であります。

次に、25ページの歳入の主なものにつきまして申し上げます。

住宅改修資金貸付元利収入79万8,000円及び住宅新築資金等貸付元利収入1,372万8,000円、住宅新築資金等貸付事業費県補助金169万3,000円、一般会計からの繰入金2,000円、繰越金2,000円を予定計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第51号「平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

ページは31ページからですが、この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。本予算は、新規貸付予定者38名、継続貸付者101名、計139名分及び運営費をあわせまして5,555万9,000円計上いたしました。

歳入は、奨学資金等5,231万9,000円及び前年度繰越金300万1,000円を計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たりましては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第52号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と11の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算より説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

平成19年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度改正の対応等国が示す留意事項に基づき編成いたしましたところであります。今後とも保険給付費、介護納付金の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、健全な財政運営のための最重点課題であります保険税収入の確保や医療費適正化対策等を考慮し、そのために必要な経費を計上いたしました。

45ページの歳出では、1款総務費9,867万8,000円、2款保険給付費39億7,303万7,000円、3款老人保健拠出金9億1,651万5,000円、4款介護納付金3億1,182万3,000円、5款共同事業拠出金7億3,460万1,000円、6款保健事業費3,062万1,000円、9款諸支出金704万7,000円、10款予備費で1,709万7,000円を計上いたしております。

43ページの歳入につきましては、1款国民健康保険税を12億7,518万6,000円、4款国庫支出金は17億9,204万7,000円、5款県支出金2億7,493万9,000円、6款療養給付費等交付金13億594万1,000円、7款共同事業交付金6億8,526万8,000円、9款繰入金7億3,530万3,000円、11款諸収入2,025万円を計上いたしております。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ60億8,942万1,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

各診療所の受診者は減少傾向にありまして、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなり、年々厳しい経営を余儀なくされておりますが、経費節減に努め、物心両面

にわたる経営の改善に積極的に努め、今後とも地域になくしてはならない診療所づくりを目指す所存でございます。

47、48ページの明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額及び診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、依津診療所が総額7,951万1,000円であり、診療収入は6,193万3,000円でありまして、診療収入が占める割合は78%でございます。一般会計繰入金は1,655万1,000円でございます。

49ページ、50ページの狩江診療所におきましては6,250万8,000円でありまして、診療収入は4,006万1,000円、割合は64%で、一般会計繰入金は1,728万8,000円でございます。

51、52ページの高山診療所につきましては7,767万1,000円で、診療収入は4,324万8,000円、割合は56%で、一般会計繰入金は3,337万1,000円であります。

53、54ページの田之浜診療所につきましては1,971万3,000円で、診療収入は1,353万5,000円、割合は69%で、一般会計繰入金は603万6,000円であります。

次に、野村町の各診療所勘定でございますが、55、56ページの坂石診療所が289万9,000円で、診療収入は73万3,000円、割合は25%、一般会計繰入金は153万4,000円であります。

57、8ページの惣川診療所につきましては952万5,000円で、診療収入は801万円、割合は84%で一般会計からの繰入金はございません。

次に、城川町の各診療所勘定予算総額は、59、60ページの土居診療所が1億4,307万2,000円で、診療収入は1億158万4,000円、割合は71%、一般会計繰入金は1,888万8,000円であります。

次、杉之瀬出張診療所が1,754万1,000円で、診療収入は1,746万9,000円、割合は99%であります。

63、64ページの遊子川出張診療所が487万5,000円で、診療収入は430万3,000円、割合は88%で、杉之瀬、遊子川いずれも一般会計からの繰入金はございません。

次に、三瓶町の各診療所勘定予算総額でありま

すが、65、66ページの二及診療所が4,390万8,000円で、診療収入は4,253万5,000円、割合は97%であります。

次に、67、68ページの周木診療所が4,481万7,000円で、診療収入は4,351万9,000円、割合は97%で、二及、周木いずれも繰入金はありません。

なお、本予算案につきましては、本年3月2日に開催いたしました国保運営協議会におきまして慎重なご協議をいただきまして、本日も提案申し上げる次第でございます。

続きまして、議案第53号「平成19年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

急速な少子・高齢、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、特に高齢者医療制度については、急速に増大する老人医療費への対応が必要でありまして、世代間の公平な負担を実現するとともに、後期高齢者への施策の重点化、公費負担の拡充を図る等のため、医療制度改革大綱に沿って新たな高齢者医療制度の創設が平成20年4月に向け実現を図ることとされたところでございます。そうした中、愛媛県でも本年2月19日に、西予市を含む県内20市町が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が設立されたところでございます。そのような状況の中、平成19年度は、西予市においては、現在の老人保健法のもとでの最後の予算編成となりますが、医療費については、1人当たり老人医療費は県下でも低位にあるとはいいまして、高齢化の進展、慢性的な生活習慣病の増加等により毎年上昇傾向にあり、そのような状況を踏まえ予算計上を行ったところでございます。

それでは、255ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,012万円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、266ページからとなっております。総務費で7,110万4,000円、そのうち今年度は後期高齢者広域連合経費の市町村分担金を2,290万4,000円計上いたしております。

次に、268ページの医療諸費では、医療給付費65億6,400万円、医療費支給費8,76

0万円、審査支払手数料2,644万円を医療受給対象者数及び前年度の医療費実績額、また平成18年10月からの患者負担の見直し等による保険給付分の減額分等を考慮して、合計66億7,804万円を見込み計上いたしております。これは前年度対比で2.8%の減となります。また、予備費として97万円を計上いたしております。

次に、261ページに戻っていただきまして、歳入についてご説明を申し上げます。

医療費に対する支払基金交付金として33億7,340万1,000円、審査支払手数料交付金として2,631万9,000円、あわせて33億9,972万円を計上いたしました。

また、262ページの医療に対する国庫負担金におきましては、医療費負担金として21億7,613万4,000円、263ページの県負担金につきましては、医療費県負担金として5億4,403万3,000円を計上いたしております。

一般会計繰入金につきましては、医療給付費分5億4,403万4,000円、事務費分7,219万2,000円、合計6億1,622万6,000円を計上いたしました。

また、265ページの諸収入として第三者納付金を1,400万円計上いたしております。

なお、歳入については、段階的に交付金割合の引き下げと公費割合の引き上げが毎年行われているため、前年度と比べまして交付金が大きく減少し、公費である国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金が増加するという結果となっております。

続きまして、議案第54号「平成19年度西予市介護保険特別会計予算」につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本予算については、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として地域包括支援センターを設置し、事業を実施する予算を新たに計上いたしております。

それでは、予算書の方281ページをお願いいたします。

本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億2,083万2,000円と定めるものであります。

明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,397万5,000円、明浜居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,354万9,000円、明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,603万8,000円、城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,128万4,000円といたしております。

281ページからの内訳といたしまして、介護保険特別会計事業勘定予算で、歳出の主なものは、総務費の総務管理費で7,570万6,000円、賦課徴収費136万3,000円、介護認定診査会費3,144万1,000円、保険給付費の介護サービス等諸費で32億3,880万円、介護予防サービス等諸費5億9,820万円、その他諸費530万円、高額介護サービス等費7,820万円、特定入所者介護サービス等費1億8,252万円、地域支援事業費の介護予防事業費で1,785万5,000円、冒頭に申し上げました包括的支援事業2事業これが8,515万4,000円であります。

279ページからの歳入の主なものにつきましては、保険料の介護保険料で6億3,461万1,000円、歳出の介護予防事業費の事業実施に伴う利用者の負担金で148万1,000円、国庫支出金の国庫負担金で7億1,667万9,000円、国庫補助金3億7,185万5,000円、県支出金の県負担金で6億1,680万4,000円、県補助金で1,339万6,000円、支払基金交付金の支払基金交付金で12億7,632万円、繰入金の一般会計繰入金で6億6,450万3,000円、基金繰入金2,512万3,000円を予定しております。

次に、285ページの明浜特別養護老人ホーム勘定会計でございますが、歳出の主なものは、総務費の施設管理費で2億7,893万9,000円、研究研修費で19万3,000円、サービス事業費の居宅サービス事業費で212万円、施設介護サービス事業費3,654万1,000円、諸支出金の繰出金で300万円、予備費として308万5,000円であります。

次に、283ページに戻りまして、歳入の主なものにつきましては、サービス収入の介護給付費収入で2億5,745万6,000円、自己負担

金収入4,289万1,000円、特定入所者介護サービス等収入2,306万1,000円を予定いたしております。

次に、288ページの明浜居宅介護支援勘定会計予算でありますけれども、歳出につきましては、総務費の施設管理費で1,242万6,000円、サービス事業費の居宅介護支援事業費で71万1,000円、予備費で41万2,000円であります。

287ページへ戻りまして、歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で582万1,000円、介護予防支援費収入38万4,000円、繰入金で他会計繰入金734万2,000円を予定いたしております。

次に、290ページの明浜デイサービス勘定会計予算でございますが、歳出の主なものは、総務費の施設管理費で2,305万2,000円、サービス事業費の居宅サービス事業費で210万1,000円、予備費で87万円でございます。

289ページへ戻りまして、歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で1,680万1,000円、自己負担金収入336万円、繰入金で明浜特別養護老人ホーム特別会計繰入金300万円、諸収入の受託事業収入で280万円を予定いたしております。

次に、292ページの城川居宅介護支援勘定会計予算でございますが、歳出の主なものは、総務費の施設管理費で1,989万6,000円、サービス事業費の居宅介護支援事業費で138万6,000円であります。

291ページの歳入に戻りまして、歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で1,229万6,000円、介護予防支援費収入115万3,000円、繰入金の他会計繰入金783万2,000円を予定いたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第55号「平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

401ページからでございます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ132万1,000円と定めるものであります。

歳出では、長期債元金償還金127万3,000

0円及び利子償還金4万8,000円を計上いたしました。財源につきましては、一般会計繰入金を充当しております。

続きまして、議案第56号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

411ページからでございます。

平成19年度に実施します事業の主なものとして、多田地区営農飲雑用水事業を昨年に継続して行い、また田穂簡易水道配水池新設工事を行うこととし、歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,100万5,000円と定めるものであります。

まず、歳入歳出予算からご説明申し上げます。

歳出の主なものとして、総務管理費において、中山間事業負担金として4,972万5,000円を計上し、このほか人件費等をあわせて1億7,783万9,000円を見込んでおります。

また、施設整備費において、多田地区営農飲雑用水事業の工事請負費を県工事受託分2億5,400万4,000円、単独分1,999万6,000円を計上しておりますほか、大野ヶ原簡易水道給水管布設がえ工事800万円、田穂簡易水道配水池新設工事1,344万円、下泊配水管移設工事300万円を計上いたしております。このほかの工事請負費、委託料、補償費等をあわせて3億1,556万5,000円を見込んでおります。このほか公債償還金7,570万1,000円、予備費190万円を計上いたしております。

これらに対する財源の主なものとして、給水収入1億2,055万9,000円、県補助金672万円、受託事業収入2億5,165万6,000円、一般会計繰入金8,632万5,000円を含む繰入金1億1,727万9,000円、市債5,630万円、このほか分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入等をあわせて1,849万1,000円を見込み充当いたしました。

次に、地方債でございますが、多田地区営農飲雑用水施設事業に係るもの、田穂簡易水道配水池新設工事に係るものとして限度額を5,630万円と定めるものでございます。

次に、議案第57号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

439ページからでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出総額をそれぞれ14億6,577万7,000円と定めるものでございます。

本年度の西予市農業集落排水事業における主な事業としましては、汚水処理を実施しております8地区の施設の維持管理業務と継続で事業を進めております宇和町多田地区、明間地区の施設整備であります。また、明間地区におきましては、地理的条件から、農業集落排水事業において整備することができない地区について浄化槽市町村整備推進事業の認可を受け、今年度においては、合併浄化槽10基の設置を計画しております。

平成19年度の予算の主なものは、施設管理費としまして7,100万2,000円計上しておりますが、処理施設に係る光熱水費1,609万8,000円、くみ取り手数料2,013万円、機械器具保守点検委託料3,095万3,000円等でございます。

次に、施設整備費であります。11億5,798万2,000円を計上しており、その主なものは、人件費の一般職給料1,185万3,000円、職員手当等871万6,000円、消耗品費等の需用費1,661万3,000円、工事設計のための委託料4,453万1,000円、処理施設、管路施設及び合併浄化槽設置整備のための工事請負費10億6,305万円、明間地区における処理場用地取得費に係る公有財産購入費480万円を計上しております。

次に、公債費でございますが、2億3,674万9,000円を計上しております。これは今までに建設された施設整備に対する元利償還金であります。元金1億7,461万8,000円、利子6,213万1,000円をそれぞれ計上しております。また、予備費として4万4,000円を計上いたしました。

歳入の主なものにつきましては、汚水処理に伴う施設使用料5,749万1,000円、施設整備事業における受益者の分担金3,460万円、供用開始地区における新規加入者の負担金680万円、県補助金6億8,531万4,000円、市債の元利償還並びに施設整備等として一般会計繰入金2億7,256万2,000円、前年度からの繰越金710万円、消費税還付金等の諸収入512万円、市債3億9,670万円を充当しております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還金の方法を第2表により定めております。

次に、議案第58号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

463ページからでございます。

西予市の公共下水道事業についてであります。平成16年度末より供用を開始している野村処理区では平成11年度から、また本年3月末に供用開始予定の宇和处理区では、平成12年度からそれぞれ事業に着手しております。

平成19年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約3,000メートルの管路整備工事及び宇和浄化センターの汚泥処理設備工事を、また野村処理区では、延長約2,000メートルの管路整備工事及び野村浄化センター汚泥処理設備工事をそれぞれ予定しております。

それでは、予算の説明に入りたいと思います。

本予算は、歳入歳出総額を9億2,608万円と定めるものであります。

次に、地方債でございますが、限度額を3億2,150万円、利率4%以内などを定めるものでございます。

詳細をご説明いたします。

事業推進費の64万1,000円でございますが、宇和处理区における公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費でございます。

次に、施設整備費として7億3,626万1,000円を計上しておりますが、主なものとしては、一般職給2,581万3,000円、職員手当等1,867万2,000円、管路実施設計、浄化センター建設工事委託等の委託料1億8,100万円、管路整備工事に関します工事請負費4億8,970万円等であります。施設管理費6,101万8,000円でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、宇和、野村両処理区の維持管理費用であります。臨時雇い賃金54万9,000円、消耗品費、光熱水費等の需用費1,227万9,000円、浄化センター維持管理委託料等の委託料2,473万5,000円、公共下水道接続奨励金2,017万8,000円等を計上しております。

財源といたしましては、公共下水道国庫補助金2億8,200万円、市債の元利償還金及び施設

整備費等として一般会計繰入金を2億220万1,000円、前年度繰越金110万円、消費税の還付金等を雑入として924万5,000円、市債として3億2,150万円、公共下水道事業費分担金8,700万円及び施設使用料2,303万4,000円を充当しております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率償還の方法を第2表により定めております。

次に、議案第59号「平成19年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書のページ1ページからでございます。

平成19年度においては、宇和上水道事業において、第4次拡張事業として電気計装設備の新設と更新を実施してまいります。

また、野村上水道事業において、坂石送水管布設変更工事、三瓶上水道事業において、朝立送水管移設工事を予定しております。

まず、業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数につきましては、宇和上水道事業5,620戸、明浜上水道事業2,160戸、野村上水道事業2,388戸、三瓶上水道事業3,100戸のあわせて1万3,268戸を予定しております。

また、西予市全体における1日平均給水量を1万2,353トン、年間総給水量を450万8,420トンと予定しております。

続いて、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

費用の主なものでは、営業活動に係る営業費用として5億2,689万円、企業債償還利息等の営業外費用として9,745万3,000円、このほか特別損失、予備費等をあわせて水道事業費用の総額を6億3,341万8,000円と計上いたしております。

これに対し収益の主なものは、営業活動に基づく給水収益の6億2,348万6,000円ですが、これを含む営業収益で6億3,037万7,000円、営業外収益で1,223万7,000円を見込み、このほか特別利益とあわせて水道事業収益の総額を6億4,264万4,000円と見込んでおります。

また、営業運転資金として一般会計から長期借

入金650万円を借り入れることと定めております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

支出の主なものは、宇和上水道事業における第4次拡張事業の工事請負費8,200万円、野村上水道事業における坂石送水管布設変更工事請負費2,000万円、三瓶上水道事業における朝立送配水管移設工事請負費1,350万円であり、これらを含む建設改良費として2億8,953万1,000円を計上いたしております。

また、企業債償還金1億775万3,000円、予備費100万円をあわせて資本的支出の総額を3億9,828万4,000円と計上いたしております。

これに対し資本的収入の主なものは、企業債7,000万円でありまして、このほか工事負担金、他会計繰入金をあわせて資本的収入の総額を10億931万3,000円と見込んでおります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補てんする財源は、総則の第4条括弧書きの中で説明しておりますとおりであります。

続いて、地方債でございますが、宇和上水道事業における第4次拡張事業に伴う建設改良費に係るもので、限度額を7,000万円と定めるものでございます。

また、一時借入金の限度額を2億4,000万円、棚卸資産購入限度額を1,600万円とそれぞれ定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億304万円、交際費10万円と定めるものでございます。

なお、一般会計からこの会計へ受ける補助金は、企業債償還に充てるための2,333万9,000円であります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第60号「平成19年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書をお開きいただきたいと思います。

125ページであります。

第2条の業務予定量からご説明申し上げます。

病床数は一般病床210床、療養病床52床、感染症2床、合計の264床であります。年間患者数は、入院8万5,278人、外来13万8,670人で、1日平均患者数は、入院で233人、外来で566人を見込んでいます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款事業収益は32億7,254万円を計上しておりますが、その内訳は外来、入院の診療収入、室料の差額、人間ドックや検診収入などの医業収益31億9,258万6,000円、企業債利息に対する一般会計補助金などの医業外収益を7,991万4,000円でございます。

支出では、第1款医業費用として32億7,254万円を計上しておりますが、その内訳は、職員の人件費や事務費、材料費、経費などの医業費用が31億4,132万9,000円、企業債の支払い利息など1億3,117万1,000円でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、収入で、第1款資本的収入として2,963万3,000円を計上しておりますが、内訳として出資金2,963万2,000円は、企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。

次に、支出でございますが、建設改良費8,916万8,000円と企業債償還金9,559万円の総額1億8,475万8,000円であります。

建設改良費の主なものは、宇和病院では、EOGガス滅菌機、患者監視モニターなどでありまして、野村病院では、CT、ナースコール改修工事などでありまして。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,512万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第3条、4条のご説明をいたしましたが、詳細につきましては、127ページから病院事業会計予算実施計画、130ページからは宇和病院、140ページからは野村病院の予算明細書を記させていただきますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、第5条は、一時借入金の限度額を5億円と定めさせていただきます。

第6条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費18億688万6,000円、交際費340万円と定めております。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を9億5,000万円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第61号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

ページは159ページからでございます。

介護老人保健施設は、介護保険サービスの中核を担う施設としての役割がますます期待されてきているところであります。提案いたしました本案は、歳入歳出それぞれ4億15万9,000円とするものであります。

業務の予定量につきましては、入所定員が80人で、入所1日平均79人で、入所率98%を予定いたしております。

次に、160ページ、第4条の資本金収入及び支出でございますが、資産購入費企業債償還金3,270万円を計上いたしております。

不足する額につきましては、全額過年度損益勘定留保資金で補うようにいたしております。

なお、詳細につきましては、161ページから実施計画書等を記載いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員のうち、野村町の兵頭義之氏及び太田俊岳氏が、平成19年6月30日をもって任期満了となります。今回の任期満了に伴い、その後任について検討をいたしました結果、兵頭氏につきましては、引き続き推薦することとし、太田氏には本人の意向もあることから勇退いただき、後任として渡邊美恵子氏を推薦したいと存じます。

兵頭氏は、長年にわたり野村町役場の奉職後、平成13年4月から人権擁護委員としてご活躍いただいております。現在県人権擁護委員連合会副会長

の要職についておられます。

渡邊氏は、長年にわたり教職を務められ、在職中はいじめ、不登校の問題など最優先課題として取り組んでこられ、また教職退職後は、西予市福祉事務所の家庭児童相談員としてご活躍されました。それぞれ人格、見識高く、広範な知識と豊かな経験から社会の秩序全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務部長。

森総務企画部長 報告第1号「平成17年度西予市一般会計継続費精算報告書の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年度において健康保養地構想事業及び農産物加工施設整備事業の継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算計算書を添えてご報告申し上げます。

議長 ただいま議題といたしました案件については、明後日質疑を予定しておりますが、これより一部議案のみお諮りいたします。

まず、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結とします。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意いたしました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」及び発議第2号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 それでは、提案をいたしております2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

昨年、地方公共団体の自主性、自立性の拡大を図るため地方自治法が改正され、地方議会のあり方につきましても必要な措置が講じられたところでもあります。地方自治法第109条第3号等の規定により、閉会中においては、会議に諮ることなく議長が委員会の委員を選任することができる例外規定を設けるもの及び同法第123条の規定により、会議録を電磁的記録によることもできることとするために本条例の一部を改正するものがあります。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、発議第2号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

先ほどの発議第1号と同様、地方自治法が改正され、地方議会のあり方につきましても必要な措置が講じられたところでもあります。つきましては、同法第109条第7号の規定により、常任委員会、議会運営委員会または特別委員会が議会に議案を提出できることとするもの及び同法第123条の規定により会議録を電磁的記録によることもできることとするために本規則の一部を改正するものがあります。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号及び発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

まず、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、発議第2号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時35分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時37分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第62号「市道路線の廃止について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、6件の議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第62号「市道路線の廃止について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第62号「市道路線の廃止について」、議案第63号「市道路線の認定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回1路線の廃止と4路線の認定をお願いするものであります。

まず、城川町の寺野線は、地区の生活道路として機能しておりますが、本線終点から180メートルの地点に水源地があることから、全線廃止後、水源地までの再認定をお願いするものであります。須田線は林道として開設されましたが、現在は地区の重要な生活道路として機能している道路であります。日浦山本線は、本線の終点に住宅があり、本線が唯一の生活道路となっており、維持管理も地元で実施している道路であります。宇和町の旧町地区166号線は、宇和浄化センターへ通ずる重要な道路であり、市道として認定をお願いするものであります。

なお、本件に係る市道の廃止及び認定につきましては、さきの2月21日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第64号から第67号「西予市営土地改良事業の施行について」一括して提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成19年度に城川町遊子谷、魚成、野村町大西、西の4地区において単独土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業の内容につきましては、城川地区の2件はかんがい排水工事を、野村地区の2件は農道舗装工事を施工するもので、これらにより効率的な農業経営を図るものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日3月8日午前9時より一般質問を行

います。

散会 午後3時42分

平成19年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

1.招集年月日 平成19年3月8日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 議 平成19年3月8日 建 設 部 長 鶴 岡 康 年
 午前9時00分 産 業 部 長 小 玉 岩 康
 1.散 会 平成19年3月8日 生活福祉部長 武 田 勉
 午後0時18分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

25番 岡 田 周 三

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 松 本 正 志
 病院総括事務長 上 甲 福 重
 消防本部消防長 是 澤 孝 次
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

まず、5番元親孝志君。

5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

きのう、きょうと思わぬ雪が降りまして、大変びっくりいたしておるところでございます。ことは全般的には非常に温暖化でございまして、暖かい春を迎えておるわけでございます。地球温暖化と言われ始めて随分久くなるわけでございますが、ことしぐらい一人一人が何かおかしいなと、温暖化してるなということを感じるのも初めてではないかなというふうに思っております。

ちょうど今から45年前、1962年にアメリカの環境生態学者レーチェルカーソンが、沈黙の春という1冊の本を書かれております。これは当時アメリカそしてヨーロッパにおける近代農業において大量の殺虫剤を使用しておりまして、このまま農薬を使い続けると、やがて地球上には虫がいなくなって小鳥がいなくなる。春が来ても小鳥がさえずらない沈黙の春が訪れるということで、環境破壊に対する警鐘を鳴らされたわけでございます。それから45年たちまして、私たちは今地球温暖化ということでこのことが証明されたのかなというふうに思わざるを得ないのかなというふうに思っております。地球の大きさに比べますと、我々一人一人の大きさというのは、一見無関係に思えたわけですが、今ここに来て、一人一人の何げない行動が地球の環境まで変えたということで、地球の大きさと我々一人一人の大きさは、ある意味で表裏一体の関係にあるというこ

とも同時に証明されたのかなというふうに思っております。そういう中で、今環境問題も、そして食糧の問題、資源、エネルギーの問題、あるいはまた経済の問題におきましても、地球規模でとらえて、そしてその中で、例えば西予市で何ができるか、何をしなければいけないかということ議論していかなければいけない時代が来たのかなというふうに思っております。

三好市長も就任されました当初、最初の定例会におきまして、所信表明の中で、たしかこう言われたと私は記憶いたしておりますけれども、これからの時代はグローバルに考え、そしてローカルに実践していかなければいけないということを言われたと思います。前置きが長くなりましたけれども、きょうはそういう中で、私はローカルな実践という視点で2点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

それでは、介護保険制度の改正に伴う問題点について質問をいたします。

5年に一度見直しが義務づけられている介護保険制度は、2006年4月から内容が大幅に改正されました。今回改正された主な内容につきましては、予防介護に重点が置かれたこと、施設の入居費、食費が自己負担になったこと、サービスの質の向上を目指すこと、地域密着型サービスの拠点づくりなどであります。今回の改正に伴い、以下の2点について質問をいたします。

初めに、施設給付の見直しに伴う利用者の負担増についてであります。

これは、介護保険制度がスタートして、わずか3年で利用者が倍増をするという状況に陥り、一気に保険財政が苦しくなってきたことが原因しています。今回の改正は、制度破綻を避けるための苦肉の策だと考えております。既に2005年10月から前倒しでスタートしております。具体的には、介護保険の3つの施設サービス、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において、そこにかかる居住費と食費が全額利用者側の自己負担になりました。今までの施設サービスの自己負担は、サービス利用料の1割負担と食費の一部、さらには日用雑貨に係る費用のみでした。減免措置が適用される低所得者を除けば、厚生労働省が示した基準費用額をもとに計算いたしますと、特別養護老人ホームの4人部屋に入所した場合、月々5万円から6万円、国民年金

の範囲を支払えば済んでおりました。しかし、2005年10月からの改正では、月々の負担は8万円を超えることになりました。当然国民年金だけでは足りません。居住費等が自己負担になるのは、施設サービスだけでなく、居宅サービスに位置づけられている短期入所サービスについても同等の扱いになります。利用者にとって重い負担になることは明らかであります。

一方で、このような厳しい状況を強いながら、国の指導は施設の個室化を自治体に要求しています。これは介護保険法のいう尊厳の保持に基づく措置だろうと思います。西予市においても、12月の定例会において、宇和町の松葉寮と野村町の法正園の個室化のための市の負担が計上されました。4人部屋ですら負担に耐えられない利用者が始めている現状において、個室化にしたら、負担はどうかという心配であります。既に改正後施設からの退所を余儀なくされ、入所期間を短縮するといった動きが始めております。個室化すれば利用者負担も10万円を超え、官・民の格差がほとんどなくなります。社会保障とは、本来自力ではどうにもならない低所得者層いわゆる社会的弱者を救済するのが公共の目的であったと思います。今回の措置は、本来の趣旨からすれば、当然理解、納得できません。特にことし3月から定年を迎えられる団塊の世代の人たちが介護を必要とされる10年後以降が問題であります。10年後の受け入れ態勢と負担額は市民の理解が得られるように計画されているのでしょうか。今回の改正では、市町村は市町村介護保険事業計画において、当該市町村が定める日常生活圏域ごとの介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みや地域支援事業の量の見込み等を定めることになっております。

ここで質問をいたします。

10年後西予市では、要介護者を何人程度と推定されているのか。そのときの西予市の官・民あわせた受け入れ態勢、いわゆるベッド数は何床確保できる見込みなのか。当然入所できない待機者が相当数発生してまいります。その人たちはどのように対処される予定なのか。今検討されている三瓶町の介護施設も全室個室の計画なのか。個室化ということは、利用者負担と保険財政を考慮に入れなければ、理想的で何も反対するものではありません。

しかし、それは必要とする他の条件がすべて満たされた後の選択肢であると思います。既に待機者を抱える現状において、当面要求されることはベッド数の確保であり、利用料の抑制ではないかと思えます。さらなる個室化は、時期尚早と思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

2点目は、地域密着型サービスについてであります。

改正の主な目的は、施設介護の規制緩和と介護を原点に戻すということであります。特に注目したいのが、小規模多機能型居宅介護であります。このことにつきましては、私は当初から西予市の介護施設は小規模多機能サービスで行ってはどうかと質問をしまいいりました。大きな施設を建てて周辺からそこに人を集める、いわゆるていのいいうば捨て山にするのではなく、介護の理念である住みなれた場所で、そこに住む人たちの手で人とのきずなを失わない介護を実現することが介護の理想ではないかと主張してまいりました。三好市長もこのことにつきましては、以前から理解を示していただき、既に宇和町ではあんしんの家として民家を改造した小規模多機能型サービスがスタートいたしております。今回の法改正によって市町村長が整備料を定め、市町村長の権限で事業者を指定することができるようになりました。改正によって以前より大幅に規制が緩和され、今まで主張してきたことが、さらに容易に実現可能になってきたと、今回の法改正を歓迎いたしておるわけであります。この機会にぜひ他の4町にも広めていただきたいと、改めて切望するものであります。

今回の改正の特徴は、デイサービスを中心としながら、必要であれば、デイサービスの時間を長くしたり、いつでも在宅介護者の家を訪問したり、ショートステイもできるような利用者のニーズに応じて24時間、365日の安心を確保するサービス拠点をつくりなさいという改正であります。

さらに、利用料につきましても、サービスごとに細かく分けるのではなく、1カ月幾ら程度の大ざっぱに清算できるよう検討をされております。そのためには、どうしても小学校区単位にサービス拠点が必要になってまいります。当然検討しなければならないのは、今後さらに要介護者数がふえることが予想されますので、保険財政のことを

考えれば、運営経費をいかに抑えていくかが今後の課題になってまいります。

そこで、ぜひ検討をしていただきたい事例がございます。

私の近くに坂石診療所があります。診療所会計は三瓶の診療所を除けば大半が赤字であります。遠からず診療所の見直しが必要になってまいります。坂石診療所におきましても、週1回当たり半日程度の診療で、年間昨日の報告では平成19年度150万円余りの市の持ち出しが必要であると報告がありました。当然住民との合意形成が必要であります。私はこの診療所を地域密着型サービス拠点にしてはどうかと常々考えております。事業所については、西予市社会福祉協議会が事業主体になれば、ケアマネジャー等を置く必要もなく、経費的には随分安く上がると思います。

また、必要に応じて特区申請を行い、西予市独自の経費のかからない地域密着型の施設運営を検討すべきだと思います。特区につきましても、今年度3月で終了する予定でありましたが、次年度以降も継続することが決定いたしました。

また、ヘルパーについては、長野県の栄村が行っておりますが、げた履きヘルパーといって、地域の人が必要に応じてげた履きで行ける範囲にヘルパーを確保し、実施した介護サービスの内容を社会福祉協議会に報告すれば、施設に勤務しなくても、それに見合った報酬を月々受け取ることが可能であります。この制度を西予市も検討する価値があると思います。そうすることによって、夜間でも介護をすることができ、当然利用者も安心をして安く効率よく介護サービスを受けることができます。言うまでもなくヘルパーについては、地域の人たちを活用することによって、地域の雇用対策にもつながります。今周辺地域は、将来に対するいろいろな不安を抱えております。その中でも特に超高齢化社会になってまいりますと、自分自身を含めて将来の介護に対する不安が一番大きい課題であります。今自治体がなすべきことは、サービスを必要とするとき、いつでもサービスが受けられる体制を確保すること、将来の年金制度に大きな不安があることを考えれば、質の向上もさることながら、まずは経費削減が利用者にとっても、自治体にとっても重要な視点であると思います。だれでも安心をして疎外感がなくサービスを受けることができる体制づくりが、これか

らの課題ではないでしょうか。ぜひ早急に地域密着型サービスの拠点づくりを各4町にも検討をしていただきたいと私は切に思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 元親議員のまず第1点目のご質問にお答えを申し上げます。

介護保険制度がスタートをいたしまして7年が経過しようとしておるところでございます。平成12年度の要介護認定者は、全国で218万人でございましたが、18年10月では449万人となり、実に206%の増となっているところでございます。また、介護保険総費用額も倍増しておるところであります。高齢化の進行や制度のさらなる浸透と定着化に伴いまして、介護保険に要する費用は増加し、市町村財政の圧迫、さらには介護保険料の高騰につながってまいります。

国におきましては、平成18年4月から制度の持続可能性、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化、これらの観点から介護保険法の改正が行われたところでございます。ただし、施設給付の見直しにつきましては、平成17年10月から元親議員のご質疑のとおり、居住費、食費について保険給付の対象外とされておりました。基本的に自己負担となったところでございます。この改正の背景には、介護保険制度は皆様の保険料と公費いわゆる税金ですけれども、これで支えられておるところでございます。高齢化社会の進展によりまして、介護サービスの費用が増大する中で、保険料の上昇をできるだけ抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化、重点化していくことが必要かと思っております。

また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められております。そうした趣旨を踏まえ、所得の低い方には配慮しつつ、補足給付とし、居住費、食費の一部を特定入所者介護サービス費が設けられ、介護給付費として保険者側が負担をしているところでございます。

施設の個室化につきましては、高齢者介護の理念は、尊厳の保持と自立支援であり、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるよ

うな個別ケアの実践と生活支援が重要となっ
てまいります。

また、入所者が施設の居住環境や自由度のな
さに不満を持っていることから、国においては、改
修費用に補助金を交付いたしており、随時改修を
行っているところでございます。利用者負担の増
となっているところではありますが、前段に申し
上げました補足給付として低所得者のフォローを
行っております。

西予市は、平成18年3月に第3期の介護保険
事業計画を策定いたしたところでございます。こ
の計画を立てるに当たりまして、予想される要介
護者の数でございますが、平成26年度でござい
ます。これが3,154名、ベッド数は573床
を見込んでいただいております。このベッド
数の見込みにつきましては、国の通達によりまし
て、要介護度2以上の認定者数の37%以下とす
ることが計画義務づけをされているところでござ
います。三瓶町に建設を予定している特老につ
きましては、全室個室計画を予定しております
でございます。今後の介護施設における個室化に
つきましては、国、県の指導を仰ぎ、また入居者
等の意向を把握しながら、可能な範囲で進めてま
いりたいと、このように考えているところでござ
います。

次に、地域密着型サービスについてお答えを申
上げたいと思います。

民家を改造し介護予防の拠点として住みなれた
地域でなじみの仲間と過ごし、なじみのスタッフ
が介護に当たり、安心して落ちついた時間を過ご
せるサービスを行っているのが、現在宇和町社会
福祉施設協会が運営しておりますあんしんの家で
ございます。事業の概要につきましては、生活の
拠点を自宅に置きながら、自宅から毎日通え、生
まれ育った顔見知りのいる地域で一生過ごせるこ
とを目標に、介護保険でのデイサービス、ショ
ートステイを中心に24時間、365日安心して利
用できる介護サービスを提供いただいております
でございます。これまで平成16年に開所の田
之筋あんしんの家と17年度に開所の多田あんし
んの家、この2カ所を運営をされているところで
ございますが、1日の利用者が約5名程度と、経
営は大変厳しい状況ではございますけれども、
年々少しずつその利用者が増加傾向にあるところ
でございます。

また、ことし4月には、石城地区山田あんしん
の家が開所する予定で、地域福祉の拠点としてそ
の役割が期待されているところでございます。

介護予防の拠点として民間の改修につきま
しては、国の交付金事業で実施をいたしてござ
います。平成20年度までに、これまでは年に1カ
所の計画としておりますのと、介護保険事業計
画においても、毎年1カ所の費用増の見込みを予
定しているところでございます。平成21年度から
の新たな計画づくりに向けまして、平成19年、2
0年度にことしの4月から設置をいたします包括
支援センターの事業推進状況を勘案しながら施設
協会、福祉協会等と連携を密にし、調査研究を
行いまして、地域に密着したサービスの拠点づく
りの推進を図ってまいりたいと考えているところ
でございます。

なお、訪問介護ヘルパー制度及び坂石診療所
の見直し、利用方法につきましても、今後大変重
要な問題でございますので、関係機関、地域の皆
様のご意見を賜りながら進めてまいりたいと、こ
のように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 これは三好市長に1点お伺
いしたいと思いますけれども、今回の介護保険制
度の改正の目的につきまして、私先ほど述べま
したのが、ここでひとつ述べてない国の意図が
あるんじゃないかなということをお伺いしたい
と思います。実は今回の改正は、保険財政がも
たないということで自己負担をふやすというこ
とでございまして、それと並行して、今介護保
険はスタートしてまだわずか7年でございます
が、既にこのような大幅改正が必要であるとい
う現状でございます。介護保険がこれから問
題になるのは、今から本格的な介護保険社会
に入ってくると私は思っております。先ほど言
われましたように、2026年ですか、三千何
人あるわけでございますが、それから本格的な
介護という問題が浮き彫りになってくるんでは
ないかなというふうに思うわけですが、国とす
れば、このままではとても施設介護では対応
できないと。何とかもう一度在宅介護に戻って
ほしいという意図があるんじゃないかなとい
うふうにかがえるわけでございます。そのた

めには何をしたらいいかということで、施設入所費を高くする、ハードルを高くすれば、当然それをクリアできない人はいやが応でも在宅介護に回らざるを得ないと。じゃあだれが在宅介護に回るかということ、結局低所得者がそこに回されるのではないかなというふうな心配を個人的にするわけでございます。それでは本来の介護の社会化という目的はどこにいくぞという話になるわけですが、これから介護財政大変な時代を迎えるわけですが、その中でそういうふうな傾向、流れになる心配はないのかどうか、この点につきまして市長はどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

その前に、本日は一般質問で多くの方々が多聴に来ていただきました。早朝からの傍聴でありまして、まことにありがたく思っております。

それでは、今ほどのご質問にお答えさせていただきますけれども、この介護保険制度というのは、どうしても高齢化社会においてはしっかりとらえて、それに対して私どもの西予市においても体制づくりをしなくてはならないという問題でございます。特に西予市の場合は、現在でも34%強の高齢化率、これがあと五、六年すると37%まで瞬く間に上がっていくような状況でありまして、介護の出現率が大体15%だといいますと、先ほど部長の方が申しました数字になっていくと、そのような進み方がしていくと、このように思っております。国の意図については、元親議員もおっしゃったような国も意図があるんだと思いますけれども、私どもも施設型介護であろうが在宅介護であろうが、しっかりした対応をすることによってやはり住民の方に対する介護サービスを進めていく必要があると思っております。ただ、例えば先ほどおっしゃったように、施設型から在宅介護をする一つの流れの中の低所得者層に対する何ていいますか、排除という考え方は、私どもはしておりません。ご案内のとおり、低所得者に対しては、補足的ないろいろな対応をしておるわけでありまして、そういうことには今後ともならないんじゃないかと思ってお

ります。

そしてもう一点、小規模多機能の絡みの考え方を申しますと、国の小規模多機能の今回の改正で出てきたものは、残念ながら私どもが思っているのと違う施設型の形でありまして、非常に高くつくという現状であります。したがって、私は西予市版の小規模多機能という考え方の中でデイサービス、ショートステイという考え方を持った西予市版の小規模多機能の方式を今後とも進めていきたいと、こういう考えでございます。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 市長に引き続いてもう一点だけお伺いしたいと思います。今の国会でも問題にされております格差社会という問題が、今非常に日本全国言われておるわけですけれども、この格差社会というのは、だれが見ても明らかに現実起こっておるなということを実感するわけですが、これは資本主義社会であれば、当然行き着く先は弱肉強食でございますので、ある程度予測された結果かなというふうに思っております。そういう競争社会の中で一番大切なのは、行政の役割としてセーフティーネットという問題があるかと思います。今日本の社会の中でこれだけ豊かな国でありながら、住民の皆さんはいろんな心配をされておる。その心配の一番大ききなものはセーフティーネットの、例えば弱さというんですか、不整備、不十分な点にあるんじゃないかなというふうに私思うわけですが、例えば皆さんが言われるのは、将来の年金どうなるんか、そしてまた今の介護の問題どうなるんか、そしてまた医療の問題も医者不足いろいろ言われておりますが、そういった問題等もございまして。そういったものに対する行政の本当に心配しなくてもいいですよと、行政がそういう場合こうしますよというセーフティーネットというものがはっきりと張りめぐらされて住民が納得すれば、今の日本の社会で何も心配する必要は本来ないと思うんですけども、現実には非常に大ききな心配を皆さんされておる。その最大の理由は、今言いましたセーフティーネットのやはり不十分さにあるんじゃないかと思っております。その点につきまして市長の考え方をお聞かせいただければと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えいたしますけども、この格差社会に対する問題は、当初の質問ではなかったことでありまして、改めて別の質問だという考えで答えていいのか、介護の関連で答えていいのか、どちらでありますでしょうか。

(5 番元親孝志君「市長にお任せいたします」と呼ぶ)

そうですね。それでは、全般の中の介護でやはり特定したほどよろしいと思っておりますので、そのようにお答えをさせていただきます。

いわゆる介護の必要性に対するセーフティネットの必要性ということで考えますと、やはり私どもは先ほどからも話しましたとおり、対応できるだけの施設をつくっていくということだと思いますし、ただもう一方では、介護保険料を余り上げ過ぎたら、恐らく西予市のこの所得層から見たら大変なことになる。例えば、松山市、東温市のように5,000円を超える介護保険料をいただくようになったら、恐らく皆さん相当の批判を受けるのじゃなからうかと。私どもは3,800円というような数字を基準としております。非常に愛媛の中でも低い水準ではありますが、この辺のところも十分頭に入れながらセーフティネットとあわせながら考えていく必要があるかと、このように思っております。

以上です。

議長 次に、31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私は3点について質問をいたします。

まず第1点は、可燃物処理と今後の対応。

西予市では年間1億円のごみ処理費の削減を目標に努力されております。これは称讃すべきものと思います。

しかし、1億円を削減するということは、裏を返せば1億円の増収を意味するものであり、大変な事業であります。このことは行政、議会、もちろん職員の言動、特に関係部課の職員の言動により増収にもまた減収にもなる大切な事業である。市民に協力を求めるにしても、職員みずからが率先垂範し、計画、実践、指導、啓発と責任を果た

さんとすればするほど心身に重圧を受けることになると思う。市では1億円の削減を打ち出したときにそのことを考慮されたか、私はそのことが欠けていたのではないかと思う。当然ねらいは経費削減の上でありますので、不必要な職員の削減はすべきであるが、行政上重要な部また課には、すぐれた職員の増員もあるべきと思うが、理事者の考えをお聞かせ願いたい。

2番、可燃物処理施設の今後の対応。

西予市の重要施策は、何といたっても環境、医療、福祉、教育であり、特にごみ処理については、やり方次第で経費のむだにも、また節約にもなる要素があると思うのである。現在西予市には、処理施設野村クリーンセンター1カ所のみであり、処理方式は準連続型あるいは間欠運転型焼却炉と呼ばれている。すなわち1日8時間程度の稼働能力、耐久力の炉であり、1日の焼却量は約10トンである。現時点での西予市のごみの量は年間約7,700トンであり、1日平均で21.12トンになる。したがって、現在は野村での処理能力を超えるものは、八幡浜市の南環境センターに委託し処理を願っている状態である。年間のごみ処理費も約8億円と言われておる。野村の焼却炉も標準耐用年数とするとあと二、三年の寿命である。改修も迫っているが、できれば現在の炉を大改修し、全連続型焼却炉にして1基を増設し運用するのが一番よいと思うが、改造は新規増設と建設費が余り変わらないとも聞いております。他の方法は最近耳にするようになったPFI方式、すなわち民間資金を活用し、民間の施設整備と管理業務を委託する、すなわち民設民営にゆだねる手法である。実は私ども議会の厚生常任委員会で、一昨年8月秋田県大館市のPFI方式で建設、運用されている施設を視察研修した次第であります。処理方式は全連続型燃焼式、すなわち24時間連続使用できる能力を持つ炉である。1日の処理能力は90トンで、内容は45トン炉を2基で対応するとのことであった。契約期間は15年であるが、話し合いによっては5年程度の延長もあるとのことであった。委託金は15年間で約111億円で、建設費も委託管理費も含めるとのことである。この金額を単純計算すると、1年間約7億8,600万円、ちなみに大館市の人口は当時8万4,000人で、西予市の人口は4万五千五百幾らであります。人口では大館市の約5

5%であり、建設費も委託費もかなり安くなるのではないかと思います。また、その加熱を生かしたエネルギーを活用すれば、まさに一石二鳥になるのではないかと考えるものであります。ともあれ改造かPFIか、それとも県が推進しようとしている広域処理に乗るのか、それとも他市に全面委託すべきか、早急に決断をすべきと思うが、市長の考えをお聞かせ願いたい。

3番目、庁舎建設の対応について。

本庁が老朽しておることは承知しておりますが、議会としても庁舎建設等特別委員会を立ち上げ今検討をしております。

しかし、西予市には市民生活に直結したごみ処理問題を初めCATV、学校建設、特養、また宇和病院等の大きな事業が山積していることはご案内のとおりであります。実は私も議員十数名で、昨年11月東京でのあるセミナーに参加いたしました。ある地域の方より庁舎の建設の話があったとき、ある講師の先生から、現況はどこの自治体もまさに火の車である。特に合併直後の市町村が庁舎の建築だなんて、これは本末転倒である。どうしても危険庁舎と言うならば、プレハブでも我慢して時期を待つべきだと言われたことが今も私の脳裏に焼きついております。よく考えてみれば、先生の言われるとおりであると思う。庁舎を建てるのが目的ではない。市民の安全・安心、生活や福祉を守るための目的であり、庁舎はその措置上であり、やむを得ぬ手段であり、このこと自体は市民の生活に直接関係はないものである。これからは議員も職員も減に呈することは明白であるので、私は本庁舎方式でも各支所の庁舎を生かした、でき得れば地域にあった部ないし課を配置する、すなわち事務分散型にすれば、今早急に庁舎建設をする必要はないと思う。一時の補助金や合併特例債を受けるために将来に禍根を残すことがあってはならない。どうしても本庁舎方式で1カ所に集合させると言うならば、私は次のことを提案するものであります。

大胆不敵と言われるかもしれませんが、宇和町にある愛媛県歴史文化博物館が、聞くところによると、県財政に大きな負担となり、年間多額の赤字をもたらしていると聞いておる。赤字であろうと歴史や文化継承、また医療、福祉は絶対に守るべきであると思うが、歴史文化博物館を維持しながら、また西予市庁舎と併用できるならば、これ

上ない喜びであると思う。

なお、県当局には私の聞き及んだことが間違っておればお許し願いたい。無謀とは思いますが、昔のことわざに打たぬ太鼓は鳴らんということがあるので、心を鬼にして提案する次第である。市の情勢を十分に県に説明申し上げ、何らかの方法で庁舎と歴史文化博物館の両立が図られないものかと考え、庁舎建設が市政を圧迫し阻害してはならないと思う。市長の考えをお聞かせ願いたい。

以上。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 浅野議員の最初のご質問にお答えいたしたいと思っております。

市民生活課生活環境係の担当職員につきまして、平成18年4月に1名の増員配置をしておったところでございますが、家庭の都合で退職をいたしました。その後は臨時職員で対応してまいってきたところでございます。生活環境係は、西予市内一番の人口を有する宇和町地域の担当とともに西予市全体の取りまとめを兼務をいたしておるところでございます。合併後の平成16年度から始まりました八幡浜市の広域可燃ごみの処理経費の見直しによる経費増加、17年度には1億円のごみ削減計画の作成、また引き続き18年4月1日からはごみの3R実施による分別見直しを行い、ごみ処理経費削減の実施をいたしているところでございます。18年度途中から担当職員が体調を崩しまして、現在1名休養中でございますが、総合支所から1名の補充を行いまして、休養中の職員を含め4名と臨時職員1名で対応しているところでございます。今後宇和清掃センターの管理や組織改革、分課分室等も視野に入れまして職員数を充実し、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目の質問の処理施設の対応でございますが、八幡浜市のごみ処理委託につきまして、平成25年3月末までとなっているところでございます。愛媛県ごみ処理広域化計画の中では、八幡浜ブロック広域化ブロックで1施設となっておるところでございますけれども、市町村合併や社会環境の変化等々もございまして、現在ブロックを八幡浜と大洲圏の2つに分けて、八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会八幡浜支

部が立ち上がっておりまして、愛媛県や八幡浜市、伊方町との協議を行っているところでございます。建設費につきましても高額となり、財政的にも西予市だけの問題ではなく、十分研究協議を行いまして、議員ご指摘のPFI方式なども視野に入れて研究協議をしまいたいとこのように考えておるところでございます。

野村クリーンセンターにつきましては、施設の老朽化、耐用年数、広域化の方向性などを考慮に入れまして、八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会八幡浜部会の中で今後進めてまいりたいと考えているところでございます。今後とも環境行政、ごみ処理削減計画の推進に格段のご高配を賜りますようお願いを申し上げまして、浅野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

合併協議で建設することが合意されております庁舎建設を検討していくために、本年2月に市民の代表者による庁舎建設計画市民検討委員会を設置したところであります。庁舎建設については、いろいろな考えがあることは承知しておりますが、この建設計画は、合併前に確認されているものであり、建設に向けて取り組みたいと考えておりますが、ただ財政状況が建設計画策定時に比べ、殊のほか厳しさが増している昨今でありますので、計画内容をすべて実行に移すことは無理であります。事業費をできる限り抑え、加えて計画内容の大幅な見直し等によって可能な方法を考えながら、機能的かつ効率的で西予市の身の丈に合った庁舎にしなければならないと考えております。

一方、庁舎の意義と役割を考えますと、その場の一時しのぎではなく、まちづくりの総合的な見地から将来に悔いを残さない未来に向かって発進する新生西予にふさわしい庁舎に仕上げるものと考えております。

また、なぜ合併協で10年以内に建設するという主な理由は、合併特例債が活用される間で建設することによりまして、7割弱の交付税措置があることであり、それ以外の時期になりますと、10割の負担となります。3割をとるか、10割を

とるか、財政運営を考えますと、どちらをとるかが明白であると考えております。いずれにしましても、今後基本計画を策定していく中で、市民のコンセンサスを最大限に生かしていく所存でありますし、これを契機に長期的展望に立った組織機構のあり方について十分な検討を加え、スリムで合理的な行政サービスが図られることを念頭において進めてまいりたいと考えております。

また、議員のご質問にありましたが、西予市にはごみ処理対策、CATV整備、学校改築、特別養護老人ホーム建設、宇和病院改築等々大型プロジェクトが控えております。どれ一つとりましても市民の生活に直結する重要かつ必要不可欠な施策であります。先行き不透明な時代にあって事業の推進は困難も多く、苦渋の選択を余儀なくされることもあると思いますが、中・長期財政計画との整合性並びに市民の合意形成を基本に置いて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

また、ご質問にありました県立歴史文化博物館のご提案は、提案ということでお聞きいたしまして、庁舎の場所としては適当ではないのではないかという考えを持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 一般質問に入る前に、今回の一般会計の当初予算を見ますと、229億円、17年が255億円が当初予算でございます。17年対比では26億円ほど切り込まれております。私はもう少し適正規模からいいますと下がっていいのではないかなという思いも持っておるわけですけれども、今回の予算については、理事者や財政当局のご苦勞は大変であったかなと、この予算編成に当たってのご苦勞にまず敬意を表したいと、このように思います。

さて、きょうは私は、どんぶり館の施設の拡充の件と国・県の権限委任事務の現状とその対応策について、2点について一般質問をし、理事者の所見を伺いたいと思うのであります。

まず、どんぶり館の施設の拡充についてでございますが、ご案内のとおり、昨年7月からどんぶり館の社長を民間から選任をされ、市長が会長に就任されました。これは経営に民間活力を導入

された市長の英断で、実に先見性のある的を射た決断であったと思うのであります。昨年末にどんぶり館を訪れまして、経営の状況についてお尋ねをいたしましたところ、昨年8月の売り上げは、開設以来最高の月間7,100万円の売り上げがあったと。その後も順調に推移をしているという説明を受け安心をしておるところであります。

しかし、かねてより気がかりになっておりますことは、駐車場の問題でございます。ご案内のとおり、第2、第3のどんぶり館の駐車場は借地であります。年間の借地料が339万6,000円、1つの施設を運営するに当たっては、かなり高額な借地料になっているのではないかと考えております。今のところは経営が順調に推移しておりますが、少し風邪を引くと、この300万円余りの借地料は、経営にとっては大変な負担になってくるのではないだろうかかと心配をいたしておるところであります。ただこれは借地でありますので、軽々なことは言えないわけではありますが、もしご協力を願えらるるならば、高速の手前に現在2,300平米程度の市有地がございます。できればぜひこの市有地と交換をしていただきまして、将来の経営安定に結びつける大切な視点ではなかろうかと、ぜひそのような配慮をしていただきたいと思いますのであります。特にイベントなどを開催する折には、どんぶり館のちょうど前にあります駐車場は、なくてはならないどんぶり館の生命線でもあらうと思うのであります。ご案内のとおり、平成23年には宇和島まで高速道路が開通をいたします。当然どんぶり館にとっては開通後、宇和島は大切な商圏として位置づけなければならぬし、そうなるであらうというふうに思っているものであります。今経営体力があるうちに、次のステップのための政策の展開が必要ではないかと思うのであります。もちろん新経営陣で検討を願う事項でありますけれども、提案するとするならば、まずは今申し上げました駐車場の確保、これは絶対必要だと思っております。

あわせて、利用者の8割が市外からのお客さんでございます。このことを考えますと、現在の渡辺社長は、かつては専業農家でございまして、イチゴやブドウも立派につくられておりますし、豆道楽という地域主体の会社も経営をされております。非常に農業に対しては造詣の深い方で

ございます。この社長の考え方も含めまして、私は次のステップとしては、体験農場等も構えておく必要があるのではないかなど、こんな思いをいたしております。あわせて、市長が会長でございますので、市長のこのどんぶり館の経営に対するお考えの一端をお伺いをいたしたいと思っております。

次に、国・県の権限委任事務の現状、特に合併後でございますが、現状と今後の見通し、その対応策についてお伺いをいたします。

平成7年の国会で、地方分権推進法が制定をされました。これに歩調を合わせるように三位一体の改革、そしてご案内のとおり地方交付税の減額による財政難、また元親議員も質問をされましたが、今話題になっております地域経済の格差が生じていることは、ご案内のとおりであります。3期目の加戸知事も格差のある南予の活性化を県政の重要施策として位置づけられていることは、大変喜ばしいことではあります。その一方で市町への権限移譲も推進する方針のようでございます。分権は時代の流れとはいえ、分権推進はさらに地方の財政を圧迫するという苦渋の選択になるのではないかと心配するものでございます。地方の権限がふえるということは、地方の責任も重くなり、その執行体制や幅広い事務処理機能、特に効果的、効率的な処理能力が求められ、さらに正確な現状分析に基づきます的確な将来予想により、緻密な政策の展開が当然必要になってまいります。職員も企画立案、調整、実施を一体的に行う能力が当然求められると思うのであります。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

まず1点は、合併をいたしまして3年を経過しようとしています。合併後の主要な権限移譲事務の推移はどのようになっているのか。あわせて、今後の権限移譲事務がどのように推移するのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

2点目は、これらに対応するためには、当然のことながら組織機構の改革は急務と思うのであります。その対策がどのようになされているのか。あわせて、多様化、高度化する事務に対応するためには、厳しい財政状況とはいえ、高度な職員研修は欠かすことのできない重要な要件と考えるが、どう対応されるのかについてお伺いをいたし

たいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員のどんぶり館の施設の拡充について、私から答えをさせていただきます。

どんぶり館は開業以来当初目標を大きく上回る年間約50万人を超える集客を維持し、経営は初年度より黒字を計上しており、順調に運営しているところでございます。駐車場の確保につきましては、経営陣の努力と高速道路西予宇和インターチェンジの開通に伴う立地条件に恵まれ、新鮮な地域食材が格安で手に入るなど多くの利用者の増加により手狭になった駐車場を借地に対応しているところでございます。どんぶり館の取締役会においても、たびたび議論を重ねており、自前の駐車場の確保は今後の経営からも重要な課題であると考えております。お示しの市有地、市の土地開発公社の土地であります、インターチェンジから国道56号線のバイパス延沿いの一角にあり、この周辺一体の商業圏として活性化を促すことは重要であります。市としては、地権者との交渉を踏まえご理解をいただけるのであれば、土地交換に向け前向きに検討したいと考えております。

次に、リピーターの確保につきましては、昨年11月の株主総会及び取締役会におきまして、私の方が代表権としての社長を退きまして、形上は代表取締役会長についておりますが、後任に渡辺邦広氏を選任いたしました。渡辺氏は宇和町出身でありまして、四国初の農業生産法人及び有限会社新城生産組合を立ち上げ、地域とともに経営されている先見性にすぐれた方でありまして、民間ならではの経営ノウハウを生かした経営運営を期待しているところでございます。

また、どんぶり館が西予市第三セクターの牽引役として相互の連携強化を図り、新たな商品企画やサービスの充実を図るとともに、観光情報の案内や体験農場なども含めた体制づくりが必要でありまして、そのことも取締役会に今俎上にのせて検討をしておるところでございます。市といたしましても、南予地域の観光施設及び市内の第三セクターとしてのネットワークづくり等最大限支援

をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 それでは、大竹議員の2番目の質問であります国、県の権限移譲事務の現状と今後の見通し、その対応策についてお答えをいたしたいと思います。

1点目のこれまでの権限移譲の推移ですが、愛媛県では、平成18年3月に策定されました愛媛県構造改革プランを受けて4月に県・市町権限移譲検討協議会を設置し、市町の実情に応じた権限移譲を円滑かつ計画的に推進していくための新たな指針となる愛媛県権限移譲推進指針を9月に策定し、住民に身近な行政を基礎自治体である市町が担うよう、権限移譲の考え方や進め方、行政サービスの維持向上の観点から、市町において担うことが適切と考えられる事務を示し、権限移譲が推進されています。

また、平成12年度以降は、愛媛県事務処理の特例に関する条例で、法令改正により、事務の一部の移譲が35法令、38項目となっておりますが、合併後に主要な移譲はなく、本年度から権限移譲具体化プログラムにより各市町で移譲事務が進められているところであります。

西予市では、組織機構検討委員会及び担当部課長により検討を重ね、予定される50パッケージ54法令のうち体制専門的人材などに課題があり、一部ではありますが、平成19年度から準用河川の立ち入り及び境界確定に係る事務、新たに生じた土地の届け出等に係る事務、市町内の町、字の区域の変更届け出等に係る事務の3パッケージ2法令を、20年度から旅券の申請受理と交付に係る事務ほか7パッケージ7法令を、21年度から開発の許可等に係る事務ほか4パッケージ3法令の予定となっております。

今後市町は、住民に最も身近で地域の実情に応じた行政サービスを提供する基礎自治体として、一方県は、広域的な事務や市町の能力を超える事務を担う広域自治体として、県と市町との適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政はできる限り市町で担うことが求められており、県から市町への権限移譲が一層その必要性を増し、重要な課題となっております。

その一方、市町は、地方分権の一層の進展、三位一体の改革、市町村合併等の進捗による市町の広域化や規模能力の拡大等地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、西予市も例外なく財政が圧迫されています。権限移譲された事務処理が、市町において円滑かつ適切に実施されるよう、県は市町に対し次の支援措置を講じることとされています。

1つ目として、財政的支援としまして、市町の権限移譲事務の処理に要する標準的な経費に相当する権限移譲事務等市町交付金を交付する。

2つ目といたしまして、人的支援として、市町からの要望に応じて、当該業務に精通し専門的な知識を有する県職員の派遣や市町職員の県への研修受け入れを行う。

3点目、その他の支援としまして、必要に応じて関係職員への説明会や研修会の開催等円滑な権限移譲事務の処理の支援を行う。

4点目、住民への周知としまして、市町への権限移譲により、相談窓口や申請先の変更等が生じることから、県と市町が相互協力のもと、変更される窓口やその時期等について各種広報等により住民や関係機関への周知に努める。

以上のことを踏まえまして、住民サービスと西予市の人的体制及び財政を基本に権限移譲に取り組みたいと存じます。

2点目の移譲事務に対します対策でございますが、わかりやすく効率的な組織機構の見直しとあわせまして、愛媛県の支援措置を十分に活用しながら、また研修専門機関等への派遣研修や市独自の研修を計画的に実施し、職員の専門的知識の取得と資質の向上に努めていきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 それぞれ市長、総務企画部長からの的確な答弁をいただいてありがたく思っておりますが、なお一層駐車場の確保については、情熱を傾けていただきたいと、こんなお願いをしておきたいと思っております。

総務部長も的確な答弁をいただいたわけですが、答弁は要りませんけれども、当然これから職員の専門性、さらには組織機構の見直し、適正化、このことが権限移譲とあわせて大事な要素

になってくるだろうと思いますので、ぜひ今計画されておりますことにつきまして、積極的に展開をしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次に、8番森川一義君。

8番森川一義君 通告により質問をいたします。

まず最初に、文化会館の駐車場について質問をいたします。

文化会館の駐車場には、道路側に文化会館専用駐車場と看板が立っていますが、実際には市役所の職員の車の駐車場になっているのが現状です。

また、JRに乗車する人の車や近所の人たちの車もあるようですが、1日に約330台の車がとめられていますが、自動開閉機を取りつけるか、1台につき3,000円でも駐車代を出していただいてはどうでしょうか。商店街の市営駐車場に車を駐車すると、2時間で500円要るのです。月決めの人は月4,000円要るのです。最近、特に市役所に車をとめようと思っても、車を駐車するところがないときがあるが、市の職員は文化会館の駐車場に車を駐車してお金は要らないのかなと言われております。文化会館の駐車場の中には、一部市の所有ではなく、土地代を支払いしているところがあるのです。現在、その土地代は市で支払いをしているのです。市の職員で車を駐車する人は、駐車場全部が市の土地だと思っている人が多いのではないのでしょうか。市が土地代を支払いしていることを職員に理解していただいて、協力してもらえれば、市民も納得することでしょう。市長の考えはどうでしょうか。市民が納得する答弁をお願いいたします。

経費削減と広告入り封筒について質問をいたします。

新聞やテレビで北海道夕張市の財政状態が報道されてからというもの、政治に余り関心のなかった人たちでも、西予市でも何年かたったら夕張市のようにならないだろうかと心配している市民もいます。観光への過大な投資で財政を破綻させた北海道夕張市では、負担を押しつけられた市民は悲鳴を上げているのです。

また、市の職員も財政再建団体の移行に伴い、

総人件費の大幅削減を断行し、早期退職を検討している職員が8割を超える予定で、実質2年で職員を半減し、給与を30%カットし、退職金は4分の1まで減らす方針です。このようになれば、職員の方も生活を維持していくのが大変です。市民への行政サービスも全国最低水準となることが明らかです。

また、20年かけて360億円近くの借金を返したころには、お年寄りだけの市になると言われています。夕張市のように騒がれていませんが、夕張市の近くの歌志内市では、経費削減のために温泉施設チロルの湯を売却することを決めているようですし、10年間の間、市の職員の採用が一人もいないという状態で、市の職員が仕事にできたごみを自分の家に持って帰って処分をしているということです。夕張市のようにならないよう努力をしているのです。2007年度に世界一の自動車会社になると言われるトヨタ自動車では、むだ、むらのない経営が行われていて、他の会社が参考にしていて、優秀な人材はヘッドハンティングが行われています。西予市においても、むだ、むらのないふだんからの心がけが必要です。1年に何回かかもしれませんが、西予市の名前が地方紙や月刊誌の広告欄に掲載していることがあります。西予市が主催や共催でない限り、広告は必要ないと思います。特に月に1回や2回発行する新聞などは、読む人も限られているのです。西予市が広告を出すよりも、市の広報紙や市の封筒に西予市内の企業の広告を掲載して、少しの収入でも確保してはどうでしょうか。

広告収入は微々たるものかもしれませんが、厳しい財政状況を職員一人一人に認識させる意識改革にもつながりますし、地元企業の育成にも役に立ちます。市民は少ない経費で最大の効果をもたらす市政運営の実現を望んでいるのです。

また、卯之町15区に市の土地が2カ所、903平米使われず遊休土地となっています。近くに元の授産場もあります。土地が遊んでいる状態です。今後使う予定がないのであれば、市民に公表をして土地を売却するなどして、土地を有効に使う方法を考えるべきだと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

3番目に、西予市の荒地の開墾について質問をいたします。

今農業は、割に合わない、きつい上に収入が少

ない、現在激減した農業人口の平均年齢は既に60代後半に突入しています。今後跡継ぎのないまま15年を過ぎれば、確実に80歳を超えて満足以農業のできる人はなくなる結末です。私はこれは未曾有の国難だと思います。日本の農業は、1,000年以上の歴史があるのです。これが食糧の自給率を40%を切っている状態です。昨年のことですが、野村町の蔵良に法事に行ったときに、家の周りを見渡すと、荒地だらけでした。これではいけないと思いました。西予市が全国の手本となるように、いま一度かつて農地だったのに荒らしてしまったところや山林原野で簡単に農地にできるところは開墾をして、西予市の農業を明るくものにしていってはどうでしょうか。今中国から輸入をしている野菜は、農薬が大量に含まれているのです。西予市の将来の農業を真剣に考えるべきときです。私が小学生のころは、農家の子供は8割から9割くらいクラスにいたと思いますが、今はサラリーマンと公務員の家庭が多いと思います。小泉内閣のときの地方を切り捨てる政策で、今まで以上に農業が減少する危機となっています。せめて西予市だけでも西予市でつくったものは西予市民の口に入るように、荒地のない西予市となるように知恵を絞るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

日本の土地はこれ以上はふえないのです。また、西予市の土地もこれ以上ふえないのです。これ以上ふえない土地を上手に生かしたいものです。西予市では40代や50代の方で仕事がなく困っている人がいるのです。荒地を市が無料で借りて、仕事をしていない人たちに耕作をしていただくなり、松葉学園や希望の森の方たちに耕作をしていただくなど、荒地に野菜をつくったり、花や果樹を植えると同時に、単に収穫のためだけではない農業、例えば山すそを一面のソバの花、一面の菜の花で飾り、美しい山里の風景をつくって人々を引きつけたり、地域を自慢できるような農業も考えられます。体験農業として活用する方法もあります。西予市の農地を荒地のない生産性のある生きた土地によみがえらせるよう、努力すべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 別宮助役。

別宮助役 森川議員の文化会館の駐車場につきましてお答えをいたします。

通勤している職員の大多数が宇和文化会館駐車場に利用させていただいておるわけでございます。これは文化会館に大きな催し物が行われたい、いわゆる文化会館事業に支障を来さない範囲におきまして使用させていただいておるわけでございます。

また、駐車料金につきましては、一考すべき点がありますけれども、職員にも手当等の削減に協力をいただいているのが現状でもございます。現在の段階では、これ以上の負担を求めることはいかなるものかということで、現在では難しいのではないかと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の経費削減と広告入り封筒等についてお答えをいたします。

新聞や機関紙等に掲載されております西予市の広告は、現在本庁で一括いたしまして西予市の文化やイベント等の紹介媒体として活用を図っておるところでございます。17年度実績といたしまして114件、18年度実績といたしまして93件の広告を行っております。西予市の財政事情から経費の削減に努めておりますが、市内外の方々への広告媒体として情報発信も必要なことから、広告効果が発揮できるように内容を十分に精査をいたしまして掲載したいと考えております。

また、有料広告等については、近隣の大洲市が市の広告、ホームページ、また広報紙等で封筒に広告を掲載することで取り組まれておりますので、今後先行例等も参考にさせていただきます、自主財源の確保に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

また、卯之町15区の元授産場につきましては、現在建物は貸し付けを行っておるところでございます。

遊休地2カ所につきましては、今後一般競争入札等により払い下げ処分を検討していきたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 森川議員の3番目の西予市の荒地の開墾についての質問にお答えをいたします。

西予市におきましては、愛媛県が策定をいたしました農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、優良農地における遊休農地は31ヘクタール程度存在をしていると言われております。その原因としては、農家の高齢化、担い手不足、有害鳥獣被害、農産物の低価格が背景にあると思われる。国におきましても、自給率を向上させるため、あらゆる方策を模索しておりますが、市におきましても、農業委員による遊休農地の利用権設定などを指導しております。集落単位での法人化を推進しており、他方面からの遊休農地や耕作放棄地の解消に取り組んでいる次第であります。

ご質問の件につきましては、個人の所有権、耕作権に基づくものではありませんが、周辺の農地に悪影響を与えるものであれば、文書等で耕作の復活をお願いをいたしております。

ご質問中の福祉施設等へ貸し付けにつきましては、既に14アール程度貸し付けをしているところもあります。農地の貸し付けにつきましては、法律に基づいて行っているところでございます。現在耕作放棄地となっている土地は、飛び地になっているところが多く、費用対効果の面でも耕作には不便な場所に多く見られます。今後は優良農地の確保はもちろんのこと、周辺が山林となっているところは耕作不適切な農地として山林への転用も啓発をいたしております。これ以上遊休化させないためにも関係機関と連携をとり、担い手や集落法人などへの貸し付けを推進をしているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 8番森川一義君。

8番森川一義君 私の手元に月刊誌の新聞がありますが、このような新聞は一般市民は読まないと思います。議員とか市役所の職員ぐらいだと思います。こういう新聞のチラシ代は出さない方がいいと思いますが、西予市が先駆けて出さないような方向で検討してもらったと思います。

議長 答弁は要りますか。

(8番森川一義君「はい、お願いします」と呼ぶ)

炭倉総務課長。

炭倉総務課長 森川議員の再質問につきましてお答えをさせていただきます。

現在、広告料としていろいろな会社から来ております。そういった中で、合併当時一棹幾らというような形でいろいろ来ておりましたが、議員さん方々もご承知のとおり、市と市議会という形で2面使っていたものを1面にしたり、それからいろいろなことで、昨年から非常に財政が厳しいという中で、私の方で精査をさせていただいております。昔出しておったんだからすぐにとというような形でよくおいでになります。そういった中で、私の方でチェックをしながら削減に向けて、17年度と18年度では50万円ほど削減をしております。そういった中で次々と削減に向けて努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長 8番森川一義君。

8番森川一義君 内容を見てやっぱり貴重な市民の税金ですので、やっぱり出していただきたいと思えます。このように簡単に言うたら、県会議員の個人攻撃みたいな新聞もありますので、よく検討してもらったと思います。

議長 暫時休憩をいたします。10時50分より再開いたします。(休憩 午前10時35分)

議長 再開いたします。(再開 午前10時50分)

次に、3番宇都宮明宏君。

3番宇都宮明宏君 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、行財政改革への取り組みについてお伺いをいたします。

昨年末夕張市が財政再建団体となりまして、西予市の財政状況についても住民を初め各方面から心配の声が上がっているようでございます。という状況ですので、現状につきまして自分なりの視点で合併から今日までを振り返りながら、以下の2点について伺いたいと思えます。

まず、市町村合併と三位一体改革についてですが、これを今になって考えてみると、市町村合併

につきましては、今までの補助金、交付金頼りの行政運営を改めて、効率のよい組織に再編し、運営をすべきだという国の方針であり、ある意味では、地方に対しての最後通告であったのではないかなという気がしています。議会も行政も余りに合併による財政支援措置のいい面ばかりを見過ぎて、事業計画や行政運営に甘さがあったため、今日の財政難に至ったのではないかと考えております。我々議会も反省をしなければならないと考えますが、この点について理事者の考え方をお伺いいたします。

次に、三位一体の改革についてですが、これは自主財源の乏しい西予市のような自治体では、地方交付税、補助金が減り、その上税源移譲による収入は少なく、苦しい運営を強いられているのが現実でございますが、この三位一体の改革も国の立場から思えば、合併で最後通告をしていたにもかかわらず、相も変わらずに箱物行政を続けている地方に任せておいたのでは行財政改革は進まないで、さらに厳しく指導していくという決意のあらわれではないかと思っておりますが、この点についても伺いたいと思えます。

そして、財政判断の指数の一つである経常収支比率について伺いますが、この見通しを分析していくと、この指数は、平成17年度の90.6%、これが平成22年には100%を超えるという見通しになっており、これは標準となる数値が75%ということから、極めて厳しい危機的状況と言わざるを得ない状態であると思っておりますが、この数値のもととなる人件費、扶助費、公債費、物件費を自分なりに考えてみますと、扶助費については、福祉にかかわるものですので、少子・高齢化が進む西予市では、費用が自然に増加していきます。そして、公債費も今までに行った事業にかかわってくるもので、簡単に圧縮できませんので、この分を人件費、物件費を縮小することで対応していかなければならないと考えます。

そこで、平成17年度決算額での人件費、物件費と物件費の中に含まれる臨時職員の賃金の費用をお伺いいたします。

そして最後に、小学生のぞうきがけりレーについてお伺いをいたします。

現在、西予市には多くの施設がありますが、その中でも教育面を初めあらゆる面で有効に活用できる可能性がある施設があるのではないかと思

い、米博物館の廊下について考えてみました。

この木造校舎で日本一長い109メートルの廊下を持つ米博物館では、今商工会青年部が中心となって努力をされ、ぞうきんがけレースが行われており、Z-1グランドチャンピオン大会は報道にも取り上げられ全国発信されて、交流人口の増加や西予市の活性化に効果が上がっていると思っております。そしてこれをさらに発展させるため、そして教育の一環として、ぞうきんがけという昔ながらの作業を小学生の子供たちに教え、伝えていくために、また少子化によって集団でスポーツをする機会が少なくなっている小規模校の児童が、団体行動の大切さを理解する上においても、西予市内の各小学校対抗のぞうきんがけリレー大会を行ってはどうかと考えます。この内容については、小学生の体力、そして各小学校の状況を考えますと、廊下の真ん中をゴールとして約40メートルぐらいの距離で五、六人ぐらいが適切かなと思っておりますが、詳細については、各担当の方で協議をいただき、これをZ-1を見習って、報道各社に働きかけて、西予市をさらにアピールするとともに、この競技を通して、自分の手で掃除をすることの大切さ、そしてチームワークなどを学んでほしいと考えますので、理事者の前向きな答弁を期待しまして、質問を終わらせていただきます。

議長 別宮助役。

別宮助役 宇都宮議員の市町村合併と三位一体改革につきましてお答えをいたします。

すべての地方自治体におきましては、権限や財源が国に集中していた明治以来の中央集権体制下のもとで、国からさまざまな形で指導監督を受けてまいりました。その結果、国への依存体質が深く浸透し、国は親、地方自治体は子という上下関係で物事が進められ、子供が親にものをねだるように補助金や交付金等々の陳情、要望に奔走をしてまいりました。つまり補助金、交付金等頼りが表面化しておりましたことは、ご案内のとおりでございます。

しかしながら、平成12年6月地方分権一括法の施行以来、国と地方自治体は対等、協力関係となり、親離れを余儀なくされておまして、これらの過程から地方自治体は自立心が芽生え、今日

に至るも努力成長をいたしておるわけでございます。したがって、補助金、交付金等頼りの依存体質から脱却するため、全国の自治体は懸命に努力をしてまいりました。このような変遷の中にありまして、国は唐突にして法的な枠組みと財政誘導のいわゆるあめとむちを用いた合併を強力に進め、各地に不安と混乱が入り乱れながら、その選択に対してさまざまな議論が交わされてまいりました。そのあめとむちを用いた合併推進の背景には、国も自治体も危機的な財政状況にございまして、中央、地方とも行政システムの効率化を目指さなければ、ともに明るい未来の展望を開くことができない。国はこのままであれば、沈没してしまうという危機感から生まれたものではないかと、このように思っております。そのような中で紆余曲折はありましたけれども、旧5町の判断は、合併をてこに地方の分権、自立を目指すこととなり、その後は国の財政支援策を活用した新しいまちづくりのための協議を重ねてまいりました。ここで宇都宮議員のご質問の要旨であります合併による財政支援のいい面ばかりを見過ぎて、事業計画や行政運営に甘さがあつたため、今日の財政に陥ったのではないかとということでございまして、振り返りますと、確かにあめとむちを用いた国の政策の意図とするところの認識に甘さがなかったとは言いがたい点も見受けられます。そのため、行政システムの効率化が図られていなかったり、過大な建設計画などは否定できないのではないかと思っております。したがって、旧5町時代の認識の甘さによって、少なからず現在の財政負担をかけておりますが、しかし認識の甘さだけによって今日の財政難に陥ったわけではございません。やはり危機的な財政事情となった一番の要因は、三位一体の改革によるところの地方税の大幅な減額や国庫補助金、負担金等の一般財源化に伴う影響であると分析をいたしております。今後は認識の甘さも含め、行財政改革に積極的に取り組み、健全な財政を築いてまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問でございまして、三位一体の改革は、国による関与を縮減し、さらに税源移譲によって市町村がみずからの責任と判断で施策の内容を決定し、行政サービスを提供するためのいわゆる地方分権を推進する一環であると理解をいたしております。

しかしながら、この改革は国のかけ声だけに終始、十分機能された制度になっていないために、地方は大変な痛手を受けているのが現状でございます。こうした中、西予市は厳しい財政状況を踏まえ、簡素で効率的な運営を行うとともに、身を削るような不断の努力を進めてまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、人件費、物件費及び臨時職員の賃金に係る費用でございますが、職員に係る給料、手当は35億1,200万円、共済負担金、退職組合負担金等を合わせますと46億2,800万円でございます。また、物件費につきましては7億3,800万円で、そのうち嘱託職員及び臨時職員の賃金は5億9,000万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 宇都宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

現在の米博物館は、旧宇和町小学校の第一校舎であり、現在も高台の上でその歴史を物語っております。入館者数も年間1万7,500人と市内外から多くの方に来館をしていただいております。西予市内の学校でも今年度17校、718名の児童・生徒が米博物館を見学し、ぞうきがけレースを体験しております。これらのぞうきがけレースの体験は、主に総合的な学習の時間あるいは社会見学の時間で体験をいたしております。

また、社会科副読本の西予のくらし、この中にも米博のぞうきがけのことを紹介しているところであります。これら小学生の学習体験は、あくまで授業の一環として実施をしているものであり、宇都宮議員の質問のように、西予市内対抗戦ということになってきますと、時間的あるいは財政的に大変厳しい問題があります。そのような状況から、学校教育活動の一環ではなく、他の団体の活動として取り組まれることを期待しておりますし、ともに西予市をアピールしていきたいというふうに考えております。

また、清掃作業については、それぞれ議員の皆さんも学校時代経験をされたように、1年生から6年生、班分けをされて決められた時間に清掃活動をしてきたというふうに思います。このように

清掃をすることの大切さについても、学校では十分指導をしております。ただ今後は、家庭においても清掃の大切さあるいは整理整頓、こういったようなことが身につくように指導をしていただくと大変ありがたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 3番宇都宮明宏君。

3番宇都宮明宏君 ただいまそれぞれ答弁をいただいたわけでございますが、まず時間的なちょっと制約がございますので、ぞうきがけリレー大会、そしてそれぞれ人件費、物件費、臨時職員等の経費に対するこれら性質的な経費の内容につきましては、委員会の中でお伺いをしていこうと思っておりますので、ここでは、ひとつ事業の今後の取り扱いについて、財政担当者としての財政課長に伺いたいと思っておりますが、西予市の現状は、先ほども質問しましたとおり、財政再建団体も考えなくてはならないほど厳しいと思っておりますが、その割には次々と事業が順調に進んでいるような気がしております。このことに対して私違和感を覚えているわけでございますが、これと先ほどもお伺いいたしました経常収支比率の重要性、この考え方、そしてこの数値を改善していく努力を課長にお伺いしたいと思います。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、お答えをいたします。

まず、私の決意といいますか、考え方といいますか、その点についてお答えをいたします。

安定した行政を運営するに当たりましては、これは一番大事なことが、健全な財政を構築することだと思っております。そういったことで、財政課職員はこの3年間、その一念のもとで取り組んでまいりました。今後もそのような考えのもとで進めてまいりたいと思っております。

それから、経常収支比率であります。この点につきましては、今は現在行政評価を進めております。この行政評価が完全なものになってまいりますと、これはおのずから経常収支比率は下がってまいるものだと、このように考えております。

それから、事業の推進のあり方でありますが、議員さんが言われるように少し違和感があるとおっしゃられておりましたけれども、これはきのうの市長の所信表明の中にもありましたとおり、合併前の建設計画、これを尊重してまいった事業というふうに私は認識しております。そういったことで、これからの財政事情を考えますと、このハード事業につきましては、極力抑制していくべきだということを私なりに思っておりますし、また皆さん方もそのような認識に置いていただきたい、このように思います。

以上でございます。

議長 3番宇都宮明宏君。

3番宇都宮明宏君 最後に、市長にお伺いしたいと思いますが、この事業への取り組みについてでございますが、いろいろ事業を今からするに当たっては、例えばこの事業をするなら、あっちの事業をやめるとか、そのためにここの経費を削るとかしなければならぬと考えておりますが、私個人も議員としてそこらのチェックに対する甘さを反省しておりますが、全職員に対しまして、今後危機感を持った経費削減への努力、そして事業採択に対する指導を徹底していく決意を市長にお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、宇都宮議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

その前に、一番最初の冒頭の中で、財政再建団体になる危機を言われましたけれども、西予市はそれはほとんどないという確信を持って私どもは進めておまして、地元の新聞にそのようなことが書かれてありましたけれども、全くありません。私は自信を持って今進めておりして、中・長期計画の見直しの中で、現在このように厳しい当初予算を策定しておるところでございますが、それだけのご心配なしにお願いをしたいと思っております。

それと、事務事業の取り組みでございますが、今ほど財政課長が申しましたとおり、行政評価システムを今入れて、行政評価システムに盛って、根本的にその施策が今後進めるべきか、進めるべ

きでないかということまで入っていくと。ただ事務事業評価だけではなく、施策評価まで入っていくのが行政評価システムであります。それを重要視しながら今後職員にもその考えを徹底した予算編成を進めていくということに進めていきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 通告により、地域づくりと地場産業の育成についてお伺いをいたします。

今や安倍政権は美しい国づくり、経済の活性化で税収をふやし、財政再建を目指すという経済成長路線を掲げているが、景気が拡大したといっても、イザナギ景気のように賃金の上昇や消費の拡大を伴うものではなく、大企業や銀行などが空前の好業績に沸く一方で、中小企業や労働者は相変わらず苦しんでいる状態です。サラリーマンの給料は、過去5年間で95%に下がり、非正規社員が就業者の3分の1にもなり、給料取りの4分の1が年収が200万円以下という状態で、パートの最低賃金が、全国平均で時給673円、最低が610円となっています。すなわち結果として、経済格差が決定的となったのであります。

また、首都圏や大都市圏での経済活動が活発である反面、地方圏では、いまだに景況感に明るさが見出せない地域も目立っています。大方の庶民にとっては、景気回復の実感は余りないというのが本当のところではないでしょうか。国は国民が景気回復と構造改革の成果を実感できる、国民のだれもが安心できる成長戦略の具体的なプログラムを早急に示すべきではないでしょうか。

さきに愛媛新聞において、愛媛県では来年度の当初予算案を発表した中で、特産品のブランド化など農林水産業の振興、南予地域活性化対策に力点を置いた南予関連予算は約50億円と発表しておりますが、そこで西予市としては、豊富な農林水産物のブランド化した産業の育成こそが必要ではないかと私は考えております。その計画があれば、もちろんあるべきであると思うんですが、お伺いをいたします。

次に、近年自然災害が多発する中で、災害防止に向けた治山治水対策や森林整備等自然環境や生活環境への安心・安全が保障されているのか、地

球温暖化の枠組みとなる京都議定書が昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減する、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行が急務とされているが、西予市としての取り組みはいかに。地球の温暖化による災害がふえている中で、今までは考えられない気温の上昇、竜巻、強風、海水の温度の上昇、温暖化、暖冬、それによる災害が起きたときの復旧費用を考えるとならば、危険性があるところは予防が必要ではないでしょうか。対応と対策をお聞きいたします。

次に、最近になって外材の価格が中国の発展に伴って急膨しております。聞くところによると、倍になっているんじゃないかなというような説もございます。西予市の70%は森林であります。原油価格の高騰により、森林整備を兼ねて間伐材を利用してバイオエタノールを生産してはどうか。また、間伐材を利用したチップ化、それを燃料とするとか、あらゆる面に利用してはどうか、それをまた産業化してはどうか。

また、オーストラリアの大干ばつで世界に穀物の価格が急騰しております。聞くところによると、2倍、3倍になるんじゃないかと言われております。日本の食糧の自給率を高めるとともに、大豆、小麦、トウモロコシ等の穀物の大量輸入をやめ、穀物、植物を原料とするバイオエタノールの産業をつくってはどうか。

次に、地産地消についてお伺いをいたします。

農産物直売所で販売することで、生産者の消費者のニーズが把握できる農産物の根づけが可能になる等々の今までは生産者は単なるつくるだけの人であり、消費者の反応やニーズはわからず、農産物が幾らで売られたかも全く他人任せであったものではないでしょうか。

一方、消費者は生産者の顔が見え、安心・安全が担保され、新鮮で完熟という広域流通では得がたい品質を確保できる。

また、販売網の整備により、都市の消費者と農村の交流が深まり、消費者が見える、生産過程が見えるトレーサビリティの活用とか、最近よく通信販売とかと言われてますが、ネットによる販売を強化してはどうか。

また、農業収益の確保の視点からも農業生産の拡大と生産間競争の激化、輸入農産物の増加等による農産物の余剰化と価格の低迷、自由化、国際

化の流れに対応して、地域農産物、特産物の地域ブランド化確立することによって流通コストの削減にもつながります。

また、農業収益の観点より農産物の余剰化に対しては、加工によって高付加価値の実現への期待が高まっています。長期保存の面からも、地域ブランド、地域野菜の差別化を図っていく面からも、加工によってより多くの消費者ニーズの対応が可能になり、地産地消こそが農業の活性化、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。

また、ブランド化はネット販売の武器でもあり、西予市の特産品をブランド化し、リピートに迫られる特産品売り場にしようではありませんか。いつまでも中国、県外の商品を売っていても、ユーザーは生産者の意気込みが伝わってまいりません。

また、特産売り場の展示の仕方によっても商品は生きてきます。特産売り場こそ、西予市の玄関口であり、また顔ではないのでしょうか。将来への取り組み及び展望をお伺いいたします。

私の質問を終わります。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 坂本議員の地域づくりと地場産業の育成についての質問にお答えをいたします。

南予地域は、基幹産業である農林水産業の低迷や公共事業などの減少によりまして、東予、中予地域に比べて特に経済活動の落ち込みが著しいほか、若者の都市部への流出、産業の担い手不足、農地の荒廃なども深刻な度を増している現状であります。このため西予市では、第1次産業、製造業、観光産業、3つの産業における競争力の強化に重点を置いた戦略的な取り組みを進め、地域活性化につなげることが喫緊の課題と考えておるところでございます。

西予市の豊富な農林水産物のブランド化につきましては、県が農林水産物のブランド推進のために立ち上げたえひめ愛フード推進機構の発足を受け、市では地域ブランド化の推進に対しまして支援を行っております。これまでに宇和で栽培している県新品種「あまおとめ」、明浜特選温州ミカン「浜風みかん」、三瓶特選の温州ミカン「mikamikan」が愛媛農林水産物ブランド化に認定をされております。ブランド商品は品質、安

心、安全などにすぐれ、県産農林水産物の上級品として消費者に認知度向上と差別化商品として県外を中心とする販売の拡大を目指し、今後さらにブランドづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の近年自然災害が多発する中で、災害防止に向けた治山治水対策や森林整備等自然環境や生活環境での安心・安全が保障、予防されているのかとのご質問にお答えをいたします。

地球の温暖化の問題は、海水の上昇や異常気象による災害、生態系の破壊など、予想をされる影響の大きさや深刻さから重要な問題であります。西予市面積の75%を山地が占め、急峻で地質的にも脆弱な地帯を多く抱えております。このような山地流域については、山崩れなどの山地災害を防止するための治山事業や自然環境を有する地域などにおいて環境保全保安林整備の間伐を実施することにより保全の向上に努め、自然災害を未然に防ぐ対策を今後も積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、バイオエタノールの事業化の可能性につきましては、地球温暖化の防止や廃棄物の抑制、資源の循環利用の観点からバイオエネルギーの期待が高まっています。

しかしながら、資源の安定的な供給やコスト面を含めると多くの課題があります。今後技術開発の動向を見きわめながら研究をしてみたいと考えております。

次に、第3点目の地産地消についてお答えをいたします。

里山、海の豊かな自然環境の中で生産した農産物を地元で消費する地産地消の推進は、顔の見える生産者、消費者の相互理解を深め、安全・安心な農林水産物の安定供給と消費拡大、地域産業の活性化を図ることは、大変重要であります。これらを推進するため、各地域の特色を生かしたさまざまな農産物の安定供給が図られるよう各地域の生産関係者、農協、行政機関などと連携を図り、農産物の普及、奨励に努めているところでございます。

また、生産者と消費者をつなぐため、地域における各種観光物産関連の各種イベントの開催を合わせた地産地消の取り組みを行っているところでございます。特産品のブランド化につきましては、産地間競争が一層進む中で、安全・安心の高

品質生産や高付加価値農業の取り組みの推進が不可欠であります。新たな産品育成や商品の開発を戦略と位置づけまして、多様な優位販路開拓の展開や地産地消の活動などを積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 詳細にわたって部長の方からご説明を願いましてまことにありがとうございます。お伺いした中におきまして、概論では非常にごもつともなお考えとお聞きいたしました。

しかし、実態はどうであるかということが、これは問題じゃないかと思うんですが、と申しますのは、私は以前にもこの地産地消の問題を取り上げました。そのときに学校給食に使っていただいたらどうか。学校給食の食材はいかに今なされておるか。地域のものが即食材として上っているのだろうか。研修に行ったときには、ほとんどが、例えば具体的に言いますと、タマネギ、それからミカン、ミカンはこれ西宇和郡西宇和生協だったと思うんですが、それからタマネギは北海道じゃなかったですか。それでほかの食材も土地のものをなぜ私がきょう完熟ということを申しましたが、具体的に言いますと、トマトの味を今中学生なり小学生が、本当にこれがトマトの味じゃということを知ってる生徒がどれだけいるのだろうか、私は疑問に思います。今店頭に並べられているトマトは、青いうちにとって、これは物産館は別なんです、スーパー当たりでは青いトマトをとってうらして売ってるんですね、色づけしてです。そうしますと、かんだときに味が青臭くて、さくさくしてます。かたいです。物産館の、地名を言いますとどんぶり館で売っているトマトを先日買って食べたんですが、非常に完熟してました。しゅんの味がしてます。だからそこが地産地消の食育につながる面じゃないかと思うんです。というのは、何で西予市のタマネギをつくったのに、北海道のタマネギをスーパーの店頭で売らないかんか。トマトがよそのもんを売らないかんか、中国のものを売らないかんか、ベースはここにあるわけなんです。ですから、各住民の農家からつくったものを、これが本当のトマトの味じゃというようなことが食育の一環として取り

入れられたならば、おのずからそこに地産地消の概念がわいてくるんじゃないか。前にも教育長に答弁いただいたんですが、今現在愛媛県下でも今治地区においては、もう10年以上も給食に地産地消の問題を取り上げて食育をやってるわけです。ですから、食材の健康であって、そして安心であってというような面からも即刻学校給食には地域の食材を上げていただきたい。そして、商品が不足するならば、農家と契約栽培に踏み切ったらどうでしょうか。そのかわり生産者はきちっとした農薬をかぶせてない、保障をして、そして化学肥料もこれだけしかやってないというようなことを皆さんに知らしめるためにも、地域の農産物を給食に必ず早期に上げていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 坂本議員の地産地消を給食でというのは、旧宇和町の議会のおきにもご質問があったと思いますし、そのときにもお答えをさせていただいたわけですがけれども、今5つの町が一緒になりまして、宇和と三瓶についてはセンター方式で、宇和の場合が、今現在約1,600食ぐらいをつくっております。それで1,600の給食を短時間でつくるためには、大きさあるいは量、これらが集まる 集まるといって集めることができるところから供給をしていかないと、時間的なこともありますし、経費のこともありますし、そういうことで、現在センター方式のところでは、地産地消が難しい状態にあります。ただし、米飯する場合の米、それから季節的なもので、特産でブドウ、イチゴ、それからミカン、これについては、給食センターについても地産地消をやっております。それから、それ以外の自校方式でやっておる学校、特に城川の学校は、100%に近い地産地消で学校給食を運営しております。そういうことで、給食の食数によってもなかなか難しい面もありますし、それから食育の関係については、もちろん今学校でも授業の中で取り上げてはおりますけれども、やはり基本的な食事のとり方等については、やはりそれぞれの家庭で責任を持って子供たちの健康づくりのための食事、これは考えてほしいなというふうに思っております。

以上、ちょっと答弁にならないかもしれませんが

けれども、現状はそういうことです。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 まことに具体的にご説明願えてありがとうございます。これをしていただくことによって、若者の定住が可能になるわけです。生産者がただ企業だけで都会へどんどん 農業では生活できないということで、若者がどんどんどんどん大都会へ向いて出ていくわけです。南予の有効求人倍率は0.5から0.7ぐらいに推移してるんじゃないかと思うんですが、生活の場がなければ、出ていかざるを得ないわけです。子供もつくれません。そうしますと、やはりここの1次産業の中心であります農産物なんかを積極的に栽培に従事する若者がふえれば、それも地域の活性化につながるわけです。ぜひとも今現在対応ができないんじゃないしに、このような対応をしていくんだというような取り組みを今からでもしていただいたら、若者の定住、農地の活用、それから収益の増大、農業生産者の、これも海産物も同じなんです、そういった就労の場、それから農家の生産性の向上、こういったものにつながっていくわけです。ぜひとも今後そういった面から見ても、地域の活性化のために取り組んでいただいたらなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 次に、26番山本安男君。

26番山本安男君 平成19年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、通告により2点ばかり質問させていただきます。

まず初めに、経費削減の取り組みについてお尋ねをいたします。

西予市民の皆さん方は、合併によるサービスの向上を期待しておられましたけれども、市民の声を伺ってみますと、現実には十分なサービスが行き届いていないような実感があります。西予市におきまして、国からの財源の減少、財政状況の深刻な中でさまざまな経費削減の取り組みが行われていると思いますが、どのような基本理念で行われているのか、関係各位にお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目の広告事業推進についてでございますが、さきの森川議員の発表がありましたので、簡単に発表させていただきます。

現在、全国170の自治体において厳しい財政状況から、一步踏み込んで広告ビジネスに力を入れた自治体があり注目されております。市で使用している封筒に広告を載せたり、広報紙等に広告枠を設けたり、またホームページでの広告も行っている自治体もあると聞き及んでおります。

また、豊田市では、市で使用する封筒に広告を入れるかわりに、市で作成している封筒を企業から無償で提供していただいて、それを使用することによって年間100万円の経費削減が行われているという事例があります。

また、広告事業に先進的な取り組みをしている横浜市の事例でございますが、市の広報、各種封筒、職員の給与明細書、図書カード、公共施設の看板等に広告を掲載しているようであります。今後広く西予市内外の民間企業の皆様の力を協力をいただきながら、市が保有をしているさまざまな施設等を媒体として企業等の広告を掲載し、収入増や経費削減を図ってみてはいかがでしょうか。収入増が望めない現在において、さまざまな問題点があるとは思いますが、財源確保のために広告事業推進を行うべき価値はあると思います。関係各位のご答弁をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 別宮助役。

別宮助役 山本議員の経費節減の取り組みについて、どのような基本理念のもとで行っているかということにつきましてお答えをいたします。

市民のニーズは年々複雑・多様化し、それらすべてにこたえるには、それ相応の財源が必要となってまいります。このような中、合併前には予想もされなかった国の三位一体の改革によって、西予市の財政運営は逼迫し、ここ数年の予算において顕著にあらわれていることは、ご存じのとおりであります。その限りある財源の中で、行政はいかに市民の皆さんに対して最大のサービスを提供し続けていくかということが今後の大きな課題でもあります。三位一体の改革により地方交付税、国庫補助金、負担金等々が激減している今日、これらの限られた財源で市民の皆さんに満足いた

ける事務事業を展開をしていくということには、当然ながら今までどおりにはまいりません。

そこで、今まで当然のこのように進めてきました事務事業について、いま一度その内容や事業効果等を精査をし、効果の低い事務事業等は削減あるいは廃止、またみずからできる業務はみずから行う等、極限までむだを排除し、不要な経費を省き、真に必要とされかつ効果のある事務事業に絞って財源を充てる必要があると考えております。

また、行政と市民の役割分担を明確にし、住民自治の原点に立ち返り、市民参画を進め、市民行政がそれぞれの役割に応じて、協働により西予市の新しいまちづくりを推進していかねばならないと考えております。この理念のもと、平成17年度より順次事務事業の見直しを行っているところであり、また現在、事務事業評価システムによって事務事業全般にわたって見直しを行い、評価の高い事務事業に予算を配分していくことが今後必要ではないかと、このように考えておるわけでございます。

第2点目の広告事業推進についてお答えをいたしたいと思っております。

山本議員のご質問の広告事業の推進につきましては、先ほど森川議員の経費削減と広告入り封筒につきましてのところでお答えをいたしました内容と同様に、今後先行事例の手法や評価を参考にいたしまして、自主財源の確保に鋭意努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 26番山本安男君。

26番山本安男君 ご説明をありがとうございました。

広告ビジネスにつきましては、新居浜、松山はこの間、3月5日の朝NHKのテレビで広告ビジネスの取り組みについて松山市の実態を報道されておりましたけれども、宇和島でも有料広告を発注いたしました。そして大洲が年間200万円の経費削減を目指して進めるための準備を今、来年度から取り組むということで承っております。ぜひとも西予市も他方におくれないようによく吟味していただいて推進を図っていただきたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。
以上でございます。

議長 次に、21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 最後になりましたけれども、2点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、締め切りぎりぎりを持ってまいりまして雑筆をしておりますことをお許し願ひたいなと思っております。

本題に入る前に、今ちょうど商工会の副会長さんもおいでますし、それから女性部長さんもおいでるんでございますけれども、それを前にひとつしゃべらせていただきたいと思いますと思っております。

ちょうど商工会が合併して1年になりまして、その中で今どう取り組んでいくかということが一つずつ動いておりますけれども、たまたま一昨日ですか、商工会の職員をどのようにこれからするのかということの中で話をしましたら、これから10年間は一切雇用はありませんと。それから、そうすると、このままでいくと、現状の半分の中で優秀な人材をそろえて商工会の組織を維持しなきゃいけない。それとともに、商工業者に対するサービスを落とさないようにどのようにするかということが出てきまして、これはなかなか難しいなと、そういうことを思っております。そういう方向の中で基本的にそれがありますし、地域農業っていいですか、地域振興の中の状況の中では、JAが各支所を引き上げて4月からいきます。その中でどういう現象が起こっているか。以前であるならば、行政が農業政策に関しては農協とタイアップをしながら一つの方向をつくり上げたという時代がありました。農協が自分たちの農協の組織を維持する、いろんなその分が出てきまして、本当に地域の購買といいますが、生活にかかわる購買部といいますが、Aコープといいますが、それすらなくなってきている、そういう状況があります。そういう状況を踏まえながら2点だけお願ひをしたいと思いますと思っております。

私は地域起業条例、これは仮称でございますけれども、これについてお願ひをしたいと思いますと思っております。

この中で2点だけ、西予市企業誘致条例、これちょっとだけ資料がありますのでしゃべります

が、5,000万円以上投資をし、それ以上に従業員が5名以上、その中であるならば、限度額総額1億円以内、期間5年以内、促進奨励措置です。固定資産が課せられることになった年度以降の当該固定資産を減免という分があります。それから、雇用促進奨励金、これが1人当たり正規雇用で30万円、それから臨時といいますが、パートといいますが、それは15万円ですか、そういう形の中で誘致企業に関してはそういう方向の中で取り組まれておりますし、これも総額5,000万円以内、5年以内ということになっております。

それから、もう一つあります。

西予市の情報通信関連企業誘致条例、これは今コールセンターとか、それからデータセンターとかというのが出て、これから西予市の中にもそういう線で50、雇用50人規模そういう企業が出てくるような方向づけで聞いております。これにつきましても、15人以上雇用、それから開業時に事務所の建設または改造を行った場合に要した額の100分の30に相当する額1,000万円以内で1回限りと、それから事業用資産奨励金、これは直接事業の用に供される事務所の賃借料及び通信回線の使用料にかかわる額に対して交付、年額の3分の1に相当する額、年1,000万円以内、期間5年以内というもんがあります。それから、雇用促進に関しては、上の企業誘致条例と同じでございます。

そこで、一番心配しているのは、本当に1の条例も2の条例も、資本金があってその一つの形をつくり上げてくるっていう一つの大きなものの考え方がありますけれども、一度に5,000万円というのは、なかなか市内業者の中の資本金がない、一度に投資することができないという業者が多いんじゃないか。例えば、1年にことしは1,000万円投資で雇用人口5人ですよ。2年目にまた1,000万円ですよ。3年目に1,000万円です。5年間で5,000万円投資する。何にもならないんです、これ。固定資産とかそういう分に関して、やはり地元企業を興す人たちに対しても何らかのそういう措置があつてしかるべきではないのか、このことをお聞きたいと思っております。

それから、1次産業について、施設をつくっていくときにおいても同じ現象が起こってきます。

農業っていう分がもともと基本的には、以前では資本力っていいですか、バック資本力っていうのが大きくありました。地価が高いという分に関しては、山林の力があるっていうときはそういうことがありましたけれども、現在ではその1次産業がどう持っていくかということの施設でさえなかなか難しい。1つつくれば500万円、1,000万円って必ずかかってきます。その中で上がってくる生産性っていうのは、なかなか1次産業とかそれに対しては、それに見返る分が出てこない。減価償却難しいなと、そういうのが現況であると思うっております。その辺も含めて条例を検討すべきではないのか。やはり地場で育った人間は、地場の中で企業を興して、その中で生き残っていくという安心感っていうのは一番あるのではないか。これももう一つ、第2の条例についても同じなんですけれども、通信関連でも同じなんですけれども、今ちょうど城川町は以前から、私は城川町出身ですが、以前からADSLというのが欲しいと。それでもあの当時は高速通信網でございました。それが入ってくるならば、インターネットでも今のデータセンター、コールセンターそれくらいでも何とかついていける、その辺を思いながらやってきて何とかもうこっから余り言うたらいけませんので、それができたと思ったときに、30人規模の企業を連れてきた途端にポシャったと、そういうこともあるんです。だから、今現在の中で、野村町と宇和町なんです、ADSLが入ってるのは。そこを利用して城川町の業者、それとほかの業者がタイアップをしてコールセンター、民間で立ち上げようというそういう方向で資本金も募ったりして動いております。やはりそしたら、15人以上、その投資金額がこうだという、100分の3来るよっていう分があるんですけれども、そこまでの資本力を持ってすることができない、これもやっぱり企業誘致と同じように一つのものの考え方、起業条例っていう部分が私は欲しいと思います。そういうことで、このことに関して、担当課では、以前にはこういう話を、私これで3回目か4回目だと思っております。それをこれからそういう方向をいろんな形でつくっていくというようなのを、ちらっとそういう情報も聞いておりますが、その点も含めながらご答弁をお願いをしたいと思います。

それから、あと一点でございます。

農協と農業のJAが撤退したということも関係あるんですが、基本的に普通財産、行政財産は市長の裁量っていうのがすごいありますが、普通財産を民間でそこで地域おこしに活用したい、そうしたときに、どこが網がかかってくるか。今は地代が要るんです。それでそれから向こう、そしてそこへ建物を建てたときに、そら当然だといえれば当然なんですけれども、資産税が要るんです。それでも一つのグループというか、200人ぐらいのグループの中で会員を募りながらそれをして、一つの農業の分野をそこで販売していこう。それで少しでもそういう地域に残るじいちゃん、ばあちゃんもおりますけれども、若い人たちも1カ月に5万円、6万円そこで売り上げよう、私は10万円ですよ、年間で200万円そういうところの中で稼いどる人もおります。そこにおる従業員は15%の手数料なんです。それでそうしますと、やもすれば赤字が出るんです。それでも頑張らざるを得ないという形の中で動いている、そういうときに、それに対して土地の使用料がかかるとなかなか難しい足かせになって、その辺は一つの条例の中にここにあるんですが、財務規則の中にもあるんですけれども、その辺を理事者が一つの分の地域づくりにおいてはそういう配慮、そういう議論をしながら配慮をしてほしい。それが1点です。

もう一点あります。

これを借りるときに、行政が先にその地域がこうなるからこうやったらって、先に動くぐらい積極的に協力をするぐらいのものの持っていく方が欲しい。こっちがこれ、商工会の名前で申請すると書類持ってるんですけども、やはりそれを行ったときに、やはり行政は先にそのことに関して便宜を図り、積極的にそのノウハウというのもきちっと教えるべきじゃないか。そうやってできる限り、一番最後で具体的なことを言いますと、4月にAコープがなくなります。そうすると、私の地域では、日常商品製品買うことができません。遠くにはあります。野村もあります、それから土居もありますけれども、私ら車持っている者は行けるですよ。そうじゃない人は本当に困っている。それに対してみんなが出しながらAコープに似たものをつくってその日常生活に支障を来さないようにどうするか、その話をやってる。

それがこれからいろんな、だからたかが城川だからそれがどうだということじゃなくして、そういう地域おこし、そういうものをするときには、普通財産、市の、それはできるだけ便宜を図ってほしい。そういう2点目に対しては、2点目あります。

そういうことでございます。これ本当に一般質問していいのかどうかというのがありますけれども、直面したことで、これから本当に地域の部落と申しますか、組と申しますか、それがもう崩壊します。100戸ぐらいあるところが、もう5年、7年たったら20戸になります。当然環境とかいろんなこともありますけれども維持できない。そこに直面してるんです。それをいかに残すかというものも判断も含めながら、やはりいろんな残すためにも欲しいし、やっぱりそういう少しでも構わないから、そういう収入を与える場面が欲しい、そういうことでこの2点を質問をして終わりにさせていただきます。12時も過ぎたと思いますので、これで終わります。よろしく願いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、梅川議員の最初の質問、地域起業条例についてお答えをさせていただきます。

誘致企業に対する優遇制度につきましては、昨年の9月議会で企業誘致条例の全面改正及び情報通信関連企業誘致の新条例をご承認いただいたところでございまして、企業がより立地しやすい条件を整備したところでございます。ただこれら2つの条例は、市民の雇用や投資額の要件を定めているために、今議員のご指摘のとおり、年1,000万円の段階的な投資では、総投資額が5,000万円に達しても奨励の対象にならないのは今ほどのご指摘どおりであります。

しかしながら、産業活性化には個人の起業や新分野創業などの新たなパワーの活躍が不可欠でありますので、このたび新しい支援制度を創設し、今回の当初予算にも出してありますが、事業費を計上させていただきました。議員ご質問の条例化の手法ではなく、要綱による制度でございしますが、ご理解をいただきたいと思っております。

支援制度の一つが、地域内発型産業創出事業で

ございます。この事業は、地域農林水産資源等を活用する製造業、第1次産品や農産加工品の販売業、市民生活分野関連のサービス業を対象事業として法人を設立して、これらの事業に取り組む個人及びグループ並びに異分野からの新規参入する法人を補助対象者としております。

支援の内容につきましては、創業時に必要な経費の2分の1、100万円を限度に補助するとともに、創業後1年間の人件費についても、雇用者1人について1カ月1万円から2万5,000円の助成を行うものです。

要綱の趣旨は、起業や新規創業を促すことにありますので、ご質問の野村や宇和で起業の動きがあるという情報通信関連事業の場合、その業務が、例えば地域企業に対する情報サービス、情報処理サポートという内容であれば、この要綱の補助対象となる起業と思っております。

2つ目の要綱が、農林水産加工品開発事業でございます。

この事業は、特産品加工業の振興を図る目的としておりまして、西予市産品農林水産物を主原料として加工品の開発経費の2分の1、100万円を限度に助成する制度であります。特色のある加工品の開発や既存商品にさらなる付加価値や改良を加える事業が対象でありまして、個人、グループ、法人を補助対象としております。

3つ目が、西予市ブランド産品販路開拓支援でございます。名前は支援事業でございます。

この事業は、西予市産品の商品の販路を開拓するために、物産展やアンテナショップの設置、商品パンフレット等々を要する経費の2分の1、これも100万円を限度に助成するものであります。1次産品の販路拡大も想定して、一般企業だけでなく、農協や漁協、農事組合法人等も補助対象としております。

以上、3つの制度は、法人設立段階、加工品の開発段階、商品の販路拡大段階等の事業の熟度に合わせて活用できるように意図したものでございます。

これ以外の支援でございますが、起業時に自己資金が不足する場合には、当然融資が必要になるかと思っております。高額な金利は新規事業者に対して大きな負担となりますので、この軽減を図るために、現在起業時の初期借入金の利子補給制度を設ける方向で作業を進めております。

以上、起業創業に関する行政支援制度案の概要をご説明させていただきました。答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 梅川議員の地域おこしについてお答えをさせていただきます。

行政財産につきましては、用途または目的を妨げない場合においては、目的外使用として許可を行っておりますとともに、普通財産の貸し付けにつきましても、財務規則に基づいて貸し付けを行っているところであります。その貸付料につきましては、財産処理審議会に定めております貸借基準に基づき、固定資産評価額に4%を乗じた金額にいたしております。

また、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けについては、西予市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例に基づき判断を行っております。

該当となる場合は、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業に供するときと地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸し付けを受けた者が貸付財産を使用の目的に供しがたいと認める場合となっております。

なお、駐車場につきましても、同様の貸付料が必要となっております。

以上、ご説明申し上げましたとおり、現在市といたしましては、条例等にとって遂行させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっと時間も過ぎて申しわけございませんが、再質問をやらせていただきますが、ちょうど今市長が説明をしていただきましたこれだけの支援というのがあるということ、それでそれが発展につながったらありがたいと思っております。しかしながら、一面的には少ないのではないかと。当初予算の中ではまだ議決ありませんけれども、1,000万円だったかな。その分がのっていたということは記憶に持ちながら

思っておりますけれども、やはり投資する金額に対してやはりその辺をもう少しお考えを願いたい。それがお金が欲しいということよりも、それをサポートしてほしいと。それができる上がるまでのサポートをしてほしいという、基本的にはそういう意味です。

それと、普通財産につきましては、できるだけそういう方向の中で地域おこし、それをするときには、やっぱりその辺をいろんな形の中でお考えを願いたい、そういうことです。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、梅川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

一面的少ないのではないかとという質問でございますが、私どもはこういう市が支援をするということは、今議員がおっしゃるとおりサポートでございます。全面支援をするわけではありません。企業を経営されたり、いわゆる起こす起業ですね。起こす起業をされる方々は投資をするわけでありまして、やはりリスクを負う必要もございます。だから、そのリスクの中であえて踏み込まれることに対する導入としてサポートするわけでありまして、市としての今の現状としては、この辺が適当ではないかと、まず最初その辺のところを思っておりますので、今回予算計上をしております。ぜひとも委員会の中で慎重にご審議をいただいて、またご決定をいただいたらと、このように思っております。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日3月9日午前9時より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後0時18分

平成19年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成19年3月9日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 議 平成19年3月9日 建 設 部 長 鶴 岡 康 年
 午前9時00分 産 業 部 長 小 玉 岩 康
 1.散 会 平成19年3月9日 生活福祉部長 武 田 勉
 午後1時45分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミヌギ
 24番 宇都宮 二 朗
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

25番 岡 田 周 三

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 松 本 正 志
 病院総括事務長 上 甲 福 重
 消防本部消防長 是 澤 孝 次
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- | | | | |
|----------|---|---------|---|
| 1 議案第 7号 | 西予市副市長定数条例制定
について | 議案第 23号 | 西予市廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部を改
正する条例制定について |
| 議案第 8号 | 地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例制定
について | 議案第 24号 | 西予市衛生センター条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| 議案第 9号 | 西予市部設置条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第 25号 | 西予市農村公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| 議案第 10号 | 西予市名誉市民条例制定に
ついて | 議案第 26号 | 西予市農業集落排水処理施
設条例の一部を改正する条
例制定について |
| 議案第 11号 | 西予市表彰条例制定につい
て | 議案第 27号 | 西予市農業集落排水事業分
担金徴収条例の一部を改正
する条例制定について |
| 議案第 12号 | 西予市浄化槽市町村整備推
進事業条例制定について | 議案第 28号 | 西予市公共下水道条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| 議案第 13号 | 西予市新市立病院建設基金
条例制定について | 議案第 29号 | 西予市公共下水道事業受益
者負担金徴収条例の一部を
改正する条例制定について |
| 議案第 14号 | 西予市職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第 30号 | 西予市道路占用料徴収条例
の一部を改正する条例制定
について |
| 議案第 15号 | 西予市特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改
正する条例制定について | 議案第 31号 | 西予市出産祝い金支給条例
を廃止する条例制定につい
て |
| 議案第 16号 | 西予市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第 32号 | 西予市在宅介護支援セン
ター条例を廃止する条例制
定について |
| 議案第 17号 | 西予市職員の管理職手当等
の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第 33号 | 西予市精神障害者小規模作
業所条例を廃止する条例制
定について |
| 議案第 18号 | 西予市過疎地域における固
定資産税の特別措置に関す
る条例の一部を改正する条
例制定について | 議案第 34号 | 西予市低開発地域工業開発
地区指定に伴う固定資産税
の特別措置に関する条例を
廃止する条例制定について |
| 議案第 19号 | 西予市在宅ねたきり老人等
介護手当支給条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第 35号 | 田之浜地区コミュニティセ
ンター設置条例及び宮野浦
地区コミュニティセンター
設置条例を廃止する条例制
定について |
| 議案第 20号 | 西予市養護老人ホーム条例
の一部を改正する条例制定
について | 議案第 36号 | 平成18年度西予市一般会
計補正予算(第10号) |
| 議案第 21号 | 西予市隣保館条例の一部を
改正する条例制定について | | |
| 議案第 22号 | 西予市予防接種健康被害調
査委員会設置条例の一部を | | |

- | | | | |
|----------|---|-----------|-------------------------------------|
| 議案第 37 号 | 平成 18 年度西予市授産場
特別会計補正予算(第 3
号) | 健特別会計予算 | |
| 議案第 38 号 | 平成 18 年度西予市住宅新
築資金等貸付事業特別会計
補正予算(第 2 号) | 議案第 54 号 | 平成 19 年度西予市介護保
険特別会計予算 |
| 議案第 39 号 | 平成 18 年度西予市育英会
奨学資金貸付特別会計補正
予算(第 2 号) | 議案第 55 号 | 平成 19 年度西予市港湾整
備事業特別会計予算 |
| 議案第 40 号 | 平成 18 年度西予市国民健
康保険特別会計補正予算
(第 4 号) | 議案第 56 号 | 平成 19 年度西予市簡易水
道事業特別会計予算 |
| 議案第 41 号 | 平成 18 年度西予市老人保
健特別会計補正予算(第 4
号) | 議案第 57 号 | 平成 19 年度西予市農業集
落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 42 号 | 平成 18 年度西予市介護保
険特別会計補正予算(第 4
号) | 議案第 58 号 | 平成 19 年度西予市公共下
水道事業特別会計予算 |
| 議案第 43 号 | 平成 18 年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第 4 号) | 議案第 59 号 | 平成 19 年度西予市上水道
事業会計予算 |
| 議案第 44 号 | 平成 18 年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算(第 4 号) | 議案第 60 号 | 平成 19 年度西予市病院事
業会計予算 |
| 議案第 45 号 | 平成 18 年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) | 議案第 61 号 | 平成 19 年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計予
算 |
| 議案第 46 号 | 平成 18 年度西予市上水道
事業会計補正予算(第 4
号) | 議案第 62 号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 47 号 | 平成 18 年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計補
正予算(第 2 号) | 議案第 63 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 48 号 | 平成 19 年度西予市一般会
計予算 | 議案第 64 号 | 西予市営土地改良事業の施
行について |
| 議案第 49 号 | 平成 19 年度西予市授産場
特別会計予算 | 議案第 65 号 | 西予市営土地改良事業の施
行について |
| 議案第 50 号 | 平成 19 年度西予市住宅新
築資金等貸付事業特別会計
予算 | 議案第 66 号 | 西予市営土地改良事業の施
行について |
| 議案第 51 号 | 平成 19 年度西予市育英会
奨学資金貸付特別会計予算 | 議案第 67 号 | 西予市営土地改良事業の施
行について |
| 議案第 52 号 | 平成 19 年度西予市国民健
康保険特別会計予算 | 2 陳情第 1 号 | 日豪 E P A 交渉に関する陳
情について |
| 議案第 53 号 | 平成 19 年度西予市老人保 | | |

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|-----------|---|----------|---|
| 1 議案第 7 号 | 西予市副市長定数条例制定について | 議案第 23 号 | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 8 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について | 議案第 24 号 | 西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 9 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 25 号 | 西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 10 号 | 西予市名誉市民条例制定について | 議案第 26 号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 11 号 | 西予市表彰条例制定について | 議案第 27 号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 12 号 | 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について | 議案第 28 号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 13 号 | 西予市新市立病院建設基金条例制定について | 議案第 29 号 | 西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 14 号 | 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 30 号 | 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 15 号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 31 号 | 西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 16 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 32 号 | 西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 17 号 | 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 33 号 | 西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 18 号 | 西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 34 号 | 西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 19 号 | 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 35 号 | 田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 20 号 | 西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 36 号 | 平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| 議案第 21 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 議案第 22 号 | 西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を | | |

議案第 37 号	平成 18 年度西予市授産場 特別会計補正予算（第 3 号）	健特別会計予算	
議案第 38 号	平成 18 年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 補正予算（第 2 号）	議案第 54 号	平成 19 年度西予市介護保 険特別会計予算
議案第 39 号	平成 18 年度西予市育英会 奨学資金貸付特別会計補正 予算（第 2 号）	議案第 55 号	平成 19 年度西予市港湾整 備事業特別会計予算
議案第 40 号	平成 18 年度西予市国民健 康保険特別会計補正予算 （第 4 号）	議案第 56 号	平成 19 年度西予市簡易水 道事業特別会計予算
議案第 41 号	平成 18 年度西予市老人保 健特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 57 号	平成 19 年度西予市農業集 落排水事業特別会計予算
議案第 42 号	平成 18 年度西予市介護保 険特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 58 号	平成 19 年度西予市公共下 水道事業特別会計予算
議案第 43 号	平成 18 年度西予市簡易水 道事業特別会計補正予算 （第 4 号）	議案第 59 号	平成 19 年度西予市上水道 事業会計予算
議案第 44 号	平成 18 年度西予市農業集 落排水事業特別会計補正予 算（第 4 号）	議案第 60 号	平成 19 年度西予市病院事 業会計予算
議案第 45 号	平成 18 年度西予市公共下 水道事業特別会計補正予算 （第 4 号）	議案第 61 号	平成 19 年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計予 算
議案第 46 号	平成 18 年度西予市上水道 事業会計補正予算（第 4 号）	議案第 62 号	市道路線の廃止について
議案第 47 号	平成 18 年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計補 正予算（第 2 号）	議案第 63 号	市道路線の認定について
議案第 48 号	平成 19 年度西予市一般会 計予算	議案第 64 号	西予市営土地改良事業の施 行について
議案第 49 号	平成 19 年度西予市授産場 特別会計予算	議案第 65 号	西予市営土地改良事業の施 行について
議案第 50 号	平成 19 年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 予算	議案第 66 号	西予市営土地改良事業の施 行について
議案第 51 号	平成 19 年度西予市育英会 奨学資金貸付特別会計予算	議案第 67 号	西予市営土地改良事業の施 行について
議案第 52 号	平成 19 年度西予市国民健 康保険特別会計予算	2 陳情第 1 号	日豪 E P A 交渉に関する陳 情について
議案第 53 号	平成 19 年度西予市老人保		

開議 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第7号「西予市副市長定数条例制定について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの61件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は議案順に大綱の質疑のみで願います。

まず、議案第7号「西予市副市長定数条例制定について」から議案第9号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」までの3件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

これの3件については、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号から議案第9号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第7号「西予市副市長定数条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第8号

は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号「西予市名誉市民条例制定について」及び議案第11号「西予市表彰条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 ただいまの第11号の議案であります。昨年の9月だったと思うんですが、一般質問の方でやらせていただきました。私がこの場で涙ながらに訴えたことではなかろうかと思いますが、市長のハートをちょっとくすぐったのかなという気がいたしますが、そういった思いで喜びを秘めておりますけれども、1点だけ申し添えておきますが、この件につきましては、昨年溪筋の消防団、ポンプ操作で全国大会等行かれました。あのように活躍された方等々、そういった方も対象になるのではないかなと思うんですが、やはり全国大会といえども大きな大会と全国大会でも小さな大会があります。私が言いたいのは、大きな大会は大々的に報道もされますし、活躍された方は十分にわかるわけでありまして、中には個人で小さな大会、小さな全国大会に参加をされた方等については、なかなか一般の方、報道されても新聞の片隅に少し出るぐらいのことでわからない方があろうかと思えます。そういった方については、やはり本庁の方にはわからないときがあるわけでありまして、やはり日ごろから支所並びに公民館あたり、それぞれがご町内の方それぞれ気をつけていただいて、選考の対象にしていただきたいと思えます。

そして、この議案の中に選考の方法として委員会を立ち上げると書いてありましたが、どのような方がどのような人選をされるのか、構わない限り教えていただいたら幸せかと思えますが、よろしく願いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場から岡山議員の質問に対してお答えさせていただきます。

昨年の議会で岡山議員から質問もあったことも頭に入れております。私も早くこのような表彰条例をつくっておかなくてはいけないと思っておりますけれども、今の時期までになりました。これに対してはおわびを申し上げたいと思っておりますけれども、今からこれをつくってしっかりした運用をしていきたいと思っております。

今ほどおっしゃるような、いわゆる個人が出場するような全国大会等々もこの中で言いますキラリ西予大賞等々の対象になろうと、このように思っておりますし、そういうものを今ほど言われますように、総合支所なり公民館なり等々からしっかりした情報を、あるいは議員の皆さんからも入れていただくというようなことで、漏れがないような方法で運用をしていきたいと、このように思っております。

今ほどおっしゃった選考委員会でございますけれども、これもまだ人選はどうっていうことを今決めておるわけじゃありません。まずこのように条例を通していただいた上で今後考えていきたいと思っておりますが、選考委員会を年何度も開くのではなしに、ある程度限られたときに開くという方法で考えております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第12号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっとこれ質疑をしたいんですけども、一番最初に説明があったときに私が聞き漏らしてたのかなと思うんですけども、24ページの第2表ですか、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思うし、これ一つの事業区でやるのか、それとも西予市全体でのこういう形になるのか、ちょっとその辺を聞き漏らしてありましたので、再度説明を願いたいと思います。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思いますが、2表につきましては、農業集落排水事業、これと同じでございます。今後補助事業の名前は違いますけど、農集の中で特会を組んで管理運営していくということになりますの

で、地区としては明間地区の中での管理ということになります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 ちょっと僕が言うか思うたら先言われたので、非常に残念であります。この下水道、それから農業集落、それから漁業集落というものを考えたときに、何であれに該当しない分がこういう形で何でもっと早くできなかったかという、非常に僕は不満を抱いております、正直なところ。ほんで、これは市長がこの場所を制定すると、定めるといようなことになっておりますが、もし定めなくとも、ある地区においてそういうことが申し出があった場合は、後でも定めるのか、ちょっと今関連しておりますし、そういうふうに受けとめてはおるのですが、ぜひ先言ったように、下水道とそれから集落排水との整合性を見れば、非常にそういうことのできないところ、今までおくれたような、非常に僕はおかしいと思っている。もっと早く本当してほしかったけれども、今になってはもうこれ仕方ないので、やはりそういう広い範囲に広めてもらって、そういう要望があれば、ぜひやってほしい。

もう一つは、普通の浄化槽ですね。今からそういう問題が出てくると思います。普通の浄化槽であって、本人そのものは別に影響はないと思いますが、しかし本当に河川をきれいにするとかという場合においては、これは非常に大事になってくるので、やはりそういうことにやっぱり行政がタッチしてやりはしないかというようなことを、逆にこっちから持ちかけるようなことも必要じゃないかなと。この目的がやはり河川をきれいにするとか、そういう問題があるのであったら、ぜひそういう方に進めてほしいなというような感じをしております。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思いますが、まず1点目でございますけど、今回の農集と一緒にやろうということにつきましては、環境省の方の要綱がありまして、その中に特定地域排水処理施設というようなこの施設に該当するかどうかというような基準がございまして、今回の場合につきましては、倉谷、板ヶ谷地区について、農集の明間地区からかなり距離が離れているというようなことの位置づけからし

て、この特定地域に該当するだろうというような見解をいただきました上で合併処理槽と農集とを一緒にして施行、それから先ほど言いましたように管理は農集の方で特会でやるということになったわけでございます。

この後、合併処理槽だけの事業、農集、漁集そういうものをのけた段階で、これ単独の事業としてずっとやっていけるかどうかにつきましては、その場所とか排水状況、その辺を国との協議を行った上でできるかどうかの判断はやっていきたいというふうには思いますけど、かなり集落が小さくて集落間の距離が長いような地区については、今後検討を加えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長 次に、議案第13号「西予市新市立病院建設基金条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 お尋ねしますが、第14号でよろしいわけですね、質問させていただいて。

議長 はい。

17番酒井宇之吉君 終業の時間が5時半っていいますと、今商工会が5時半で閉めております。非常に夜、冬になると非常に暗い時点で家庭へ帰るという現状に出ておりますけども、県下一円にこの制度が施行されるのか、まず確認しておきます。

もう一点ございますのは、非常に私は、たばこは吸いませんが、休憩時間以内に外へ出てたばこを吸ってる人の休憩的なものの考え方はどのように理事者は考えられておるのか、その点につきましてお尋ねしたいと思います。

議長 炭倉総務課長。

炭倉総務課長 今のご質問にお答えをさせていただきますが、勤務時間、今は5時15分まで

でございますが、昼休み45分という休憩時間とあと15分休憩をとりたいと。これは組合と交渉をいたしまして、組合職員が昼休みは1時間欲しいという中で勤務時間を5時半までにせらせていただくという形をとらせております。

県下におきましても、大多数が5時半という形になってきております。

それから、たばこの休憩時間につきましては、休憩という形をとるということまでには強制的な措置はしておりませんが、2時間に1本とか、そういう形でちょっと5分ほど5分もかかりませんが、そこらちょっとたばこの室へ行かさせていただくということは、大目に見ておるような形をとらせていただきたいと考えております。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 たばこの件につきましては、私個人ということではなしに、市民の方からどうなってるんかどうかということを尋ねてくれということでございましたので、できましたら、もう少し喫煙室を庁舎内できちっと構えられて、市民が庁舎内で就業しているというような認知の中から制度的な考え方を確立していただきたいと、かように思う次第でございます。終わります。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第19号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」から議案第24号「西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」までの6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 きのうの一般質問に対して非常に理事者側からは心強い答弁をいただいて本当にありがたく、まず庁舎建設問題初め今起こっておる事業に対して前向きに取り組んでいくという、非常に私どももいろいろ心配をしておりましたが、夕張の話が出たら、もうそのようなことは心配することないよという形で、議員はもちろんでありますが、市民の皆さんが非常に胸をなでおろしているというところだと思います。その気持ちでやってほしいと思いますが、それに引きかえ、この在宅寝たきり老人介護手当、これに対し

ては、おとしの委員会においても非常に混乱をしたところでありませけれども、今度2万5,000円を1万5,000円にすると。もう金額は、これ私らも仕方ないと思っておりますが、これを非課税家庭に限るとということは、ちょっと私もうなずけない、そういうふうに思っております。その際に、実はこの間の議員全員協議会の際にこの話を出したら、市長は国境をつくらないという形が言われました。私は今の時代には、国境をつくらないじゃなしに、むしろ西予市のカラーを、西予市に来たらこういういいことがあるんだよということを僕は出すべきじゃないかと。ただ一列にこう並ぶでなしに、やっぱりそのカラーを出すべきという形では、今申しましたように、非課税家庭じゃなしに、むしろ非課税家庭でない方は、特に特老あたりを利用したい、したくてたまらない、そういう人がおるので、やはりそのことを抑えるためにも、我慢してくださいということを抑えるためにも、やはり金額の大小は別として、やはりこういう形でご苦労しておる家庭にはやりますよという、その姿勢が僕は大事じゃないか、そういうふうにして、やはりこの問題に対して非課税家庭のみというのは、僕は納得できない。やはりここはひとつ何して、行政の姿勢、やはりご苦労かけるところはご苦労かけますが、ひとつ頑張ってください。そうでなければ、例えば特養の数、今待機者が幾らおるか知りませんが、後でちょっとそのことも言ってもほしいと思いますが、その人たちが我よ我よと、こう来た場合には、本当困るじゃないか。そのためにもやはりきのうから出ております小規模多機能とか、やはり在宅介護に力を入れるという、この行政の姿勢を僕は示してほしいなど。これが説得力がある行政運営ではないかというように考えております。ぜひその点を踏まえて、非課税家庭のみというところだけは、ひとつ削除をしてほしいなど、私はそういう考えを持っておりますので、ひとつ検討を願いたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員のご質問にお答えしますが、まず基本的なことを私が言わせていただいて、数的なことは、また担当部長の方が話があると思いますが、私自身は、なぜ非課税世帯に限定するかといいますと、やはり福祉の根本は、他人を思いやる心であろうと、このように

思っておりますが、その中で、いわゆる十分な生活ができる方々に対してまで福祉がすべてしていくのがいいかどうか、福祉の対象にするのがいいかどうかと考えますと、私はそれは違うのではないかと思っております。いわゆる弱者救済が福祉の根本であろうと、このように思っておりますので、この寝たきり老人の介護のことについては、やはりその非課税世帯を対象にするのが、やはりこの本旨からしていいのではないかと。それ以外について基本的には、介護の問題については、既に新しく介護保険ができて、旧城川時代にこの寝たきり老人の介護手当が出たときには、介護保険制度がないときにつくられたといういきさつを聞いております。したがって、あれから十分それだけの機能が、いわゆる私たちの中で制度化されてきた。だからその分については、やはり私もはのけていって、非課税世帯の中であとその対象者としてしっかり私もはお助けができるような行政であるべきではないかと、このように思っております。

以上です。

三好市長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの浅野議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、それぞれの施設がございます。この施設につきましての入所率、大体九十七、八%が入所している状況でございまして、これらに対する、いわゆる待機者といいますが、この方あたりの数字が大体300名近くの待機者がございます。ただし、それぞれの施設ごとに重複した申し込みをされておるところでございまして、実際には約3分の1、100名前後ではなかろうかと、このように考えているところでございまして。

もともと平成12年に介護保険法制度ができて、国の方としては、本来は施設介護ではなくて、基本的には在宅介護を進めているところでございまして。ただ平成12年当時から今日に至る間におきましては、やはりまだまだ施設の数、ベット数が足りないという状況の中から19年度でも予定をいたしております特老関係も本市においても予定をしておるところでございませけれども、26年度の要介護者等算定いたしますと、せんだって申し上げました3,154名程度がございませけれども、これがことしの4月1日から発足をいたします包括支援センター、できるだけこの包

括支援センターの事業を充実することによりまして、できるだけ要介護度の予防をここで徹底をしていくと、こういうような制度でございまして、今後は待機者がだんだん少なくなるような、元気なお年寄りをつくと、こういう考えでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 意味はわからないのではありませんけれども、やはりきのう言ったように大きなものに対して非常にあれを持っておりながら、本当になぜこういうとこだけしわ寄せが来るか。確かに国の制度がよくなったということ、わかります。しかし、行政がやはりやることに対してやはり賛成をする、後押しをしてやるぞという気持ちが悪くなるようなことになってきて今おります、非常に。ほんで、そういう、例えば100万円使って1億円の仕事ができるんだったら、そういうことをした方が得なんです。行政としても、やはり少しの金だけど、ちょっとほかのところがいいけど、うちはこれやってやると。そのことが皆さんが、おいやれよ、頑張れよっという行政を支えてくれる、理解してくれるということをやる方が、結果、僕は得策じゃないかという感じを抱いております。

もう一つ、前ちょっと話しましたがけれども、そういうことも言うならば、高齢者の関係もちょっと触れてみますと、僕はあのときに、例えば10万円の金を、そのまま現金は必要ないんじゃないかと。本当に長くご苦労してくださった人には当然のことながら、その心、感謝の気持ちをあらわさなきゃいけないけど、現金で10万円じゃなしに、もっと品物で、本当ご苦労でしたという気持ちをあらわす方がいいんじゃないかということを行いましたけれど、やはり100歳になって10万円もらって、それ本当にうれしいかどうか。きのうの例えば出産祝い金のあれです。それほどには別にあれはこうしてないよというけど、しかしそういうことは皆様にもやはり目を向けておるんですよと、行政は目を向けておるんですよと。行政というものは日の当たらんとこへ日を当てる、影をなくするというのが行政だと思いますので、ぜひそういうとこを全部把握して、やはり皆さんはよくなるけど、やっぱり行政の方はよくなるよという考えで今後、物事をひとつ考えてほしいと

いうことを申し添えて、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 浅野議員の熱い思いについては、私も同感であります。やはり福祉というのはばらまきではいけないと、私は思っておるわけです。今回の寝たきり老人の介護についても、愛媛県下最高の水準にしております、これでも。したがって、私はばらまきをしたらいけんということをおどもは皆さんにお願いもして、住民の方にもお助けくださいよということをおっしゃるわけでありまして、何もこれを悪い方向にしておるわけではございません。愛媛県の中の最高水準であることだけは、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 ただいまの議案第19号の在宅介護老人手当の関連、重複するかと思います。一口に言いまして、ただいま先輩の浅野豊重議員の考えと同じ考えを持つ者であります。と申しますのは、ちょうどこの件につきましては、今浅野議員も言われましたように、2年前に厚生常任委員会に付託を受けまして議論をいたしました。その結果、やはり同意できないということで今の体制ができておるといふふうに思います。その際には、やはり理事者が示されました案としましては、非課税世帯のみに限ると、金額は2万5,000円ということであったといふふうに記憶をいたしております。私はちょうど身に持って経験をしたわけですが、この在宅の介護というのは大変厳しいものがあります。これはやはり親が最期の場面で、生まれ育って自分の家で暮らしたいというのは、親心であろうと思います。子供もそうであろうと思います。精いっぱい家を見てあげたいという気持ちがあると思います。その介護をするには、やはり並々ならぬところがございまして。親が施設に行くには嫌だと言われたときには、介護をする者は嫌と言っても行ってくださいというのはなかなか言えんと思います。そのことをひとつ考えていただきたいと思っております。ますます西予市におきましても、高齢化が進むと思っております。これはやはり西予市にとっては大事な場面であろうと思っておりますが、そのようなことを考えますと、やはり今度の案につきましては、考慮する点が、私はあるといふふうに思います。個人的な意見にもなりますが、私はそのような考えを持

っております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 兵頭議員の熱い思いについても、私も基本的には同感であります。私も母がそのような状態でありますので、下の方の介護をすることについても、非常に女性でございますから、息子でも嫌がる時が最初はありましたし、しかしながら、そういうことを今ほどおっしゃるように、なるべく家に見てほしいという母の気持ちもあったりしまして、非常に言われる意味もよくわかっております。

しかしながら、これは私は大局的に立った中で、行政としてのあり方を言ってるわけでありまして、個人の私的な感情で行政が動いておりません。したがって、私の考え方としては、愛媛県下としても最高の水準の中で私どもがどの部類に光を当てるかということになりますと、例えば今私がこの寝たきり介護の手当をいただいても、率直に言ってそれだけの今、報酬という形でいただいておりますので、そういうものを二重にいただくということは、私は個人的には余り正しくないのではないかと。ある一定以上の方々については、やはりこらえていただいて、それ以下の非課税の方々は大変だからひとつお渡しするというのが、私どもの行政のあり方としていいのではないかとこの思いでございます。

以上です。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 私も2人の先輩が質疑をされましたので、その考え方でございますけれども、一つだけ、城川町がこの条例を、言うたように旧町のときにつくるときに、一時金を廃止をいたしました。そのときに関しては、一時金をもらってる高齢者がかなり怒られました。そのことの説明責任を議員は果たさなきゃいけないということで、それでおさまって、その後その財源をどのように使うかということで、やはり介護をするところへ出すべきじゃないか、そのときは議員としては3万5,000円出してほしいということであつたんですけども、財政上で2万5,000円になったという思いを持っております。やはりこれも市長が言われるように、愛媛県の中では突出しているというものの考え方をせられております。私はただ減らすという部分というよりも、維

持してほしいという気持ちと、それとどこか予算を、それこそばらまきと言われましたけれども、そういう部分がやはりこれと相対してある部分があるのではないかと、その辺も一緒に考えて、大切なところにはそういう形の中で残していただくというものの考え方、はっきり言いますと、一時金として出すものは、以前私の考え方としては、城川町と同じように、それを何万円か、10万円か、いろんな形の中で持っていくという部分は、もう今の時代違うんじゃないか。だからそれを廃止してこのこういうところへ持っていくべきじゃないのかなというのが言いたいんでございます。そういうことです。終わります。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどの梅川議員のご質問についてお答えいたしますけれども、先ほども申しましたとおり、旧城川にできた制度であるということでありまして、それがこの合併の中で一番いいところをとったというのが、この現状だったと思います。その制度自身は私も悪くない、非常にいい制度をつくられたなど、このように思っておりますけれども、しかし、ご案内のとおり、介護保険制度が平成12年にできたわけでありまして、それより以前にこの制度が城川のときにつくられておりました。これは斬新な考え方だと、私は思っておりますが、ただその後でできた介護保険制度の中で、このことを大きく入れた介護保険制度になったということでありまして、それがそのまま同じような状態で持ち越されてきたということがあるわけでありまして、だから、その点については、お互い行政の中で考慮していいのではないかとこのお話をさせていただいております。

以上でございます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 1点だけ私の方からもまた説明をさせていただきたいと思っております。

合併当時の介護保険制度とその後におけます現在の介護保険制度、これは非常にサービスの内容が変わってございます。非常に施設の数もふえております。そしていろんなメニューもふえております。そういった中で、特に介護保険にかかわる諸費用、個人的な負担ですけれども、これは1割ということに決定しておりますけれども、その限度額を超えた場合、これは一定の

金額までしか個人負担はございません。といいますのは、その超えた分につきましては、介護保険の中から戻し入れという形で、一度払っていただきまして、その後で介護保険の中から支払いをしていくという制度でございまして、それぞれ限度額が4段階に分れているわけですが、限度額でそれ以上は要しても、個人負担はないですよという状況でございます。

それと、在宅におきまして、介護そのものの中身は、実はいろんなメニューがございますので、いつでも同じに、施設入所の方と同じように利用ができるということでございます。

それと、あとは、この補助をすることによりまして、いわゆる二重に支給をしているという状況からこのようなことでございますので、ご理解をひとつお願いを申し上げたいと、このように思っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第25号「西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について」から議案第30号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」までの6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第31号「西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について」から議案第33号「西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について」までの3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 第31号について質疑をさせていただきます。

この件につきましても、やはり国も少子化問題の中で動かれております。県もそういう部分があると思います。西予市としても、国、県その分の中の外れた部分という分に関しては、やっぱり出すべきじゃないのかなというものの判断を私個人は持っておりますし、この条例が一時金でもらっても、そらうれしいことはうれしいでしょうけれども、それよりも子育てっていう分があると思います、私は。今一番国の中でも大っきなこのことは課題であろうと思っております。するならば、

この一時金でないならば、そしたら子育てに対してどういう方向でやるのかっていう部分が、この条例を廃止する上において、ほかの子育てという部分が並行して出てきてほしい。やはり本当に西予市の中では結婚する人も少ないし、いろんなように子供も生まれにくい。でも一番は、子供が生まれる方向づけ、それを支援して方向づけ、日本総合地所ですか、それは会社の中で全部見ましようという部分が出てきておりますし、群馬県の太田市、その分に関しても第3子とか、そういう分の中で中学校まで見ましようとか、そういう部分が各自自治体で特色を出している、やっぱり国の方向づけとして。やはり私は、一時金は廃止をするんというんだったら、それもいいでしょうけれども、やはり子育てに対しては、この間の答弁の中では、記念品を出ましようとか、そういう分がありましたけれども、子供が生まれることが一番の宝で、夫婦にとっては。記念品が欲しい問題でもないと思いますし、基本的にお金も欲しいもんでもないと思う。でもそれをいかに支えていくかという部分、この一時金はなくても、やはり子育てという部分に対しては、西予市の行政もきちっと手を添えるべきではないのか、私はそのように思います。

議長 三好市長。

三好市長 私も同感でございまして、ぜひそのような方向に行きたいと、このように思っておりますが、どのような子育て支援をしていくか。根本的には、今の少子化問題は、国家の戦略として考えるべきでありまして、国の方もそのような方向で今十分考えられておると思っておりますが、それに対してこの一基礎的な自治体である西予市がプラスアルファの行為をどうするかという問題になります。それについては、私どもも今から細かく検討も加えていきたいと思っておりますけれども、例えば保育園とか幼稚園の延長保育等々、休日、祭日等々の預かりとか、いろんな問題があるかと思っております。あるいは、もう少し財政的なことも含めて考えなくてはいけませんけれども、医療費を子育ての中でどの辺まで無料にしていくか等々というのも大きな問題としてなってくると思っております。そういうところへ私どもは今から踏み込んでいくやはり財源も必要になると、このように判断をしております、まず第1段階として、ここから次の段階へ進んでいこうと、このような

考え方は今持っておるところでございます、ぜひともご理解とご支援のほどをお願いしたい、このように思っております。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 今の市長の答弁に対して、ありがたいという分もあります。ぜひとも子育てっという分に関しては、あらゆる方向が 方向といいですか、持っていく方があろうと思えます。ぜひともこの子育てということに関しては、今市長が答弁されましたように、その方向づけをきちっともう早急に出していただきますということをお願いをして、私の質疑を終わりますが、答弁は要りません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第34号「西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について」及び議案第35号「田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について」の2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時47分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前10時14分)

先ほどの議案第9号の採決の折に、起立全員と申しましたが、起立多数でありますので、ご了承願います。

続いて、予算に関する質疑を行います。

議案第37号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」から議案第47号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの11件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 民生費の中に特別養護老人ホーム建設補助金5億円というのがあるわけですが、

これは昨日一般質問もさせていただきましたが、補助金5億円ですけれども、50床を全室個室化とした場合の総事業費とそれと国・県の補助率これが幾らかということが1点ございます。

それから、もう一点でございますが、この三瓶の特老に関しましては、我々合併当初から懸案事項でありまして、その過程紆余曲折ありましたけれども、やっとここにきて落ちついたかなというふうに我々安心をいたしておるところでございますが、実は先般、私三瓶の住民の方からお聞きした話でございますが、この信憑性のほどをお伺いしたいと思っておりますが、今市が建設を予定されております三瓶町の旧三瓶南中学校の跡地に建設を予定されておるようでございますが、住民の方の話を聞きますと、どうもこの予定地というのは、住民の地区のグラウンドであるということで、どうも市と住民との見解の相違があるようでございますが、今後住民の今言われております地区のグラウンドであるという意識に基づいて反対運動も起こっておるようでございますが、市としてこの現状をどのように把握されておるのかということと、今後この問題に対して、もしこれが事実であるとすれば、どのように対処される予定なのか、お伺いしたいと思います。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 元親議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

この事業につきましては、国・県の補助金はございません。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、後段の地元の皆さん方の地元のグラウンドであること意識とそれに対する一部反対があることについてのご質問だったと思えますけれども、これについて今後の対応等々含めてお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、私ども西予市の高齢化の現状、先ほどからもいろいろお話がありますけれども、高齢化、日本の大体20年前をいっておるというような現状だと、このように思っておりますけれども、65歳以上の高齢者の占める介護認定者の出現率といえますか、それが大体15%ぐらいであろうと、このように思っておりますので、それを考えますと、どうしても施設としてはまだ不足をしておるということで必要であるという認識を持

っております。特に西予市の三瓶町では、介護施設が絶対的に不足をしておるという現状でございます。早急な対応が必要だと、私どもは思っております。

こういう中で、市の責任において特別養護老人ホームを建設するということが必要であって、その場所の選定を、まず最初、私どもは三瓶選出の6人の議員の方々をお願いをして、全会一致で三瓶南グラウンド、今は三瓶中学校の跡地を推薦を受けました。これに基づきまして私どもは、もう一つの三瓶の町民の代表であります区長会に協議をさせていただきます。それで三瓶南グラウンドについての同意もいただいたところでございます。

また、この三瓶南グラウンドが教育委員会の所管の社会体育施設であるということでございますので、教育委員会にもお諮りをいたしまして、ここに特別養護老人ホームを建設することについての同意も得たところでございます。

またさらに、西予市の体育協会三瓶支部の方々にも協議を行って、その役員会をやっていただきました。その中で社会体育施設としての南グラウンドの代替施設を5年をめどにつくるということの覚書を交わした上で同意をいただいた、承認をいただいたところでございます。

それから、一番大地元でありますその南の方々についても、私どもは協議を重ねてまいりました。その中で役員会を開催いただいて、区長からは同意をいただいております。

しかし、未来への方々やスポーツの愛好の方々、やはりスポーツとして使えなくなるということで、代替施設をつくらなかったら反対だというようなご意見が今一部あっておるところでございます。私としましては、この県の介護保険計画の中の第2期の計画の中で50床という特別枠をいただいております。今後は第3期でもうすぐ終わって、第4期の中に入るわけでありまして、もうこの機を逃したら、その第2期の枠をいただいております介護施設としての特別養護老人ホーム枠がなくなるということになります。そういうことで、ご年配の方々をいたわるという介護の心といいますか、福祉の心をぜひ皆様にご理解をいただいて、優先順位の中で特別養護老人ホームを先につくらせて、前につくらせていただいて、その後、先ほども体育協会と

も覚書を交わさせていただきましたとおり、早いうちに代替施設をつくれるように財源確保を含めてやらせていただいたらなど、こういう考えでございます。したがって、その若いスポーツを愛するの方々にもお話をし、何とぞご理解をいただく方向にお願いしたらと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 2点についてお尋ねします。

まず1点は、教育費の児童・生徒海外派遣委託料、昨年は小学校の6年生を30名グアム、それから中学校の3年生を40名オーストラリアの方に派遣されております。今回は小学校6年生が30名また中学3年生が30名、中学生は10名ほど減っております。これはなぜかということ、もう一つは、来年度も同じように小学校6年生をグアムにやるのか、また中学3年生をオーストラリアに行かすのかということをお伺いしたい。

それからもう一点は、消防費なんですけども、八幡浜消防との関係なんですけども、3年前に3年めどに合併をするというようなことであつたんですけども、3年前当時は、八幡浜の高橋市長が、西予市と装備が、大リーグで例えられて、メジャーリーグとマイナーリーグぐらい違うと合併できないと。それが3年たって、その後八幡浜消防との合併への経過はどうなっているかということについて、2点お伺いしたいと思います。

これはぜひ今年度で退職されます河野教育部長とそれから是澤消防長に、私も二人に質問するのは最後だと思います。あなたたちも最後の答弁になるかもしれませんが、ぜひお答えいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 教育費の委託料の中で、先ほど沖野議員から質問のありました海外派遣の関係なんですけれども、議員がご指摘されましたように、人数の10名減につきましては、西予市の財政的な事情から減員をさせていただきました。

それから、派遣先のグアムそれからオーストラリアのセティングの関係なんですけれども、まず子供たちに海外の事情を知ってほしいということ。これは中学生の分野なんですけれども、小学

生の場合には体験学習、遊びの部分があるわけですが、子供たちの体験学習、遊びというのは、大人が考える遊びとはちょっと違っていて、体験することによって、今まで私たち人類が生活してきたその知恵、これを取得することが一番の大きな意味があるだろうと思いますし、労働とか、あるいは学習とか、あるいは文化の創造とか、こういったような意味合いで小学生の場合は体験学習を海外でということと、もう一つは、グアムに三瓶町出身のハマモト・フルーツワールドというすばらしいそういったような施設体験ができる農場を持っておられる方がありますので、そこでしていきたいということと、オーストラリアの場合は、ご存じのように、世界の中でも治安のすぐれた場所ですし、それから英語圏であるということでセティングをささげていただいております。小学生の子供体験学習については、国内でも視点を変えればできないわけではありませんけれども、広く世界に目を向けてというような当初の考え方がありましたので、海外で研修場所を決めていただいております。

なお、内容的には、小学生が1週間、それから中学生が11日間を予定しております。ほとんどが中学生の場合は、現地の学校で英語教育、それから宿泊については、ホームステイを計画をいたしております。海外派遣については、以上のようなことでセティングさせていただきましたので、これからもご支援をいただいたらというふうに思います。答弁終わります。

議長 是澤消防長。

是澤消防本部消防長 沖野議員の質問にお答えします。

先ほど言われました三瓶地区の一部事務組合方式については、合併後3年をめどに検討することになっておりました。このことについては、国が進める消防広域再編の動向が早まっているところから、昨年4月に三好市長と当時の兵頭議長が、八幡浜施設事務組合組合長である八幡浜市長、高橋市長を訪問して、消防広域再編の枠組みがはっきりするまで現状の状態を維持していただくように申し入れをし、その後了解を得ているところであります。

なお、消防の広域再編については、平成18年6月に消防組織法の一部改正がなされまして、消防の広域化を強力に推進することになりました。

その規模としては、以前は10万人規模というものであります。今回30万規模で国が示してきております。これにあわせて消防におきましても、消防無線のデジタル化、それから消防通信指令の業務の共同化、広域化等の諸問題が発生し、これらについても検討することになり、昨年11月愛媛県知事を会長とした各市町長並びに消防長が参画した消防広域化等検討協議会が開催されました。その協議会において消防広域化については、平成19年度中に枠組みを検討、またこれらの実現のため、平成24年度末を実現のめどとすると。さらに、消防無線のデジタル化については、平成28年が期限となっております。これにつきましては、デジタル無線につきましては、直進波であるために非常に不感地帯が多く出ると。それらについては、単独消防でやるには多額の費用がかかるので、県一本となった事業推進をしたいというようないろんな問題がありまして、こういったことを検討する会が発足しております。

合併の枠組みについては、いろいろと生活圏を主体とする意見、東・中・南予を3ブロックに分ける意見、県一本化の3案、さらに一消防本部については、広島県に生活圏が近いということで、まだ異議を唱える消防本部もありました。そういったことで、今後東・中・南予でそれぞれ意見を集約して協議会へまた上げていくという作業部会が発進しております。今現状では、そういった状況になっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 消防の方はよくわかりました。

教育費の海外派遣について一言申し述べたいのは、さて小学校6年生を海外派遣行って、さあ研修になるかどうかということに対しては、非常に私も疑問に持っただけです。小学校のうちじゃ、まだまだ日本にはすばらしいところがあると。例えば黒松内とか松本市、そういうところに研修をさす方が、まだ小学生のうちはいいいんじゃないかというように思っております。今後の検討課題として教育部長からまた次の引き継ぎをしていただきたいと思います。お二人とも今年度で退職されると。二人とも教育行政と消防行政に携われて非常に多くの業績を残されて、西予市としては非常に大切な人材を失うということになるんですけど

も、とにかく言うておきたいのは、公務員の方が退職されると、体を悪くされる方が多いというふう聞いております。今後はくれぐれも健康に留意されて、西予市を外からぜひ応援していただき、西予市の発展を見届けていただきたいというように思います。

以上です。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 二、三点お伺いをいたしたいと思っております。

まず、衛生費の138ページであります。浄化槽設置整備事業補助金が2,900万円余り計上をされておりますが、説明によりますと、県費については、新築住宅の場合は対象外にされるということですが、本市におきましては、従来どおり新築も補助対象にしておるが、一部見直しをしたという説明がございました。見直しをどのようにされたのか、私は所管委員会ではありませんので、お伺いをいたしたいと思っておりますが、複雑であれば、書類でも結構でございます。

それから、144ページであります。ごみの処理費委託料が計上されております。いろいろ委託料があるようではありますが、予算編成の基本的な考え方として先日説明がありましたように、総計予算主義で補正予算を編成をしない予算という説明がございました。ごみにつきましては、1億円削減計画は市民の協力で約6,000万円が削減が図られたと、今回の補正で軽減をされておるところであります。委託料全体を、ごみの関係ですけども、見てみますと、昨年は約4億1,400万円、今回のこの分を足してみますと4億9,400万円ということで約8,000万円当初予算と比較しますと増額ということですが、昨年は説明がありましたように、上半期という計上であったと思っておりますが、ことしはこれ年間分を計上したのであれば問題はないと思っておりますが、そうでない場合は説明をいただきたい。年間予算あれば、説明は要りません。

それからもう一点、169ページですが、これは農村環境保全向上活動支援事業費5,200万円余りが計上をされております。これは説明がありましたように、農業者だけでなく地域住民、自治会、各種団体が参加した活動、組織によって資源の適切な保全活動や農村環境の保全活動に取り組むためということで、農地・水・農村環境保全

活動支援事業に係る交付金を支出するというところでありますが、この内容がいまいちわかりませんので、この活動の内容と申しますか、事業のメニューについてももう少し詳しく説明をいただきたいなと。具体的にどのように推進をされるのか、組織活動はどうか。例えば、森林整備地域活動支援交付金事業がありました。このような内容のものかどうか、もう少し説明をいただきたいなと思っております。

それから、もう一点であります。156ページに、これは後継者向けの住宅建設ですか、田之浜に工事請負費3,500万円というのがございます。これ先般、一昨年ですか、明浜で狩江でしたか、狩浜でしたか、2棟4戸が建設をされました。しばらく入居者が満室にならなんだというふうな状況がございました。今聞いてみますと4戸全部入居をされておるようではありますが、これはやっぱり後継者向けということでありましたんですが、聞いてみると、非常に住宅料が一般の公共住宅、公営住宅あたりと検討されて設定をされておるのでございまして、後継者宅から見ますと、住宅料が非常に高いというふうなこともございまして、なかなか満室にならなんだというふうな経緯があるようではありますが、今回は1棟2戸ということになりますから、そういう心配はないのかもしませんが、そういった心配がないのかどうか。また、できれば、住宅料についても再検討いただきたい、このように思っておりますが、以上につきましてお伺いをいたします。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの鍵原議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の138ページにございます浄化槽設置整備事業補助金についてでございますけれども、この件につきましては、ご案内のとおり県からの補助金がなくなりました。したがって、半減しておるところではございますけれども、西予市におきましては、従来どおり一定の割合でもって門戸を広げて幅広く新たな新築住宅の方にも支給をするということございまして、この割合につきましては、それぞれ人槽によって違うわけで、率は同じでございますけれども、補助の額が違いますけれども、総じて60%を考えておるところでございます。

それともう一点、144ページにございますご

みの処理関係でございますけれども、ご指摘のとおりに、昨年は半額といいますか、を計上しておりましたが、19年度におきましては、総計予算主義ということで、当初にすべて計上をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 鍵原議員の質問に答弁をさせていただきます。

169ページの新しくできました約5,100万円の金額でございますけれども、これは先ほどありましたように農地・水・農村環境保全活動に係る交付金ということであります。前は中山間地域の支払いということで、農家を対象にしておりました。今回につきましては、集落全体で地域を守っていかねばいけないということで、農家だけでは守り切れない混住化になっておるし、その集落は守っていきがたいということで取り組んでいるところでございます。西予市全体では88集落を予定をいたしております。水田におきましては、反当4,400円、畑にしましては2,800円、草地にしましては反当400円という形の分で、それぞれの集落の中で取り組みを行っているところでございます。

2番目の田之浜の後継者住宅でございますけれども、1棟で2世帯入るということでございますが、入居者につきましては、入ってこられる方がおられるというふうで聞いておるところでございます。

料金につきましては、最初の方もそれぞれ勘案をしたところでございますけれども、今のところこのままやっていきたいということで考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 特に後継者住宅につきましては、非常にご案内のようにまだ一本立ちをしていないというふうな立場の中で、いろんな第1次産業に従事をされておるわけでありまして、大変なご苦労があると、このように思っております。特に経済的にそういったご苦労が多いと思うわけですが、できることであれば、こら辺も支援策を強化をしていただいて、特別にやっぱり後継者向けの住宅使用料にいただければいいんじゃないかなと、ありがたいなと、このように

思っておりますので、またできるご検討をお願いしたいと思います。

それから、農村環境保全活動を具体的にはあれですか。88集落ということですから、例えば環境保全ということですから、集落の農道の草を刈ったり、そういった具体的ないわゆる作業というか、組織活動に対して、先ほどありました単価で補助をすると、こういう理解でよろしいんでしょうか。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 今のところ、そういうような草刈りとか、そしてため池関係とか、ため池の土手の草刈りとか、集落の市道の方とか、いろんな林道関係も集落が使うところがあれば、そこら辺のとも可能であるかと思っております。

以上でございます。

議長 9番亀井秀男君。

9番亀井秀男君 今鍵原さんと同じような質問になるかと思いますが、昨日の一般質問でごみ1億円削減目標として約6,000万円の見通しがついたということであります。ごみの経費というのは、一番は燃えるごみをいかに減すかということであります。今現在の燃えるごみの中に容器プラ、これが入っておるということで、私も以前は燃えるごみの中にはプラスチックは入らないものと思って家庭でも守っておりましたが、最近それも構わんのよ。汚れたものはそこへ燃えるごみに入れても構いませんという話であるということでありまして、それではいかに資源ごみをふやすと言われても、そういう方向で燃えるごみがふえてくるのでは、なかなか経費がこれ以上は減らんんじゃないかと思ひまして、容器プラも必ずふいてきれいにして資源ごみの方に回すという形を徹底できる方向性をとっていただきたいと思います。特に先般厚生委員会の方々が行かれまして、分別作業はされたという話を聞きまして、2日前に搬入したものが、とてもにおいがあったという厳しいご指摘もありました。やはりそれが徹底できていない。ごみを出してもそういう形ではなかなか今回出ておりますように、資源ごみの選別委託料これもかさんでくるのではないかと思いますので、これからは職員または環境委員さんが一つの研修をされて、地域内での徹底したごみの分別等を地域で開いていただいて、それで徹底すれば、これからのごみ削減、経費削減につながるの

ではないかと思しますので、この点につきましてお伺いいたします。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ごみの分別につきまして、もう大変お世話になっておるところでございます。ただいまご質問のありました容器プラの分別等についてでございますけれども、これにつきましても、当然分別をして資源化を図りたいというところでございます。ただ余りにも汚れてしまって多少の水で洗いましても、なかなか容易に汚れがのかないという事案もあろうかと思えます。こういった事案につきましては、やはり燃えるごみの方へというところも一部あるやに聞いております。いずれにしましても、資源化ということが非常に大切でございますし、また我々行政といたしましても、各委員会等々、そして区長さんあたりの中での、新たな区長さんもかわっておられますし、また日夜そういった講習と申しますか、そういった指導等々、また説明会等にも出向いていきまして、今後よりよい分別にさせていただきますよう、そしてできるだけ燃やすごみが少なくなるように、そのような方向で進めたいというふうに考えております。どうかよろしく今後ともお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長 3番宇都宮明宏君。

3番宇都宮明宏君 済みません。鍵原議員の関連の質問になるかと思いますが、169ページの農村環境保全向上活動支援交付金、これ多分私の勘違いではなかったら、水土里のネットワークとかという事業だろうと思っておるんですけど、これちょっと確認の意味で質問をさせていただきますが、各地区の方に連絡をされたのは、多分去年の年末ぐらいで、受け付けの時期が2月末ぐらいだったと思います。それで各地区においては、慌しく事業を決めていったんじゃないかなと思ひまして、そういうところから考えますと、この事業の変更が来年度可能かどうか。これ多分5年継続事業だと聞いておりますので、そこら辺ちょっと事業の変更について可能かどうか、見解をお伺いしたいと思います。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 宇都宮議員さんの質問にお答えをいたします。

この事業は、19年度から初めての事業でございます。水土里のネットワークのものとは全然違

いまして、19年度から5カ年間の事業で実施をするものでございます。

以上でございます。

議長 3番宇都宮明宏君。

3番宇都宮明宏君 済みません。じゃあもう一度確認させていただきませんが、5カ年間の事業ということで、事業の変更は可能かどうかという点については、もう一度お伺いいたします。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 事業の変更、新しい新規事業でございますから、事業の変更はございません。

(「内容」と呼ぶ者あり)

内容ですか、済みません。事業の内容は、先ほど鍵原……。内容の計画の変更ということになりますと、5年間やらなければいけないということではなく、中にも入っていきる場合もあります。ということで、柔軟な対応はある程度考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 19番山本英男君。

19番山本英男君 大変厳しい19年度予算でございますが、ここで総務費関連で特に総合支所に関連しての質問をさせていただいたと思います。

先ほど沖野議員が言われておりましたが、あえて三瓶の松本支所長にお伺いをしたいと思います。

本当に厳しい状況のもとで総合支所の任されておる分野でのいろんな運営、ひょっとして支障も出てくるのではないかなと懸念しておるわけでございますが、今年度のこの予算のもとで果たしてうまく運営されていくのか、非常に困ることなどあれば、教え願ったらと思います。

また、今年度以降予想されるような運営上の問題点があれば、あわせて教えてもらいたいと思います。

最後でございますので、飛ぶ鳥跡を濁さずといいますが、飛ぶ鳥跡を濁す勢いで市長ほか行政サイドあるいは議員、議会に対して一言あればいろんなアドバイスをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 松本三瓶総合所長。

松本三瓶総合支所長 先ほど退職者2名に対する最後の質問が沖野議員からあったようではありますが、私の方も最後に地元議員さんから質問をい

いただきました。どうも花道を飾らせてやろうというようなご配慮であろうと思います。感謝いたしております。

今ほどありましたように、三瓶総合支所におきましての予算そのものにつきましては、約12億円程度でありますけれども、そのほかに本庁で三瓶町配当分として組んでおります予算が、特別養護老人ホームが5億円、三瓶中学校区内運動場の改築工事約4億円とそれぞれ予算は計上させていただいておりますが、当初予算要求した場におきましては、過年の金額要求をしておりましたけれども、非常に厳しい財政状況であります。特に市長の方がきょう冒頭予算編成の折に触れましたように、特に公共事業につきましては、もう今までのような事業はやっていけないというようなことを申されまして、特にそれらの事業については、厳しいような予算状況になっておりますけれども、これもいましばらく市民に皆様には我慢していただく必要があるかなと、このような感じであります。

それと、運営上の問題でありますけれども、やはり我々といたしましては、計上された予算をとにかく住民の皆様が納得していただけるような事業を推進していく、あるいは納得できない場合でも、しばらく猶予をしていただきたい、このような思いで事業そのものは継続していく必要があるかなと、このような感じしております。

以上、答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 私が市会議員になりましたときに総務委員会に所属いたしておきまして、その総務委員会の視察のときに宇和町の宇和中の体育館と三瓶中の体育館、三瓶中の体育館につきましては、使われておらず、夜空に星が見えるというぽっかりと大きな穴があいておりました。それを見まして三瓶はすぐに建てなきゃだめだなんて思ってたんですけども、代替でこういふところの便利などがあるということで使わせていただいているということでございました。そのときに体育館がのくと西予市内に初めて400メートルのトラック、陸上競技ができる、公式のグラウンドがあるなということを感じまして、これはいいところがあるなと思ってたわけで、総務委員会の皆さんともそういうお話ししまして、そして宇

和中の体育館見させてもらおうと、公式のバレーボールもできないと。これは早急に総合計画の中では2つとも出ておりましたけども、やはり優先順位からすれば、宇和中の体育館だなというような感じがいたしたわけでございます。ただし、今回体育館、三瓶が早くなったわけでございますけれども、その折にやはりテニスコートができた。移転しなきゃならん。それで400メートルのトラックが今度できなくなったなという感じがいたしております。27年度に愛媛県、国体がございます。市長もある答弁のときに、国体を目指して何かの種目を誘致したいというようなお話が答弁がございました。そういうことを長期的に見たときに、やはりこれでよかったのかなという私は疑問を持っております。

なお、400メートルのトラックを今後用意されるような計画はございますのか、お聞きしたいと思っております。

なお、非常に西予市、この間から愛媛新聞に出ておりますクラブ駅伝のマラソン、駅伝チームが非常にたくさん出ております。非常に旧三瓶町を初めスポーツが非常に盛んだなと思っておるところでございますが、400メートルのトラックの計画があるのか、この際でございますので。

そして、宇和町の体育館が三瓶の体育館よりも、私は必要度が高かったと思っておるところでございますけれども、そのあたりの経緯について、行政面からは教育長、教育関係、教育委員会にお聞きします。政治的な面で市長にお尋ねさせていただきます。

以上です。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 それでは、酒井議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり三瓶中学校の体育館は老朽化が甚だしく使用ができないという状況でございました。そこで教育施設の中学校に体育館がないということでは困ります。だから学校施設の中の体育館としてやっぱり設置が必要であろうということで昨年取り壊しをしまして19年度に計画をしているところでございます。たまたま三瓶町の場合に近くに社会教育の体育館がございます。だからそれを使わせていただいているんだというところを教育委員会としてはしております。だから、教育施設としての体育館はぜひ必要だというふうに

考えておりますし、次の段階としましては、ご指摘のありました宇和中学校、それぞれ検討委員会を立ち上げておりますから、その中の方で検討をしていただきまして優先順位をつけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、400メートルのトラックにつきましては、地元の体協とそれから学校、それから有識者等の皆さんのご意見を伺いましたところ、今の中学校のグラウンドの400は必要でないんじゃないかという結論もいただいております。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 酒井議員の政治的な側面と言われましてご質問にお答えしなくてはならないわけですが、ほとんど今教育長が申しましたのも政治的な配慮でございます。実は同じようなことになるのではないかと思います。ただ国体の問題につきましては、ぜひ国体を誘致したいということで、もう一つの種目は大体決定に近いところへきておるのではないかと、このように思っておりますし、もう一つぜひ誘致をしたいということで思っております。ぜひそういう努力もしていきたいと、このように思っておりますし、駅伝チーム等々を含めて社会体育が非常に西予市が盛んだということでスポーツ立市構想を今つくって、最終段階で来て皆さんにお示しする段階まで来ました。とにかく10年後の10年間、そのスポーツ立市構想に基づいていろいろな展開を西予市としてもやっていく、そういう中のいろいろな施設の問題も含めて、財政的な問題も含めて、人づくりを含めて考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 宇和中の体育館は年度ははっきりしておりませんか。

そして、もう一点確認いたしますが、私、三瓶中の体育館につきましては、市民のコンセンサスが本当にとれてるんだろかなという形を時々三瓶町の市民から聞きますので、それだけ申し添えておきます。

宇和中の体育館の年度が決まっておれば、教えていただきたいと思っております。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 今現段階で何年度に建築しますということは断言できませんけど、今後優先的に進めていきたいというふうに考えております。地域のコンセンサスということなんですけども、これは旧町時代から地元の体協とかその関係の方々から、旧三瓶町教育長あてに改築についての決議文とか陳情とか、そういったことが出ている実情がございますので、そこらも大切にしていきたいふうに思います。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 非常に私こういう心配いたしますのは、非常に財政が逼迫している中で、西予市の中で体育館を次もまた宇和中は必ず建てなきゃだめ、そしてその財政が逼迫したときに、やはり宇和中の体育館が建たないというような場合を考えますと、やはり早急に宇和中の体育館は年度を決めてやっていただきたい。はっきり申し上げますと、やはり今生徒数からいいますと、やはり教育の面からいいますと、やはり全体の義務教育の指導性の中でもやはり宇和中学校がリーダー的な位置にあると、私は認識しておりますので、よろしく願います。答弁は結構です。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 総務費で2点ばかりお伺いしたいんですが、まず79ページの情報推進費でございますが、委託料で7,820万円というCATVの費用が盛り込まれております。これにつきましては、理事者側もいろいろ取り組まれておまして、具体的なところが見えてきたということで、合併後のやっぱり大きな一つの大事業じゃないかというふうに理解しております。市民の方の感触としましては、5町これはまちまちのところがあるんですが、私どもやはりその市民に対してこういったことの内容を具体的に機会あるごとに説明し啓蒙して推進に邁進しておるところであります。

そこで、お尋ねするんですけども、この財源としましては、市長の説明にありましたのは、合併特例債と国の補助金を使うということで、特に総務省そして農水省ということでございましたが、この歳入の方でそこらがどういった形に今回の予算の中で反映されているのか。その補助金の見通しはどうなっているのかということについて見通しがありましたらお伺いしたいということでござ

います。

それと、この中におきまして、7,820万円の内訳としましては、測量設計、管理委託料とありますが、この中で管理委託料というのは、一体どういったものなのか、これはちょっと疑問があります。というのは、まだ管理委託という段階までどういった部分が来ているのか、そういうのがわかりませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

もう一点は、81ページの庁舎建設調査研究費ですけれども、これが1,300万円ということで計上されておりますが、所信表明にありましたように、これはプロポーザル方式での業務設計委託ということでありますが、これにつきまして、今年度19年度に理事者側としてはどこまでのことを想定されてこの予算を計上されているのか。市長の所信表明から推測いたしますと、もうある程度設計も大きなところではでき上がってくる、青写真が見えてくる、そういったとこまで想定されての予算なのかどうか、そこら辺の理事者としてのお考えをお伺いいたします。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 松山議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

情報推進事業費の特定財源の見通しといいますか、そのことについてであります。現在農水省、その他国の方へいろいろ協議といいますか、進めておまして、めどもついております。

そして、委託料の測量設計管理委託ということですが、管理が必要ないのではないかとということでもありますけれど、もちろんケーブルテレビの詳細設計の委託料になりますが、ケーブルテレビのセンターを現社会福祉協議会の事務所の方に設置し、サブセンターとしまして各総合支所を予定しております。そういうところから、そこらの施設の改修とか機器の設定そういうものも含めまして、また公共施設までそれぞれ光ケーブルがいておりますけれど、各集落までのケーブルの整備また電柱の本数等の設計とかそういうものも含みまして、事務所の改修などもありますので、管理も入れております。

次に、庁舎の建設の調査研究費についてでありますけれど、事業のスケジュールといたしましては、平成19年度には建設計画の素案の作成、9月あたりから設計のプロポーザル、業者の選定等

も考えております。それと、それぞれプロジェクトとか建設の推進の委員会とか、そういうものも立ち上げております。それと、そういうものをそれぞれ19年度の中に三、四回の計画をつくっております。そして、19年度中には、用地の取得用地契約等が必要であれば、そういうところにも入っていく、これはまだ場所が決定いたしておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、取得の必要があれば、そういう方向にも進んでいかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 再度情報推進費の方についてお伺いしますが、金額のめどが立っているということでございましたが、これは具体的にどこどこでどれくらいあるのかをお伺いしたいと。

それが歳入の方に計上されてないのではないかとというような気持ちは、今年度計上しないのかもしれないかもしれませんが、そこをもうちょっと具体的に、我々がまた市民に説明するということもありますので、お伺いしたいと思います。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 C A T Vの財源の内訳ということでございますが、まず予算書の79ページ、歳出であります。ここに財源内訳が載せてあります。国庫支出金が1,788万4,000円、それから地方債が6,210万円ということでありまして、歳入の方にいきますと、39ページ、39ページの上から3番目、3節の情報基盤整備県補助金1,777万7,000円ということと、それから59ページの中の一上の方を見ていただけますか。これ起債です。起債が情報基盤整備事業債ということで6,210万円を予算に上げております。

以上でございます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 今の財政課長から言われたところはわかるわけですが、私が聞きたいのは、総務省からどれくらいのめどが立っているのか、農水省からどれくらいのめどが立っているのかというところを聞きたいんですけども、そこはどうでしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 これはあくまでも今事前協議の段階でございますが、いわゆる町中等については総務

省の予算を補助金をいただくような運動を協議を進めておりますし、いわゆる農村、山間部については農林水産省の補助をいただくと、それは3分の1のお願いをして、これは事前協議の段階でございます。そういうお話を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 1点、林業費の予算についてちょっとお伺いをしたいんですけども、ページ数で言えば171ページに該当しますけれども、森林居住環境整備事業2,000万円というふうに計上をされております。これの財源としまして、里山エリア再生交付金によるというふうな説明があるわけですが、まず里山エリアというのは、行政上どの範囲を言われておるのか、この点をまず1点お伺いしたいと思います。

それから、国の役人というのはこういう名詞づけが非常に上手やなということを感じするわけですが、これを額面どおり受けとめておられますと、とんでもない現実があるということも事実でございます。この森林居住環境整備というものが、里山エリアに限定された事業なのかということも2点目にお伺いしたいと思います。

それから、3点目としてですが、その里山というのは、我々がイメージするのは、杉山とかヒノキ山でなくて、むしろ雑木山とか竹林をイメージするわけですが、こういった森林に対してこの事業は予算化されておるのかということと、この事業に対しまして、例えば10アール当たり幾ら、あるいは1丁当たり幾らというふうな単価を教えてくださいというふうに思っております。

それから、最後にですが、国がこのような里山エリア再生交付金事業というものを打ち上げておるといのは、やっぱり私たちは非常に評価するわけですが、市長もご承知のように、今西予市の周辺地域、非常に里山が現実荒れております。私も非常にこのことを痛く思っておりますが、国の事業がせつかくこのようにあるわけですから、西予市もできればこれに支援をして、私は里山の再生というものに、もう少し市も取り組んでいただきたいというふうに思っております。こうした事業に対して、これから市の姿勢として里山再生に取

り組む気持ちがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後にですが、今全国的に害獣被害というのがもう毎日のようにテレビで報道されております。この現実に対していろいろな駆除対策が検討されておりますが、これは基本的にイタチごっこでありまして進歩がないと思います。問題なのは、こういう害獣が発生しておるもとは、林野庁の植林政策にあったというふうに私は思っております。これを根本から解決しようとするれば、もう一度森の再生しかないということになると思います。こういう地域づくり、国づくりの中で、これから西予市がそういった根本的な取り組みをしていく姿勢というものがあるかどうか。あくまでも対症療法で補助金を出して殺していくというふうな措置でやっていくのか、その辺の行政の姿勢をお伺いしたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時19分)

議長 再開いたします。(再開 午前11時30分)

小玉産業部長。

小玉産業部長 元親議員の質問にお答えをしたいと思います。

里山エリアの行政の範囲でございますけれども、輪番がございますけれども、輪番の範囲の中で5個以上が対象となるものでございます。城川町とそして 城川町はもうほぼカバーをいたしておるところですが、宇和、野村は部分的に今のところ計画をしておるところでございます。

事業の限定でございますけれども、対象は杉、ヒノキとか人工林の方を対象かということでございます。

反当当たりの単価につきましては、それぞれ林齢が違いますので、15万円からそれぞれの段階に応じて率が違ってくるところでございます。

そして、市全体の里山エリアの再生の考え方ということでございますけれども、まだほかのところ希望が出てくれば対象にしていきたいということに考えております。

そして、鳥獣害の問題ということでございますが、現在の対策といたしましては、やはりそういう箱おりでとらえるとか、そしてまた銃器の駆除によるとかというものとあわせて、全体的にそういう里山エリアの事業とあわせて現在の

ところは取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 今年度からは庁舎建設調査研究費が計上されましたが、このことについて若干お伺いしたいのですが、市長が所信表明の後の予算概要で説明されました西予市庁舎建設計画市民検討委員会を立ち上げるということではございました。現在議会の方にも調査研究特別委員会が設置されております。市民検討委員会の方は29名の市民を募って調査研究されるそうではございますが、両者が検討を進めた場合、必ずしも一致しない方向が出るかとは思いますが、そういった場合に市長としてどういうスタンスで両委員会を見られるのか、そのあたりちょっとお伺いしたいんですが。

議長 三好市長。

三好市長 既に市民検討委員会を立ち上げさせていただきまして、第1回目の検討委員会をさせていただいておるところでございます。スケジュールにのっとってこういうことで進めたらどうだろうかといういろいろなお提案も今市民検討委員会にはさせていただいておるところでございます。

また、三好議員ご指摘のとおり、議会の方にも特別委員会ができておりまして、そちらの方にも鋭意努力をいただいております。山本委員長以下皆さんのそれぞれの考え方があってまとめていただくもんだと、このように思っております。

両者が違うときにどうするかということではありますが、これは想定を今しておりませんので、安易に答えるべきではないと、このように思っております。今後それぞれの立場で鋭意努力をさせていただいたらと、このように思っております。

以上です。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 3点ばかり質問させていただきたいと思っております。

市民税の分の個人の分の中で、歳入で約30%ふえております。それから、固定資産の中では31.9%ぐらいの増収になっております。これ税源移譲だという説明ございましたけども、その辺

の内容をご説明を願いたいと思っております。

それから、以前から行政の中で大きな課題という部分が議会の中でもあったんですけども、総務管理費の中で電算管理費の中でも、これ全部77ページを合計しただけで1億七千何ぼぐらい上がってくるんです。そして後からずっとといってリース料もずっといくと、かなりの金額になります。それ全部計算しておりませんので、全部の金額は言えませんが、これをどのように減していくかというか、減すといいますが、合理的に金額を動かすかという部分が課題だったと思いますが、この件についてはどのような努力をされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つあります。

ほかの議員さんが聞かれたのであれなんですけれども、情報推進事業費の中の委託料の7,820万円出てきておるんですけども、この事業の方向性でどこで全部終わらせるのかの方向性だけ説明をしていただいたらと思います。これ予算にのってまずけども、何年度から事業を始めて何年度終わるのか、その辺と、これに関連してでございますけれども、この事業をやるといえるときに、各行政連絡員ですか、区長さんを通して話がございましたけれども、それが常会に行ったときにわかりませんという説明なんです。実際言いましたら、これ説明をいただいたんですけどもわかりませんと。だから、あれならば行政へ聞きにいかせてくれと。だから、加入する、加入せん、どう動かすか、ただその数字だけが流れて、本当にこれは全体の中で加入してもらってどう動かすかという大きなこれからの運営していく上にそれが出てくるんだろう、その辺の説明といいますか、その辺に対してもどこまでやって、どこまで市民が理解されておるのか、私としては、一番末端の中では、これなかなか理解されにくい、今の説明の中ではとっております。その辺を含めてひとつお願いをしたいと思っております。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 ただいまの梅川議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

市民税の関係につきましては、今ほど質問の中に出てきましたように、税源移譲の関係でありますけれど、ではなぜどのように変わってくるかといいますと、税法が変わりまして、住民税の税率

が一律になりまして、10%ということになります。それと、定率減税がこの分が廃止になりまして、もう一つは、住民税の非課税の限度額が廃止になる関係、そういうことで税額が積算上このように変わってきます。

固定資産税ですけれど、これは土地につきましては、平成18年に法の改正がありまして、そのことに伴いましてふえております。家屋につきましては、新築、増築を見込んでおりまして、その関係でふえていきます。償却資産につきましても新規増を見込んでおりまして、積算の結果、4,400万円程度ふえていくと、このように考えております。

ケーブルテレビにつきましても整備のスケジュールでございますけれど、デジタル化になります2011年までにはこういうものを整備するようにはしておりますが、中身詳細につきましては、担当課長がちょっと控室におりますので、聞いてからお答えいたしたいと思っております。

そして説明を聞いてもなかなかわからないということなんですけれど、担当課といたしましては、各地区の区長さんたちに寄っていただきまして、一遍説明をいたしました。そしてこれはアンケートを早急にする必要がありまして、何もわからないのにアンケートに答えていただくのも心配いたしましたので、まずはとりあえず区長さんに説明をさせていただきました。今後それぞれの地区へ入って説明をしていく予定ではありますけれど、現在も希望があれば、何といたしますか、グループとか地区とか、それぞれ担当が出前講座のような形で要望がありましたら出て行って説明をしております。ほで、2回、3回聞かれるうちに何とかわかったかなというような感じみたいですが、これ内容がわかっていたかかないと、当然加入率にも影響してきますし、加入率そのものが今後のケーブルテレビの運営に非常に影響が大きくなってきますので、その点少しでも多くの方が加入していただけるように説明の方は十分していきたいと考えています。

済みません。ケーブルテレビのスケジュールでございますが、19年度中に実施設計を行いまして、20年から22年でそれぞれ、地域が広がるございますので、一度にはやれませんで、その間で事業を進めていきたいと考えております。

答弁が漏れておりましたので、電算関係の委託

料の件でございますけれど、確かに言われますように高額になっておりまして、各業者にいろいろ安くしていただくようお願いはしておりますけれど、今後他町の委託料、業者もいろいろありますけれど、そこらの方も調査をいたしまして努力はしていきたいと考えています。

それと、ことし特に多くなっておりますのは、今年度から始まります後期高齢者の医療制度に伴いますシステムの開発料が4,200万円少し入っておりますので、特にふえておるように思います。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 基本的に言いましたら、もう再質問になりますので、市民税、住民税これは増税になったということですよ。それも、固定資産税もやはり改正によってそれだけ上がりましたということではないんですか。ちょっとその辺がわかりかねるんで、ちょっと再度。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 再質問にお答えをいたしたいと思っております。

税法の改正によりまして、住民税、確かに上がりますけれど、所得税の方はその分今までより税率の段階が細かくなりまして、結果的には所得税そのものは個人的にそれぞれ下がってくると思います。

それと、固定資産税の関係ですけれど、これは別に税法が変わったからどうこうではなしに、今ほど言いましたように、新築の分とか、そういう課税対象がふえていく関係で増加になります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 これも増税のような感じは当然受けるんですけれど、三位一体改革の関係でこのようになってきています、税源移譲の関係です。

議長 6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 私は2つだけ。209ページの住宅管理費に関連いたしまして、ちょうど三瓶に立派な公営住宅がございますが、その中に特別公共賃貸住宅部分っていうのがございまして、これは私の知る限り、これはいわゆる特公賃と申しまして、所得制限のない方が入られる部分です。これが大体5万5,000円と6万5,000円と7万5,000円の家賃でございます。私もちょうどその前を通るもんですから、見てみます

と、7万5,000円か6万5,000円の分かどうか知りませんが、しばらくあいている、住んでいないという状況が見受けられます。もしそういうことがあるのであれば、何か対策が必要かなと思うのであります。

それと、現実的には、その部分に入られている方は、公務員の方もしくは非常に住宅手当の出るいい会社の従業員が入っているようでございますが、我々のような何と申しますか、零細企業の従業員は住宅手当の出ない従業員の人たちは、入ってない、入れないというのが現状だと思います。例えば、市役所においても多分住宅手当は出て、非常に入りやすと。現に入っているのも結構おります。ですから、7万5,000円とか、さっき明浜の件もございましたが、家賃が高過ぎるのかなと。三瓶で7万5,000円出すのであれば、家を建てて住んだ方がいいというような懸念もあるんじゃないかと。そのためにあいているという現象になっているんじゃないかと思えます。その辺の今後の対策、対応をひとつお願いしたいと。

あわせて次は、193ページの下の方の西予市ブランド産品販路開拓支援事業費補助金100万円、実はちょうど水産関係で申しますと、市長ご案内のとおり、三瓶は八幡浜漁協に所属しておりまして、八幡浜漁協は養殖タイが非常に多ございまして、およそ推測でございますが、300万匹ぐらい養殖をしております。これは一般県のブランド化の事業の関連で八幡浜漁協さんは、たしか150万円補助金をいただいてホームページを開設しているの検討して、じゃあタイは「てやてや鯛」という名前で、商品登録をしているかどうかは確認はできておりませんが、とにかく登録をしたということでございます。それで、「てやてや鯛」を全面的に出しまして、これは八幡浜のタイですよ、三瓶のタイですよというんじゃないかと「てやてや鯛」というブランドでやっているそうでございます。この100万円の予算がそういう関連のところに関連するのでしょうか。

それと、我々農業もそうでしょうけれども、非常に三瓶は苦しい立場でございまして、非常に行政とねじれ現象がございまして、その辺の整合性というんでしょうか、適合性というんでしょうか、その辺もできましたら、これは市長になると思いますが、あわせてお伺いしたいのでございます。

部長には、先ほど申しましたように、この100万円の使い道ですね、これをお聞きいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 それでは、ただいまの住宅関係の質問にお答えいたしたいと思えます。

ただいま嶋川議員から質問のありました特公賃と言われるものにつきましては、予算書の30ページに特定公共賃貸住宅使用料というものが計上されております。この特公賃については、城川と三瓶旧両町にあります。特公賃の違うところは、所得制限において、普通の公営住宅においては低所得者層というようなことで所得が幾らまで決められております。特公賃については、中所得者層ということで、これも制限はありますけど、かなりな額の者が入れます。ただいまご指摘のありました7万5,000円、確かに今この特公賃の住宅については空き家になっております。広報紙、回覧等において募集はいたしておりますが、この住宅については、広さも3LDKといっても100平米以上あるような住宅でありまして、合併前の旧町時代にこの特公賃については、額を特定して決めて首長が告示をすればいいというようなことになっておりますので、普通の公営住宅は所得関係で家賃が決まるわけでございます。そのときに先ほど言われましたように、5万5,000円、6万5,000円、7万5,000円というような家賃に決定をいたしております。城川町との合併後兼ね合いもありますので、その辺検討を加えないかということにはなっておりますけど、形態的に三瓶の特公賃については、コンクリートで仕上げておりますし、どうも聞くと、城川の方は木造というようなことなんで、家賃の金額についても少し差はあっていいんじゃないかなろうかというようなことは思っております。三瓶のときに家賃決定の折で一番問題になったのは、先ほど議員ご指摘の民間の賃貸住宅の家賃、これが大体その当時に何ぼ多額でも共益費入れて5万5,000円程度かなと。その辺でどうだろうかというような協議も行ったわけですけど、広いし7万5,000円が妥当であろうということで告示をして今そのまま進んでおります。今後はこの7万5,000円の家賃については、近傍どおしといたしますけど、ほかの市外の同じような大きさの

もの、それから同じようなコンクリート系統の住宅その辺を調査の上で、また上がるようなことはないかと思いますが、下げるような方向で、空き家にならないようなことになるのであれば、協議を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 嶋川議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

西予市のブランド商品の販路開拓支援事業のことについてでございますけれども、これは市内の商品の販路開拓、そしてPRをするということでございます、ブランドの確立ということでイメージアップを図っていききたいということでございます。

対象といたしましては、企業とか一般、団体、組合員とかNPOグループ、それぞれの各種団体等を見込んでいるところでございます。

経費といたしましては、事業費の2分の1ということしております。ですから、事業費的には100万円組んでおれば、200万円の事業になるかということでございます。

先ほどのてやてやという話も私ちょっと今お聞きしたんですけれども、県のブランドの商品の方からの補助をいただいておりますが、私その中の内容がどこの範囲までやっておるかということがちょっとわかりにくいがありますので、そこら辺のとは、また調べさせてもらったらなと思っております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、嶋川議員の最後の質問のねじれという現象ということについてだけお答えさせていただきますが、三瓶地区に当たっては、合併に当たって、いわゆる経済の主体と行政とが違うというようなことになってしまったということでありまして、例えば農業団体あるいは漁業団体と行政の範囲が違って来たということがあります。ある意味では、こういうことの中で非常に私どもの支援のあり方について非常に難しい側面もありますけれども、これについては、八幡浜市の方とも、ともに同じような方向で考えながら、支援についても協議をしながら今やっておりますのでございまして、その支援については、余り今の

ところは問題がないかなと、このような思いであります。

以上でございます。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 大体意見も出尽くしたんだろうと思っておりますが、この後はまた委員会の方で十分論じてもらったらいかがと思っておりますが、私はこの19年度の当初予算、財政課本当に骨折って組んでいただいたんだろうと思っております。その点については敬意を表しますが、この中に今年度もいろいろな三瓶を中心に大きな建物等々つくっておりますが、その中でひとつお願いをしておきたいのは、昨年、でき上がったものをどうこう言うつもりはないんですけども、何らかの形で言うておかないと、私も胸のうちがおさまらないということではございますが、せっかくの機会でございますので、この場で言わせていただきますが、ご承知のように、魚成小学校の建築をしていただきました。当初西予市産材をふんだんに使ってくれと、私どもお願いした身でございます。そして計画どおりでき上がりました。昨年の暮れですか、でき上がったものを見学会ということで我々も議員の皆さん方も同行していただいて見せていただきました。私は、確かに外観はすばらしい学校にできたかと、新聞紙上にも報道されましたようにすばらしい学校であると。先日も久万の小学校の全体像といいいますか、写真が新聞に載っておりますが木造でありました。確かに木造はぬくもりがあってええなという思いで一歩足を踏み込んでみたところ、私は、この議員の中にも私同様、木材関係の方が五、六名おられます。その方は、恐らく何も言わなくてもおわかりいただけたらと思っておりますし、また三好市長も最初に私に言われました。岡山さん、これ何ですかと言われたことを覚えておられると思っておりますが、これは予算の都合でこうなるのか、こういったことについては、設計段階でわからないのか。何を言わんとしておるかといいますと、私が足踏み込んだその床板を見てまず驚いたわけですが、西予市産材を使っておるのならば、もう少しよい製品の材があるわけですが、何でこのような、私から見れば、二流、三流の材で床板でやっておられる、どなたも行って見られたらどう思います。あえて私は言うておきますけれども、材には生き節、死に節というものがあります。こ

これは木材を使っておられる方はすぐわかりますけれども、生き節を使うならば、本当にきれいな赤みの入った生き節の材が使えます。しかし、死に節というのは、一度木材を製品にしてしまえば穴があいてしまいます。これは我々から見れば、二流、三流、四流になるかもしれません。市場でもただのように販売されている材であります。そういったものがふんだんに使われている。そしてその穴のあいた節をすべて化学製品でつづしてある、これが私はいつまでもつかどうか定かでないですけども、70年、80年今からもたしてほしいものをこんな材質でやっていいものか、私は一番木材をいろいろる関係上、何よりも先に胸がつぶれました。私ならば全部張りかえてくれと、本当に言いたかったです。全部張りかえても、今の材価ですから、単価はしれたものです。私ならば全部張りかえてや、そういう言いたい気持ちになりました。しかし、そこは設計の段階で予算の都合上そうなったと思えば仕方ないんですけども、そしてもう一つ、私が残念なかったのは、きのうも議員の中の一般質問の中にありました宇和の旧小学校跡でZ1レースですか、ああいったことをやってほしい、今からもやってほしいと言われました。私は今の魚成小学校の設計から見れば、そういったことも可能な廊下であっただろうと思います。しかし、よく見れば、Z1レースも横にレースをすればいいかもしれません。床板が全部横に張ってある。今の宇和の旧小学校の廊下は全部縦、だからぞうきんがけもできるんです。しかし、今の魚成小学校は横張りです。この段階も設計の段階でどのようなつもりで横張りにされたのか。何で縦張りにできなかつたんだろうか。今の建て方基準等々からそうなったのかもしませんが、そこらあたりも非常に残念であります。ということは、やはり今から箱物をつくる中においては、設計の段階ででき上がるまでのイメージを抱いていただいて、今西予市の職員の中にも、これまで一人、一級建築士がおりましたけれども、つい最近、せんだってですか、宇和町にも一級建築士が誕生しておると聞いております。三好市長もご存じだろうと思いますが、やはりそういった方をふんだんに使っていただいて、50年、60年もつものであるならば、なおのことそこらあたりをしっかりと見ていただいて最後まで立派なものに仕上げていただきたい、そのことを

お願いしておきたいと思います。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 ただいま岡山議員のお話ですか、確かに言われるところたくさんあると思います。今後こういった施設をつくっていく上におきましては、今のご提案いただきましたことを最重点に考えまして進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 155ページの農林水産費の中で、農業振興費が非常に減になっております、9,000万円余り。今農業、これは西予市ではもう農業は基幹産業であり、これからの農業振興というものは不可欠であると、こういうふうに思っておりますが、この予算を落とすということは、やはり熱意のバロメーターがちょっと崩れたんじゃないかというような気がして非常に残念であります。今後農業従事者が高齢化、それと後継者不足等で農業振興が非常に困ると思いますが、これに対して、予算はなくてもこういうことでやっていくんだというようなことがあれば、ぜひ教えていただきたい。まずこの削減をした理由とそれから今後の農業振興の政策、金が要らなくてもこういうことができるんだというその名案があれば、ひとつ教えていただきたいと、こういうふうに思います。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 浅野議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

農業振興費の方で大変予算の減額が多いということになっておりますが、それぞれの事業の方も減額、要望が少ない面もあります。そして総体的に補助金の方のある程度の精査で減額をさせていただいておるところもあります。というようなことで、総体的に大きく減額をいたしておりますけれども、農業予算の方につきましても、林業の方につきましても、とにかく第1次産業であるということで頑張ってやっていかなければいけないということは考えておるところでございますが、今後の農業振興対策につきましては、県の普及農政関係、そしてJA、そして市、そして関係農業団体との協議の中で進めていける状況の中になっております。

事業の大きい減のもとといいますのは、キュウ

りの選果機とか、それぞれの大きい事業の減によるものでございます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。午後1時10分より再開いたします。(休憩 午後0時08分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時10分)

休憩前に引き続き、議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第49号「平成19年度西予市授産場特別会計予算」から議案第61号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 1点だけ質問をさせていただきます。

老人保健特別会計についてであります。今回当初予算を見ますと67億5,000万円ということですが、18年度の今回の補正で69億5,000万円ということで、既に18年度現在で今回の当初予算より2億円くらい経費がオーバーをしとるわけですが、この財源につきましては、従来は支払基金が約7割、それから国庫が2割、県、市町が5%ずつということで従来きておったんですが、近年の非常に財政の厳しい中で今回の予算を見ますと、支払基金交付金、医療費交付金であります。約50%、33億9,000万円ということになっておるようでございます。もちろん県の後期高齢者医療広域連合の分担金が約2,000万円余りありますが、今の補正の支払基金交付金の割合を見ますと、約53%の補正予算後の医療費交付金の率になっておるわけですが、大体最終的にこの医療費交付金の比率はどの程度を、何%くらいを想定されておられるのか、約束事があるんでしょうけども、担当部長さんにお聞きをいたしたいと思いません。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの鍵原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

医療費交付金、261ページでございますけれども、これは昨年よりは交付金の割合が下がって

おるところでございます。現年度医療費交付金の方が下がってこのような数字。現在は別に割合ということではないんですが、年間を想定したもので計上させていただいております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第62号「市道路線の廃止について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 土地改良事業でございますが、ちょっと私小耳の挟んでおりますのは、土地改良区、西予市の中で、まだ役員構成とか組織構成ができてない旧町があるというように聞き及んでおります。それについて今後どのような形で作られて、やはり各町各地区足並みをそろえていかれた方がいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでございましょう。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 酒井議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

市内におきまして、土地改良区をつくってある団体は三瓶町、明浜町、宇和町は設立をしておりますが、野村町、城川町におきましては、団体的な名前が残っておるところもありますけれども、まだ活動というものは見えてないところもあるかと思しますので、そのようなことにつきましては、今後とも関係の人とお集まりをいただきまして検討をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 先ほど質問にもありました水環境保全事業につきましても、主体は土地改良事業がやるわけでございますので、各地区この水環境保全事業に取り組んでる地区は、西予市の中で8カ所という形の説明がありましたので、やはりないとことあるとこと、そして機能的にできるようにするためには、やはり5年間のその事業につきましても、基盤整備的には土地改良事業でやるわけでございますので、早晩にそういう組織づくりをするのが妥当ではないかと思うんです

が、いかがでございましょう。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 先ほどの私の方で水土里ネットということ宇都宮議員が話されましたことと私ちょっと勘違いをいたしまして、水土里ネット事業というような解釈をしておりましたので、ここで改めて訂正をお願いをいたしたいと思っております。

水土里ネット愛媛という名前の名称になっておりますが、これは愛媛県土地改良事業団体連合会それぞれの各地区に連合会がつくられておるところでございますが、この事業におきましては、全国的な農政の活動の一端といたしまして事業を進めておるところでございます。全国的に見て地域、地区が農家だけでは守り切れないというような状況にあるから、地域住民が一体的になって地域を守ろうというねらいがあるところでございます。そこの中でこの水土里ネット愛媛というのが、この活動に対しての書類の作成とかというのを支援をするということでございますので、そこら辺のところもあわせて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 再々質問、ちょっとお許し願ったらと思っております。

私申し上げておりますのは、土地改良事業を大きくやりますと、その地区の役員さんが事業負担の借入れについての保証をしたり、いろんなことをして事業をやってるわけでございます。ですから、今回のように城川、野村の方に土地改良区事業を入れる場合でしたら、そういう受け皿をちゃんとしとくべきではないかと、組織を。だから、野村町、城川町にもやはり旧町ほかの3町のように役員を決めて、そしてその中の選出せられた方で新しい事業をやる場合には、その地区の事業主体の中でそういう保証だとか、そういうことも考えることで組織をつくるべきではないかと、こういうことでございますので、ひとつご考慮願いたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 今回の農地・水・環境保全事業につきましては、今ほど部長が話しましたとおり、愛媛県土地改良連合会が受け皿となってやるわけです。ありますから、ここの西予市においては、それに関連して西予市土地改良のそれぞれの連合がやる

わけではありません。市が直接を受けて市がやるわけでありまして、今回の事業については、直接西予市の各土地改良区がかかわる問題ではないと、このように判断をしております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第36号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号)」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番森川一義君。

8番森川一義君 82ページの都市下水路800万円の減額ですが、JRに対して職員では手に負えないのであれば、行政のベテランであります助役なり収入役が乗り出してきて早く片づけてもらいたいと思っております。住民が困っている問題ですので、早期解決をお願いいたします。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

職員サイドからはJRの方と何回も交渉はいたしておりますが、なかなか線路下の工事につきまして、一部少し線路が上がったとかというような事故もあった関係で、JRがかなり慎重になってる関係もありまして、まだ交渉が成立していませんので、今回18年度予算については落とさせてもらって、新たに19年度に今度の新予算で少し増額になりますが、下松葉の改良については取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。よろしく願います。

議長 15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 今回の補正予算の中でございますが、商工費関係それと農林水産業費関係で三セクへの補助と申しますか、委託金が計上されております。いつも思うことでございますが、地区内にも三セクございまして、これらが赤字になったりすると、いろいろと陳情とかいろいろ受けるわけでございますが、こういった委託費またその補助金と申しますか、そういったものの基本がどうか、基準がどうなっているか。年度末に足りなくなるとは、何とか市長にお願いしたいというか、そういうことばかりでもいかんと思うんですが、ただその基準がどうなっているのか。果

たして頑張っているんかどうなのかもわからない状態では、私らもなかなか判断がつきにくいところがございます。そのあたりこういった補助金、委託金の基準といたしますか、かなり市内に三セクございますが、それらは統一した基準があれば教えていただけたらと思うんですが。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 今ほどのご質問の中で基準はどうかということでございますが、今の段階では基準は設けておりません。

それで、実は今回この補正の中で、乙亥の里の900万円を計上させていただいておりますが、これは当初から予算は計上いたしておりません。今回初めて計上するものであります。それで、一昨年につきましては、約1,450万円を補助して委託を出してございましたけれども、今回は900万円ということで、しっかり経営にかかわっていただいております。いわゆる努力をしていただいておりますという兆しが見えております。

しかしながら、やはり900万円という大きい委託料でございますので、19年度からは一つの基準を設けまして、そしてその基準にもたれてやっていただきたいと、このように今は考えております。したがって、4月に入りまして、その指定管理者と協議を重ねていきたいと、このように考えております。これはシーサイドサンパークにも同じことが言えます。また、ほかの三セクにも同じことが言えます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 1つだけちょっとご説明願ったと思います。

77ページですか、埋蔵文化財発掘調査補助金ってというのがこの補正の中で出てきてるんですが、これに対して説明お願いしたいと思います。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 梅川議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

埋蔵文化財発掘調査補助金の1,359万5,000円でございますが、山田地区の地内におきまして、エリアレポリューションズの方の発掘をしておる調査費とそしてコカ・コーラに対しましての調査費を計上をさせております。エリアの方につきましては1,226万3,000円とコ

カ・コーラ分といたしまして133万2,000円で合計1,359万5,000円を計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 96ページの教育費の町並み保存対策費についてですけども、これが減額1,750万円ということで、説明によりますと、該当が1つしかなかったというご説明だったと思いますが、中町についてのこれは宇和町からの制度で、文化の里整備事業基金の中から繰り入れてこの事業をやっておるわけですが、先般市長からもありましたように全日空のツアー、そして今後JALのツアーが来るというふうに聞き及んでおりますが、せっかくそういった走りといいますが、ある一つのきっかけが生じて、これがまた今後どう展開していくかというようなところを我々は期待を持って見とるわけでありまして、したがって、これは1件しかないということが果たしてよかったのかどうかと。あそこの地域に行ってみれば見るほど、もっとここをこうしたらいいな、あそこをああいうふうにしたら、例えば東京の方から来た人が、心地よい感じを受けるなどが、多々そういう面があるわけですけども、それに対する取り組みといいますが、それについてお伺いしたいということでございます。というのは、もっともっと、こう今、重伝建に向かって進んでおりますが、これは宇和町時代からもそれが、その目標に到達する、到達すると言いつつ延びてきております。したがって、今のシステムで中町を守る会等から上がってきて審査をかけたというようなシステムでは、今言いますように、外部から来た方に対して見せるものと、そこで守っていくとするものとは若干違うんじゃないかというふうに私は思うわけです。宇和町以外の方からいわすと、あそこは宝の山だというような表現をされる方が何人もおります。そういったものをきちっと守り、また観光の一つのスポットとしてやっていくためには、やはり弾力性のある取り組みをしていかないと、せっかくの基金が一面的な施策にのみしか使われないという、そしてこういうように減額をするといったような結果になるんじゃないかということをお心配しております。その点について理事者はどう考えるのか、お答え願いたいと思います。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 松山議員の先ほどのご質問なんですけれども、確かに町並み整備の関係とそれから観光客の関係の視点で見られる町並み、それから個人の生活上の保全、こういったようなことをすべて勘案するということになると、現在決めています運用上の規定を変えていかなければ、この予算の執行というのがちょっと難しくなるだろうと思いますし、今回減額補正をさせていただいておる分については、当初それぞれの団体あるいは個人の方から出ておりました。例えば、固有名詞を出しますと、渡邊さんですか、それとあそこの幼稚園、こっからも要望が出ておったわけなんですけれども、自己負担の関係もありまして取り下げをされましたので、今回こういうような減額補正になったわけなんですけれども、町並みの保存の関係で財政が豊かなときは全額補助とか、あるいは文化財的な価値のあるものについてはそういう全額補助も必要かと思えますけれども、現在まだあそこの中町の町並みのすべてが文化財あるいはそれに匹敵するものとしての評価ができておりませんので、このような現在の規定の中でしか補助規定がありませんので、個人として取り下げをされる方がありますので、今回のようなことになりました。

それから、先ほど言われました第三者の視点でということになりますと、別の考え方で今後先ほど言われましたようなことで検討し協議をしていかなければならないというふうに思っておりますので、十分そのことについては、商工観光の方とも協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 ページは69ページです。その13節委託料ですが、これ管理委託料で1,000万円余り出とるんですが、これは説明の中で、多分ミカンが不足したからという説明だったと思うんですが、どれくらい初めの計画で不足してこの委託料が出たのか、教えていただきたいと思えます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 山本議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

管理運営委託料でございますが、1,038万

4,000円を組んでおりますが、38万4,000円につきましては、ほかの備品の方を計上いたしておりますが、1,000万円につきましては、シーサイドの方の委託料という形になっておまして、ミカンの売り上げの減といたしますと、前年度よりかは44%の減少と大幅に落ち込んでおります。

そして、創生館の方のミカンの搾汁量にいたしましても約50%ほどの落ち込みをしておるような状況でございます。

以上でございます。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 私はこの落ち込みに対してもとやかく言うわけではないんですが、初めの計画自体が無理な計画しとるんじゃないかなと思うとります。といたしますのも、初め計画するとき、物事をつくらなくてはいけない、そこに重点を置いてしまって、ここまでいったら赤字になりますよ、これが限度ですよというその基準もなしにただつくることにあわせてしもうて計画を、そういうつくり方をするからこういう想定外のことが出たら赤字になる。そこらにはやはりある程度想定をして、このパーセントまで下がってもいけますよというような計画の立て方をしてつくるべきじゃないかと思うんですが、その点どうですか。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 農産物をつくるのに、近年大変災害等が多くなりまして、私どもの明浜におきましても、台風が来てこれだけの裏年、表年とかというのを、これも想定外のことでありまして、こういうことがないというような形の中で作物の栽培をしてきたわけなんですけれども、先ほど財政課長も言いましたように、まだ現在のところ指針といいますが、そういうものはつくってないということでもありますので、これはつくっていかねばいけないというふうに思っておりますので、その点を考えながら、19年度においては、その運営はどの程度のものが公共的なものとして運営をしなければいけないかというものは考えていかなければいけないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 今回の明浜のシーサイドパークの件につきましては、実はもう少し踏み込んで私ども

は考えております。といいますのは、塩ぶろの分については約500万円赤字ということで、これについては出さないよと。だから資本金を繰って赤字決算をしてくれという形をとらせていただきました。

しかしながら、今のジュースの搾汁の関係については、これは突発的な災害等々天災によることが多いということですので、これはもう突発的なことであります。だからミカンがこれだけ量が減ってしまった。そういう状況の中で、どうしてもミカンが集まらないという現実がありました。ご案内のとおり、愛媛県の、例えば青果連等々においてもミカンが集まらないということで、大変な年であったとの記憶に新しいことだと思っておりますが、現実的にその中で今回一番やっぱり弱者のところ、零細なところが一番集まらなくなってしまうというのが現象として出てきたということでありまして、それについては、市の第三セクターとしては支援をすべきであろうと、こういう考えに至ったところでございます。

以上でございます。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 支援についてはとやかく言うわけではないんですが、やはり突発的なことで済ますというではないと思うとります。初めに計画する段階で、やはり2割ぐらいは計画よりは少なかっててもやっていけると、そういう見積もりのやっぱり設計の立て方、つくり方をすべきじゃないかなと言っとります。ただ突発的だから、赤字になったから、それでええわい。一般会計から補てんしたらええわい、それでは私はいけんのじゃないかなと、経営していく上は。例えば、2割ぐらい下がっても、最低のラインで経営はできますよと、そういうやっぱり設計の仕方をすべきじゃないかなと。ただ行政だから、国からお金が来るから、いけなんたら市民から取ったらええわい、そういう形ではなくて、きちっとしたやっぱり計画を立ててこのようなものは施設をつくっていただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 これは第三セクターの本来のあり方に問われる非常に重要な問題だと思っておりますが、ただ第三セクターの根本的な甘えというものは、今言われるように計画性がなしに、いわゆる地域の雇用とか産業育成というところに重きを置

いてやられたところにあるわけでありまして。

しかし、したがってその中に一番問題となるのは、内部留保資金がないということでありまして、資金がないから次の設備投資ができない、次の品物が買えないというのが第三セクターの大きな欠点であります。だから、そのところに本来ならそこをできるようなシステムをつくっておかないとだれもできないということでありまして、こういう点の中から今回の中では本当に突発的で、これがなかったら、もうここが動かなくなるというようなケースもあり得るんじゃないかと、このように思っております。このように突発的なときについては、やはり行政として支援をします。それ以外については、経営としての理念をもう少ししっかりしていくと、そこを今後とも考えながら、ただし地域の産業や雇用の育成もバランスをとりながら考えていくのが第三セクターだと、このように思っております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 1点だけお聞きをいたしたいんですが、農地費の中山間地域総合整備事業の負担金でありますけども、今回の補正で西部、東部ともに大幅な減額になってございます。一昨日の説明では、補助事業の不採択による減と、こういう説明であったわけでありまして、実は私の地元も農道改良をやっていただいておりますが、平成18年度事業についていまだに着工がないわけで、地元の方々も大変心配しておりますが、多分年度末に上がって繰り越しになるんじゃないかなと、昨年もそういうことでしたので、そのように思っておるわけでありまして、継続事業ですから不採択ということはないであろうと思っておりますけども、そこら辺の状況がわかればお知らせをいただきたい、このように思っております。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 鍵原議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

事業の中に取り組んでおれば継続されるものと思っておりますけれども、中で用地の交渉が得られないというところがちょっと耳には入っております。ですから、そのとこにつきましては、やはり地権者の同意が得られなければいけないとい

うとこでありますので、当初計画に乗っておるところの同意があれば、計画どおり進んでいくものと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております案件のうち、平成18年度補正予算について、これより採決を行います。

議案第36号から議案第47号まで12件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第36号についてお諮りいたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号から議案第47号までの11件についてお諮りいたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第37号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」から議案第47号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの11件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第37号から議案第47号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

本日採決いたしました15件を除く議案については、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、陳情第1号「日豪EPA交渉に関する陳情について」を議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり産業建設常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審議を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月23日午後1時30分より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時45分

平成19年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

1.招集年月日 平成19年3月23日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 議 平成19年3月23日 建 設 部 長 鶴 岡 康 年
 午後1時30分 産 業 部 長 小 玉 岩 康
 1.閉 会 平成19年3月23日 生活福祉部長 武 田 勉
 午後3時43分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミヌギ
 24番 宇都宮 二 朗
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

25番 岡 田 周 三

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 松 本 正 志
 野村病院事務長 兵 頭 洋 史
 消防本部消防長 是 澤 孝 次
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		
1	議案第 10号	西予市名誉市民条例制定について
	議案第 11号	西予市表彰条例制定について
	議案第 12号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について
	議案第 13号	西予市新市立病院建設基金条例制定について
	議案第 14号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 15号	西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 16号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 17号	西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 18号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 19号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 20号	西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 21号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 22号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 23号	西予市廃棄物の処理及び
	議案第 24号	西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 25号	西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 26号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 27号	西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 28号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 29号	西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 30号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 31号	西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について
	議案第 32号	西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について
	議案第 33号	西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について
	議案第 34号	西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について
	議案第 35号	田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について

議案第 48号	平成19年度西予市一般会計予算	3	選挙第 1号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議案第 49号	平成19年度西予市授産場特別会計予算			
議案第 50号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	4	西予市農業委員会委員の推薦について	
議案第 51号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	追加	議案第 68号	西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について
議案第 52号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算		議案第 69号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第11号)
議案第 53号	平成19年度西予市老人保健特別会計予算		議案第 70号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第5号)
議案第 54号	平成19年度西予市介護保険特別会計予算		議案第 71号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第 55号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算		意見書案第1号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について
議案第 56号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算		意見書案第2号	日豪EPA交渉に関する意見書(案)の提出について
議案第 57号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		議案第 72号	西予市副市長の選任について
議案第 58号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算			
議案第 59号	平成19年度西予市上水道事業会計予算			
議案第 60号	平成19年度西予市病院事業会計予算			
議案第 61号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算			
議案第 62号	市道路線の廃止について			
議案第 63号	市道路線の認定について			
議案第 64号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 65号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 66号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 67号	西予市営土地改良事業の施行について			
陳情第 1号	日豪EPA交渉に関する陳情について			
2 発議第 3号	西予市議会議員の定数を			

本日の会議に付した事件

1	議案第 10号	西予市名誉市民条例制定 について			清掃に関する条例の一部 を改正する条例制定につ いて
	議案第 11号	西予市表彰条例制定につ いて	議案第 24号	西予市衛生センター条例 の一部を改正する条例制 定について	
	議案第 12号	西予市浄化槽市町村整備 推進事業条例制定につい て	議案第 25号	西予市農村公園条例の一 部を改正する条例制定に ついて	
	議案第 13号	西予市新市立病院建設基 金条例制定について	議案第 26号	西予市農業集落排水処理 施設条例の一部を改正す る条例制定について	
	議案第 14号	西予市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 27号	西予市農業集落排水事業 分担金徴収条例の一部を 改正する条例制定につい て	
	議案第 15号	西予市特別職の職員で非 常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 28号	西予市公共下水道条例の 一部を改正する条例制定 について	
	議案第 16号	西予市職員の給与に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	議案第 29号	西予市公共下水道事業受 益者負担金徴収条例の一 部を改正する条例制定に ついて	
	議案第 17号	西予市職員の管理職手当 等の特例に関する条例の 一部を改正する条例制定 について	議案第 30号	西予市道路占用料徴収条 例の一部を改正する条例 制定について	
	議案第 18号	西予市過疎地域における 固定資産税の特別措置に 関する条例の一部を改正 する条例制定について	議案第 31号	西予市出産祝い金支給条 例を廃止する条例制定に ついて	
	議案第 19号	西予市在宅ねたきり老人 等介護手当支給条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 32号	西予市在宅介護支援セン ター条例を廃止する条例 制定について	
	議案第 20号	西予市養護老人ホーム条 例の一部を改正する条例 制定について	議案第 33号	西予市精神障害者小規模 作業所条例を廃止する条 例制定について	
	議案第 21号	西予市隣保館条例の一部 を改正する条例制定につ いて	議案第 34号	西予市低開発地域工業開 発地区指定に伴う固定資 産税の特別措置に関する 条例を廃止する条例制定 について	
	議案第 22号	西予市予防接種健康被害 調査委員会設置条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 35号	田之浜地区コミュニティ センター設置条例及び宮 野浦地区コミュニティセ ンター設置条例を廃止す る条例制定について	
	議案第 23号	西予市廃棄物の処理及び			

議案第 48号	平成19年度西予市一般会計予算	3	選挙第 1号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議案第 49号	平成19年度西予市授産場特別会計予算			
議案第 50号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	4	西予市農業委員会委員の推薦について	
議案第 51号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	追加	議案第 68号	西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について
議案第 52号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算		議案第 69号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第11号)
議案第 53号	平成19年度西予市老人保健特別会計予算		議案第 70号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第5号)
議案第 54号	平成19年度西予市介護保険特別会計予算		議案第 71号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第 55号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算		意見書案第1号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について
議案第 56号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算		意見書案第2号	日豪EPA交渉に関する意見書(案)の提出について
議案第 57号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		議案第 72号	西予市副市長の選任について
議案第 58号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算			
議案第 59号	平成19年度西予市上水道事業会計予算			
議案第 60号	平成19年度西予市病院事業会計予算			
議案第 61号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算			
議案第 62号	市道路線の廃止について			
議案第 63号	市道路線の認定について			
議案第 64号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 65号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 66号	西予市営土地改良事業の施行について			
議案第 67号	西予市営土地改良事業の施行について			
陳情第 1号	日豪EPA交渉に関する陳情について			
2 発議第 3号	西予市議会議員の定数を			

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第10号「西予市名誉市民条例制定について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの46件と陳情1件の47件を一括議題といたします。

各委員長における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、元親総務委員長の報告を求めます。

元親孝志総務常任委員長 皆さんこんにちは。

きょうは午前中西予市27小学校の卒業式が一斉に行われました。私も保護者の一人として出席をしたわけですが、卒業生の皆さん、非常にきびきびとした態度を見まして、逆に私が子供に叱咤激励をされておられるような思いをして帰ったわけですが。きょうは子供に負けぬように一生懸命頑張りたいと思います。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案11件に対し、3月12日から14日までの3日間の日程で審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第17号「西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は賛成多数で、その他の議案10件を原案のとおり全会一致でそれぞれ可決決定いたしました。

また、当委員会では、付託されました議案を総括するため、3月15日に市長、助役、収入役、教育長との懇談会を行いました。その議案審査の過程並びに懇談の中で委員より出された特徴的な意見、それに対する回答など概要を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、今定例会の一般質問において、市民の間から西予市の財政状況を心配する声が出ているという質問に対して、三好市長は、行財政改革、事業の見直し等による経費節減を積極的に推進することとしているので、夕張市のような財政破綻を来すことへの心配は要らない。大丈夫ですという答弁でありましたが、現実には財政が逼迫して

いることを理由に報酬や職員手当の一部カット、各種団体補助金等の削減など、経費節減にも積極的に取り組んでこられました。一方では、合併当初から幾つもの大型建設事業に着手してこられたことも事実であります。このような状況から、市民の間に広がりを見せている不安感を払拭できるかどうか、また市の財政状況の実態を再確認するという両面から市長の考えを伺いました。

この質問に対し、財政力を見る基準として実質公債費率や起債制限比率などの指数があり、県内でも当市以上に厳しい数値で推移している市や町も数多くあります。当市の状況は危険水域ではないとしても、財政力が低いことには変わりなく、国、県に頼りながら財政運営ができてきているということが現状です。このことをしっかりと踏まえた上で、予算編成の段階で行政評価システムによる事務事業の見直しや精査を行うことによって経費節減を図ることとしているので、安定的な財政見通しが可能になるという考え方であると説明がありました。

次に、市職員の給与格差の是正については、合併協議会の中で、職員の現給を保証し、合併後5年をめどに給料の格差是正を行うこととされておりましたが、合併から3年が経過した現在、格差是正の事務がどの程度まで進んでいるのか進捗状況を伺いました。

市職員の給与格差については、基礎となる職員個々の前歴換算がきちんとできているかどうか重要なポイントであり、その作業も完了し、個人ごとに作成した資料をモデル給与に当てはめて調整を行っており、既に一部は調整済みのところもあり、淡々と進んでいるという説明がありました。

次に、CATV事業は、専門知識を持った人材の活用や事業の効果を最大限に生かせる組織機構とすることによってCATV事業や庁舎建設の経費圧縮が実現できるのではないか。また、当常任委員会が視察研修した徳島県国府町CATVでは、先鞭知識を持った人がチェックすることによって大幅に事業費を削減できたという体験談を聞き、その重要性を感じている。当市においても、平成19年度当初予算案で測量設計の委託料が計上され、今後事業に着手する段階へ移行していくため、むだをチェックできる機能の確保や専門知識を持った人材の配置を行いコスト削減に努めら

りたいと意見を申し述べました。

これに対し、これまでいろいろな企業からさまざまな意見や提案をいただいております。市としても専門職員の配置や専門職の知識を生かせる制度としたい考えである。

また、CATVのネットワークを活用した組織機構については、理想論として賛成できても、市全体を見ました場合に、そこまでのレベルに達していないと理解している。なお、ネットワークの構築方法については、今後いろいろな方の意見を聞き、点在する地域で効果を発揮する無線LAN等の研究なども行いながら、良質安価な事業の実現を目指していきたいという説明がありました。

以上、今定例会で付託されました議案の審査結果と概要について申し上げますが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員会の報告を終わります。

平成19年3月23日、総務常任委員会委員長 元親孝志。

議長 次に、河野厚生常任委員長の報告を求めます。

河野作生厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案18件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がなされました事項についてその概要を申し上げます。

まず、議案第19号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」は、支給額2万5,000円を1万5,000円に減額し、対象者を住民税非課税世帯のみとする条例改正案でした。これについて福祉の切り捨てという観点から慎重に対応すべきという意見が相次ぎ、財政難であることを考慮すると、金額については、もう少し下げること考えられるが、対象を非課税世帯のみにすべきではないという意見がありました。

理事者は、県の補助制度に即した事業であり、その制度が改正されているため、住民税が課税される方については支給されなくなり、また介護保険制度を十分利用することにより本来の趣旨は達成され则认为、福祉はばらまきではいけない。他市との比較等もあわせて考慮願いたいとの答弁

でした。

議案第24号「西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」は、施設使用料の標準化を行うという一部改正で、委員から、標準化はよいが、どこを中心にあわせて標準化するのか。また、施設が新しくなって統一したらよいのではとの意見がありました。

それについては、5町それぞれ状況の違いがあり、施設との距離、ホースの長さ等の問題もあるので、5年から6年かけて調整したい。市民レベルで見たときに平等かどうかを考慮しているので、理解してほしいとの答弁でした。

次に、議案第31号「西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について」は、若者定住の促進と事業福祉の増進を図ることを目的として支給していた条例を廃止するという事で、委員からは反対の立場でさまざまな意見が出されました。

西予市独自の子育て支援策があってもよいのではないかと。廃止するのであれば、これにかわるものが必要なのではないかと。少子化対策は今一番考えなければならない問題ではないかと。もともと出産祝い金で若者定住が図れとるという趣旨が違っている。これは市として出産を祝う気持ちだ等々の厳しい意見がありました。

これに対し、条例は廃止するが、今後も要綱をつくって出産祝い金を支給していく考えであり、また子育て支援という面から新しい医療費補助などの施策を検討し支援していきたいとの答弁でしたので、当委員会としては、原案可決することを決定いたしました。

次に、議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」の福祉事務所に関する事項については、三瓶特別養護老人ホーム建設補助金5億円の補助について質疑が集中いたしました。

事業の概要、このようになった経過の説明がないのでわからないとの意見に対し、事業費は定かでないが、宇和町施設協会への補助金であるとの答弁でした。

市の負担が増加しているのではないかととの質問には、過疎債を使う予定なので、増加負担分は交付税で将来的に充当されるということでした。

さらに、5億円以上の建設費が必要になった場合はどうなるかとただしたところ、市としては、これ以上支出の予定はなく、残りの分について

は、施設協会で支出するとの答弁に、当初は公設民営との考えもあったが、これでは公設民営とは言えないとの意見もあり、補助金のみ出して口は出せないことになるので納得のいく説明をお願いしたいとただしたところ、不透明な部分もあるので改めて説明したいが、工程については、3月末までに県にお願いに行き、平成20年4月オープンを目指しているとの答弁でした。

次に、議案第13号「西予市新市立病院建設基金条例制定について」は、5,000万円の寄附に対する基金条例制定であるが、新市立病院を建設するかどうか決定もしていないのに、建設を前提に条例制定するのはいかがなものか。寄附金は宇和病院特定のものなのか。また、西予市病院のためなのか。運用が自由になるような基金条例にならなかったのか等の意見がありました。将来のことを考えて積み立てておきたいとの答弁でした。

最後に、予算審査におきましては、数字的な説明ではなく、政策的な部分を重点に説明するのが望ましいのではないかとこのことであり、今後においては、各部署とも統一した形での改善を図りたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

平成19年3月23日、厚生常任委員会委員長河野作生。

議長 次に、浅野産業建設常任委員長の報告を求めます。

浅野忠昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案19件、陳情1件について、3月12日、13日に審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案どおり可決決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして特に指摘、要望のありました事項を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第25号「西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について」は、これは西予市三瓶町津布理地区において、県営中山間地域総合整備事業で実施した津布理農村公園が完成し、県から譲渡されたことに伴い、市の管理公園として追加するものとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、公園の目的及び活用についてただしたところ、理事者から、三瓶町にはこれまで垣生、周木、二及及び和泉の農村公園を設置しているが、津布理地区においても地域の強い要望により、住民の憩いと健康増進の場を提供し、地域の連帯感の醸成を図るため整備をした。

活用については、間もなく完成する海の駅と連携した交流等多くの方々にご利用いただけるよう図っていききたいとの答弁があり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第12号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について」は、事業も徴収も市が管理するということですが、今後他の地域でこの集落排水をする場合はどうなるのかとただしたところ、市町村整備推進事業は市が管理するものであり、環境省のいろいろな要件に合致すれば地域設定を行い、国との協議の上、この事業はできるとの答弁があり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」のうち、当委員会に付託となりました予算についてを議題とし、質疑に入りました。

まず、農業者年金の受給権者数及び経営移譲年金の現状についての質問があり、このことについて、現在の受給権者数は1,292人で、内訳は経営移譲年金が1,038人、老齢年金が254人であり、経営移譲年金を受給できるのは、保険料納付期間が20年以上ある人が65歳に達する日の前日までに自分名義の農地を後継者や第三者に所有権を移すか貸し付けて農業経営から引退した場合に受給できる年金との答弁がありました。

次に、農林水産課分についてであります。農業費に農村環境保全向上活動支援事業が予算計上されているが、事業の趣旨及び活動内容についてただしたところ、これに対し、理事者から、農村集落では高齢化、混住化の進行により農地、農業用施設等の保全、管理が困難となってきた現状の中で、農業者だけでなく地域住民、自治会、各種団体が参加した活動組織により環境保全向上活動への支援を行うものであり、今後5年間の新規事業として取り組むものである。支援交付金は、対象地域内の農振農用地面積に応じて活動組織へ交付することとしており、基準単価は、10アール当たり水田4,400円、畑2,800円、草地400円、負担割合は、国50%、県2

5%、市25%である。市全体では88組織の対象面積2,785ヘクタールに対して約9,900万円を交付予定であるとの答弁がありました。

次に、産業創出課について、西予市農林水産物加工品開発事業費補助金及び西予市ブランド産品販路支援事業費補助金についてただしたところ、現時点の補助予定団体、法人等の有無を確認し、予算議決後、6月広報で事業を公募する計画であり、審査会で事業内容等を審査後、補助事業者を決定したいとの答弁がありました。

また、サテライト西予はオープンして間もないが、今の現状の中で入場者数や売り上げについての見込みは、当初の計画としてはどうなっているかただしたところ、1カ月1億5,000万円の計画ですが、12月28日にオープンして3月1日までの売り上げが6億1,000万円であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課分について、委員より、事業実施に当たり委員会にも説明をすることにより、ともに内容を検討したいとの意見があり、これに対して理事者側より、内容の検討を図っていききたい旨の答弁がありました。

次に、用地課分について、委員より、職員が5名しかいない現況であり、職員2人が現場に出ると大変である。職員をふやすなり、臨時を入れるべきとの意見があり、今後検討していききたいとの答弁がありました。

次に、陳情第1号「日豪EPA交渉に関する陳情について」審議の結果、日本と豪州では農業規模が比較にならず、全く競争にならないことは明確であり、これが自由貿易となると豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響は大きく、西予市にとっても深刻な問題であることから採択と決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成19年3月23日、産業建設常任委員会委員長浅野忠昭。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

討論の通告がありませんので、討論を終結とい

たします。

お諮りいたします。

まず、議案第10号「西予市名誉市民条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号「西予市表彰条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「西予市新市立病院建設基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号から議案第18号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号「西予市在宅ねたきり老人等介護

手当支給条例の一部を改正する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、ただいまの議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号から議案第30号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号「西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」から議案第30号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」までの11件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第31号「西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、ただいまの議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号から議案第35号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号「西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について」から議案第35号「田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号「平成19年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号から議案第61号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号「平成19年度西予市授産場特別会計予算」から議案第61号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第49号から議案第61号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号から議案第67号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号「市道路線の廃止について」から議案第67号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第62号から議案第67号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情1件について採決いたします。

陳情第1号「日豪EPA交渉に関する陳情について」は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

(日程2)

議長 日程第2、発議第3号「西予市議会議員の定数を定める条例制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 発議第3号「西予市議会議員の定数を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方分権による行財政改革が進む中、本市議会におきましても、市議会議員定数等調査特別委員会が設置され、選挙区、定数の見直しが図られてまいりました。その結果を受け、次の一般選挙から選挙区を廃止するとともに、厳しい財政状況にかんがみ円滑な議会運営を行うため、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、西予市議会議員の定数を24人とする本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいませようお願い申し上げます。

議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありますので、順次討論を許可いたします。

まず初めに、15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 ただいま提案されました議案は、西予市議会の定数を次回選挙から24名に改め、現在の5選挙区を廃止するものであります。私はこれに反対の立場で討論に参加いたします。

まず、議員定数を24名とすることにつきましては、定数等調査特別委員会で十分に議論された結果であり、異論を挟むつもりはございません。私が反対するのは、選挙区を廃止することについてであります。

西予市は5町が合併し、その面積は514平方キロメートルと県下第2の広さであります。人口は約4万6,000、しかも各地域に分散しております。各地域の産業構造も多種多様であり、その行政需要も内容も多岐にわたるものでございます。市の行政もまことに広範囲な要請にこたえねばならないのであります。しかるに合併後3年を経て、一般市民が市内他地域のことを十分に知ることができているかどうか、議員等の特別な立場で情報を得られるものを除き、まだまだ不十分で

あると考えます。特別委員会のアンケート結果は、選挙区制の存続を求める人が約70%を占めておりますが、これは以上のことを裏づけるものと考えられます。選挙区の主役は市民であり、有権者であり、その心情を解すれば、選択が広がることよりも地元議員がいなくなるという、そういう不安感の方が大きいということであり、これは端々の地域ほど疎外感として切実なものがござります。私が住みます野村町もかつて選挙区制でありましたが、大選挙区になるのに30年を要しました。私は大選挙区が必ずしも進歩的ではないと考えております。要は有権者がみずからの意思で選択できることではないかと考えるものであります。地域に精通し、大局に明るい人物が求められるのであり、地域に精通した人材を得るには、選挙区制が適するものとするものであります。西予市の地勢、人口分布等を考えたとき、当面は選挙区制を存続し、市民交流が十分行われ、市全体が融合してきた状況を見て全市1区の大選挙区にするのが市民にとって最も安心できる制度ではないかと考える次第であります。

以上の理由で本議案に反対するものであります。

以上、私の討論を終わらせてもらいます。

議長 次に、5番元親孝志君。

5番元親孝志君 私はただいまの発議第3号「西予市議会議員の定数を定める条例制定について」賛成の立場で討論に参加をしたいと思いません。

ただいま三好議会運営委員長より当特別委員会に反対討論があったということを私も特別委員会といたしまして真摯に受けとめ、私副委員長の立場で賛成の討論をさせていただきたいと思いません。

今回の市議会議員定数等調査特別委員会の性質は、今さら申し上げるまでもなく、我々議員一人一人の身分を保障する問題であります。当然そうありますから、市民の皆さんの関心もひととき高く、西予市議会議員が議員として本当に襟を正すことができるかどうか注目を集めた特別委員会であったと私は思っております。そういう委員会の性質を持ってありますので、我々も慎重に審査をいたしました。平成17年12月定例議会におきましてこの特別委員会を設置をされまして、1年4カ月この問題につきまして特別委員会は調査

研究を進めてまいりました。そして特別委員会の最終目的は、本日3月の定例議会の最終日において条例の制定をここで提案することを最終目的として1年間調査をしてまいりました。その間11回の特別委員会を開きました。その中でいろいろな視察研修等を行いながら調査を進めてきたわけですが、この中で我々特別委員会として一番重要であると思ったことは、この問題に関して市民の皆さんの意見をどのようにくみ上げ、そしてそれを結果にどう反映させていくかということが当委員会の一番大きな問題であったと私は思っております。その手法につきましていろいろな意見がありました。西予市には5町に地域審議会というものが設置されております。地域審議会の委員の皆さんと直接委員会が意見交換をしてはどうかという意見もありました。そしてまた、特別委員会が5町に出向いて行って、直接住民の方と対話を持ってはどうかというふうな意見もありました。

しかし、委員会として心配をしたのは、サイレントマジョリティー、俗に声なき声をこの方法では吸収できないのではないかというふうな意見がありまして、最終的にアンケート調査でくまなく市民の皆さんの意見を聞こうということに結論をつけました。そしてアンケートの方法につきましては、過去に説明のとおりでございますので省略をいたしますが、結果につきましては、ただいま三好議運の委員長が申されましたように、市民の70%の方が小選挙区を希望されました。そして定数につきましては、一番多かったのが条例定数の26名です。2番目が20名、3番目が25名という結果でありました。当然委員会といたしまして、この結果を重く重視し、これをいかに反映するかということで調査を進めてまいりました。この結果が出た段階では、特別委員会も選挙区制について小選挙区がいいと言われる方、そして大選挙区がいいと言われる方がちょうど折半いたしておりました。その後調査研究を進めるうちに委員の皆さんのご理解をいただいたわけでございます。我々委員会としてどのような調査をしたかということでございますが、このアンケート調査を最優先して物事を考えるとすれば、当然次回の選挙は小選挙区で定数26名で行うということになります。そうしますと26名の定数を5町で案分するわけですが、これは平成17年度の

国勢調査に基づく人口動態に基づいて比例配分をしていくこととなります。そうした場合に、明浜町だけが2名減ということになります。城川町、野村町、三瓶町は1名減、宇和町は現状のままということになります。そのときに城川町と明浜町の人口を比べたときに、17年度の調査では221人の差しかありません。人口がわずかに221名の差で議員数が2名と3名では、明浜町の町民の理解が得られないのではないかという委員会は判断をいたしました。そこで考えられることが、宇和町が現状のままであれば、1名を明浜町に回して5町それぞれ1名減にして26名にしていけないかという意見が当然ありました。これにつきまして法律に基づいて調査をいたしましたところ、これは前回の合併特例においてのみ認められる制度でありまして、次回の一般普通選挙においては、この制度は認められないということになっておりまして、小選挙区26名という考え方が成立しないと委員会は判断をいたしました。

それと、我々法律の研究もいたしましたが、公職選挙法があります。公職選挙法第15条第6項の中に、地方自治体は一行政区一選挙区を基本とすると。ただし、市町村に特別な理由がある場合においては、選挙区を設けることができるというふうに記載されております。そこで西予市につきまして、特別な理由が今回どこにあるかということ調べてみました。一般の住民の方がよく言われる、先ほど三好議員も言われましたように、西予市は合併をして面積が514平方キロメートルと非常に広くなっているのは事実であります。面積が広がったんだから、周辺の意見が行政議会へ反映させるためには、それぞれの地域に決まった定数の議員が必要であると。そのためには小選挙区でいってほしいという意見であったと思いますが、愛媛県下20市町があります。その中で今回当然合併をすることによってそれぞれの町の面積が広がっております。愛媛県で一番面積が広いのが久万高原町であります。面積が584平方キロメートル、西予市よりも70平方キロメートル広い町でございます。しかし、この町は第1回目から大選挙区制で選挙を行われております。全国の西予市規模程度の市を調べてみましたところ、西予市よりも広い面積を有する市は幾らでもあります。しかし、残念ながら大選挙区以外の選挙区を用いている町は1カ所もありませんでした。そ

ういうふうな状況から大選挙区制を委員会は決定をさせていただきました。

次に、定数の問題でございますが、定数の問題につきましても、いろんな意見が市民からも寄せられておりました。一番多かったのは、合併をして町が広くなったので議員数は多いほどいいと。しかし、財政が厳しいので議員の報酬額を下げるべきであるという意見が多かったように思います。そしてこのような意見、それからたくさんこういう意見がありましたが、それとはまた反対的に、今の日本の社会というのは、議会制民主主義を建前といたしております。今回の日本の民主主義社会がこのように確立されておるのは、議会の存在があるからであるという考えに基づきますと、やみくもに定数を削減することは、議会制民主主義を崩壊することになるのではないかというふうな懸念もあるわけでございます。このような意見をそれぞれ比べたときに、それぞれ一理あるという考えになります。

そこで、我々委員会といたしましては、この問題は各委員に任すということで、それぞれの委員にこの問題はお任せをいたしまして、そして16名にそれぞれ自分が希望とする定数について述べていただきました。そしてその結果、上位3つを残して残りを消去して3つに絞り込みました。次に、残り上位2つを残して1つを消去することに同意を得まして、再度定数について確認をいたしましたところ、24名というのが多数を占めまして、この段階で24名について委員の同意を求めました。その結果、全員一致で24名が決定をいたしました。

以上のようなことを1年4カ月にわたりまして調査研究をしてきました結果、先ほど委員長報告にありましたように、選挙区制については大選挙区制を、定数については24名を次回から執行するということが委員会は可決をいたしました。以上の経過を委員の皆さんご理解をいただきましてこの条例制定につきまして同意をいただきますようお願い申し上げます。

そしてまた、この結果は我々委員会としては、市民の皆さんに十二分に説明責任が果たされるという自信を持って本議案を提案いたしております。そういうこともご理解をいただきましてご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、賛成討論を終わりとさせていただきます。

す。

議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第3号「西予市議会議員の定数を定める条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

(日程3)

議長 日程第3、選挙第1号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、議長において指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選により行うことに決定いたしました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員には、三好幹二君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました三好幹二君を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三好幹二君が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

(日程4)

議長 日程第4、西予市農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4人とし、岩井郁子君、土居洋子君、山内千恵君、菊池マキ子君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4人とし、岩井郁子君、土居洋子君、山内千恵君、菊池マキ子君、以上の方を推薦

することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 3 0 分）

議長 再開いたします。（再開 午後 2 時 3 2 分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第 6 8 号「西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について」から議案第 7 1 号「平成 1 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」までの 4 件と意見書案 2 件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、6 件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

議長 まず、追加日程第 1、議案第 6 8 号「西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第 6 8 号「西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧明浜町では、平成 1 4 年度に特定農山村地域市町村活動支援事業実施市町村の指定を受け、総額 1, 5 0 0 万円の基金を設置し、また城川町の区域においても、平成 1 6 年度に総額 3 9 0 万円で同様の基金を設置し、それぞれの地域の健全な発展と活性化による生きがいのある農業の確立を目指し取り組んでまいりました。このたび本年度をもって明浜町及び城川町の区域における特定農山村地域市町村活動支援事業が終了することに伴い基金を廃止するため、これらの条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 6 8 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 6 8 号「西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第 6 8 号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

議長 次に、追加日程第 2、議案第 6 9 号「平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 1 号）」から議案第 7 1 号「平成 1 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」までの 3 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第 6 9 号「平成 1 8 年度西予市一般会計補正予算（第 1 1 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします主な補正予算は、三瓶町二及地区における港湾利用調整事業の工事請負費の減額と特別交付税の決定により追加計上するものであります。

漁港利用調整事業につきましては、漁港区域内における漁船とプレジャーボートの摩擦を防止するための対策として平成 1 6 年度から事業に着手し、本年度は係留施設の浮き桟橋及び附属施設の設置をもって整備を完了する予定でありました。

しかし、この浮き桟橋設置に係る水面区域の調整を含め事業内容の見直しが必要となったため、

本年度工事を一時中断し、協議が調うまで事業の再開を見合わせるものであります。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3億849万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を248億6,101万9,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、日の地集会所新築事業を初めとする17事業の繰越明許費を計上しております。

以上、説明いたしましたけれども、詳細な点につきましては、担当課長から補足をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書の12ページをお開き願います。

12ページの4目でありまして、県知事選挙費478万円につきましては、これは選挙費委託金が確定し追加されましたので、それに伴う経費を計上いたしております。

次に、ページ13ページでありまして、4目の漁港建設費2億8,676万8,000円の減額であります。これは漁港利用調整事業の一時中断によりまして減額措置分でございます。

次に、ページ15ページ、お願いいたします。

2目の公共下水道費2,700万円の減額につきましては、2月中の管路整備工事発注後、施工箇所の諸条件を勘案し、工法の変更を行ったために減額するものであります。

次に、ページ8ページでありまして、歳入へ返っていただきたいと思っております。

特別交付税1億3,687万9,000円につきましては、去る3月16日に交付決定がなされ追加計上するものであります。

なお、交付決定額は11億5,109万8,000円で、前年度比7.7%の減、9,619万5,000円の減額となります。

次に、9ページでありまして、財政調整基金繰入金1億7,509万5,000円を減額することによりまして、18年度末残高は約15億円となりますが、19年度当初予算で約8億円を取り崩すようになっておりますので、実質は7億円となります。

次に、4ページへ返っていただきたいと思っております。

第2表の繰越明許費の理由についてご説明をいたします。

まず、日の地集会所新築事業であります。これは当初県の地域環境整備事業で要望しておりましたが、県の砂防工事による移転補償費の対象となったため、地域環境整備事業で要望することができなくなりました。そこで移転補償費と地元寄附金と市単独補助での事業実施となりましたが、双方の工事が隣接しており、砂防工事と連携をとって行うため、年度内の完成が見込めなくなったことによりまして繰り越すものであります。なお、完成は平成19年9月28日の見込みとなっております。

次に、法正園の増改築整備事業であります。これは国の追加協議事業のため、国の内示が1月12日と遅くなり、年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものであります。なお、完成は19年11月末日の見込みとなっております。

次に、市道奈良野名場連線道路改良事業であります。これは請負業者が倒産したことによりまして、その後の事務の手續、再入札等に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものであります。完成見込みは平成19年8月31日でございます。

次に、上水道事業会計出資金であります。これは明石配水池施設整備工事を施工するに当たって、工事に伴う資材等の運搬路について、愛媛県歴史文化博物館内を通行しなければならず、博物館の運営を優先、工程調整する必要があり、これに不測の日数を要したためであります。なお、完成見込みは19年6月30日の見込みであります。

次に、田之浜農林漁業後継者住宅整備事業であります。これは用地取得について2筆ある買収予定地のうち1筆については所有者が死亡しており、相続登記に予想以上の時間がかかり、また買収予定地に未登記の農道用地が存在していたため分筆登記する必要があったことにより繰り越すものであります。完成は19年5月31日の見込みでございます。

次に、シーサイドサンパーク交流施設整備事業であります。これにつきましては、緑地整備工事において整備予定区域内に石灰のかまどがあり、保存状態も良好であることが判明し、地元と

協議を行った結果、明浜町高山地域の産業遺産として保存していくことに決定し、緑地整備計画の内容変更の検討が必要となりました。このことによりまして、地元関係者との意見調整や協議、設計に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったことによりまして繰り越すものであります。なお、完成は19年5月31日の見込みであります。

次に、道路新設改良事業、これは宇和分ではありますが、旧町地区277号線改良工事施工箇所の一部の用地交渉において価格面で難航し、これに不測の日数を要したために工事の着手がおくれ、年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものであります。完成は19年9月30日の見込みであります。

次に、同じく野村分ではありますが、市道荷刺大西線、鎌田西線ではありますが、これは工事施工箇所の一部の用地交渉におきまして、遺産分割協議で難航し、補償物権の移転期間が必要になり、これに不測の日数を要し、工事の着工がおくれ年度内完了が見込めなくなったためであります。完成見込みは19年9月28日であります。

次に、市道溪筋田之筋線また市道馬地惣財久線これにつきましても、同様の理由でございます。そのうち田之筋線につきましては、見込みが19年5月31日、それから馬地惣財久線につきましては、9月15日の見込みといたしております。

次に、市単独道路改良事業、宇和分ではありますが、このうち岩城地区185号線につきましては、工事に係る用地買収及び物件補償の交渉に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったことによるものであります。完成は19年8月31日であります。

次に、中川地区26、27、30号線につきましては、用地買収の交渉に伴い発生する相続問題により用地の取得が遅延したため、年度内完成が見込めなくなりました。完成見込みは19年8月31日でございます。

次に、旧町地区96号線につきましては、工事施工上障害となる水利組合所有の補償物権におきまして、関係者との調整に不測の日数を要したためであります。完成は19年8月31日の見込みでございます。

次に、石城地区165号線につきましては、用地調査の結果必要となりました地図訂正に不測の

日数を要したためでございます。完成見込みは19年12月31日でございます。

次に、下宇和地区4号線につきましては、工事に係る用地買収及び物権補償の交渉に不測の日数を要したためであります。完成見込みは19年8月31日でございます。

多田地区103号線につきましても、同様の理由でございます、完成見込みは19年8月31日でございます。

次に、旧町地区187号線、これにつきましても、補償物権の調整の不調によるものでありまして、19年12月31日の見込みとなっております。

次に、市単独道路改良事業、三瓶分ではありますが、そのうち鳴山1号線ここにつきましては、工事区間内において精査したところ、石積みの崩落箇所が見つかり、山どめコンクリート擁壁の追加工事が必要となったためであります。完成見込みは19年5月31日でございます。

次に、蔵貫浦13号線ではありますが、ここにおきましては、用地補償において地元との協議に不測の日数を要したためであります。完成見込みは19年8月31日でございます。

次に、周木27号線につきましても、同じ理由でございます、完成見込みは19年6月30日でございます。

次に、垣生34号線においても、同じものでございます。

次に、高速道路周辺事業整備事業ではありますが、これにつきましては、高速自動車道本線工事の進捗に伴い、皆田地区墓地移転予定地の取りつけ道の完成がおくれたため繰り越すものでありまして、19年8月31日の見込みであります。

次に、市道本村窪ケ市線道路改良事業ではありますが、本工事区間は地すべり区域の指定を受けており、着工同意を得るまでに不測の日数を要したためであります。見込みは19年6月29日であります。

次に、まちづくり交付金事業、これは宇和分ではありますが、商店街及び卯之町町並み舗装整備であります。これにつきましては、事業進捗に当たり、地域商店街の意見を反映させるべき協議を行い、また警察署との連携による生活道路における交通安全対策との整合を図るため、その調整に時間を要したためであります。完成見込みは7月

31日でございます。

次に、市道旧町地区196号線の道路整備であります。これにつきましては、用地買収及び補償物権の交渉に不測の日数を要したためであります。7月31日の見込みとなっております。

次に、旧町地区196号線ポケットパーク整備事業であります。これも同じ理由でございます。19年8月31日の見込みであります。

次に、卯之町町並み整備活性化計画であります。これにつきましては、事業進捗に当たりまして、住民代表により組織される協議会を発足し、計画策定に取り組んでいますが、ワークショップ等が出た意見等の取りまとめに時間を要し、印刷製本の年度内完了が見込めなくなったことにより繰り越すものであります。5月31日の見込みでございます。

次に、同じくまちづくり交付金事業の野村分であります。愛宕山公園整備事業につきましては、これは工事に係る用地買収及び補償物権の交渉に不測の日数を要したためであります。7月31日の見込みとなっております。

次に、消防緊急通信指令装置統合事業でございます。本事業につきましては、去る2月6日に指名競争入札を行い、事業の執行に着手したところであります。現在落札業者の富士通ゼネラル株式会社と使用細目及び導入スケジュールの打ち合わせを行い、既存の指令台データのコンパイル等の作業の確認を行っているところであります。既存の装置を改修する事業のため、システム開発におきまして機能を維持する部分や拡充を図る部分、整理統合する部分といった多様な対応ソフトを製作する必要があり、当初計画以上の日数を要することになり、年度内完成が見込めなくなりました。完成見込みは10月1日の見込みとなっております。

次に、17年債国保第379号市道三滝城線災害復旧事業であります。これは岩着タイプのもたれ式擁壁による復旧を予定しておりましたが、床掘りの結果、当初予定しておりました岩盤が存在しなかったため、工法の変更や県及び国との重要変更協議に不測の日数を要したためであります。5月末の見込みとなっております。

次に、特別養護老人ホームしいのき園災害復旧事業であります。これはしいのき園施設と被災現場の間隔が非常に狭いこと、進入路として使用

可能な場所は、施工区間の端に1カ所しかないので、工事施工上、不測の日数を要したためでございます。完成見込みは6月末日でございます。

以上でございます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第70号「平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費を計上するものでございます。

医療制度改正におきまして、平成20年4月から現行の介護保険料の特別徴収に係る年金からの天引きに加えまして、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料についても特別徴収を行うこととなりました。

また、介護保険、医療保険の両給付を受けることにより、自己負担額が著しく高額になる場合には、介護、医療を通じた限度額を適用することにより家計の破綻を防止するとともに、両給付の適切かつ効率的に提供を図ることになりました。これに伴い、介護保険システムの改修が必要となり、今年度中に改修を完成させる予定でありましたが、事業の性質上、その調整に相当の期間を要し、全国的にも年度内の処理が困難になったため、当該経費348万6,000円を翌年度に繰り越すものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第71号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ2,700万円減額し、歳入歳出予算を10億6,48万3,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設整備費で2月中の管路整備工事発注後、施工箇所の諸条件等を勘案し、工法の変更を行った結果、それに付随する工事費を減額するものであります。

歳入では、今回減額いたします施設整備費の財源であります一般会計繰入金2,700万円の減額であります。

また、宇和处理区及び野村処理区について、関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由に

より、年度内の施工が困難になったため、繰越明許費5億4,359万2,000円を計上いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 暫時休憩をお願いします。

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時00分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時03分)

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第69号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から議案第71号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」までの3件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第69号から議案第71号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第3、意見書案第1号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」及び意見書案第2号「日豪EPA交渉に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

九鬼事務局長 意見書案第1号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)。

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成、整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にあります。

また、近年自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等自然環境や生活環境での安全・安心の確保に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されています。

さらに、地球温暖化防止の柱組みとなる京都議定書が平成17年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を実行するための森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっております。

こうした中、昨年9月森林・林業基本計画が閣議決定され、その骨子である多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業木材産業の再生を前提に森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。よって、国においては、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10力年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等の推進に向け、次のことを実現するよう強く要望します。

1、森林・林業基本計画に基づく多様で健全な森林保全の推進、林業木材関連産業の再生等望ましい森林・林業政策実行に向け必要な予算措置を講じること。

2、国産材利用安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と木材の生産、加工、流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林整備を通じた緑の雇用担い手対策事業の充実と森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。

4、二酸化炭素を排出するものが負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10力年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や維持可能な森林経

営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平外7名。

次に、意見書案第2号日豪EPA交渉に関する意見書(案)。

昨年12月5日経済連経営促進に関する主要閣僚懇談会において、日豪経済関係強化に関する共同研究の結果が報告され、このことを受け、世界有数の農林水産物輸出国である豪州とのEPA交渉が合意されました。我が国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目が含まれているのが実態です。このため豪州との間では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱いいかんによっては、日本農業に壊滅的な打撃を与えるおそれがあります。

特に本市においては、高齢化や小規模農家の廃業等に加え、地形的な要因から規模拡大が困難であり、中山間地域の農業振興として取り組む畜産、酪農への影響は必至です。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、農業・農村の維持発展に向け、以下の事項が確保されるよう断固とした対応がなされるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うよう強く要望します。

1、重要品目に対する例外措置の確保。

我が国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、我が国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食糧自給率の向上どころか、我が国農業を壊滅させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

2、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保。

これまで我が国は農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。このため、豪州とのEPAにおいてWTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して闘ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が追放に帰すこととなる。

また、アメリカやカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平外6名。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」及び意見書案第2号「日豪EPA交渉に関する意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時14分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時24分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第72号「西予市副市長の選任について」を本日に日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第4、議案第72号「西予市副市長の選任について」を議題といたします。

この際、地方自治法117条の規定に基づき、三好藤治君の退場を求めます。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第72号「西予市副市長の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の改正より、本年4月から助役制から副市長制に移行することに伴い、本市においては、去る3月9日に副市長の定数を2名とする条例を議決いただいたところであります。2名の副市長のうち1名については、現在の別宮助役が地方自治法の定めるところにより副市長に選任されることとなりますが、もう一人の副市長につきましては、慎重に検討いたしてまいりました結果、現収入役である三好藤治氏を選任いたしたいと存じます。

三好氏は、ご案内のとおり現在収入役として市の出納事務を総括いただいておりますが、収入役制度の廃止に伴い、本年度末をもって辞任されることになっております。

しかしながら、経歴にもありますように、幅広い行政分野を経験されており、市の理事者の一人として合併時から現在に至るまで各種事務、施策においてその卓越した行政手腕を発揮いただいているところであります。このように三好氏は多方

面にわたる地方行財政によく精通され、人格高潔な方であり、本市の今後の厳しい行財政運営に的確な判断と適切な処理をいただける適任者であると存じますので、その選任につきまして、4月1日から施行される改正法の地方自治法第162号の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第72号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第72号「西予市副市長の選任について」これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

三好藤治君の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時29分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時30分)

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 それでは、平成19年第1回定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月11日県クラブ対抗駅伝競走大会が西条市で開催され、西予市体協Aチームが2連覇の偉業を達成いたしました。選手の皆さんの日々たゆまぬ努力と関係者の陰ながらのご尽力に深い敬意と祝福の言葉を贈りたいと思っております。まことにおめでとうございました。

この駅伝は、東・中・南予持ち回りで開催され

る働く仲間の大会で、トップレベルの選手からジョギング愛好者まで参加できる全国に類を見ない大変参加チームの多い伝統ある大会であります。来年は第42回大会が西予市で開催されることになっております。この時期はこのように本会議の会期中にかかりまして、何かと議員の皆様にもご迷惑をおかけすることになると存じますが、よろしく来年度お願いしたいと、このように思います。

さて、今期の定例会は3月7日から本日まで17日にわたる会期で条例制定、改廃、平成19年度一般会計予算及び特別会計の当初予算等重要案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案のとおりご決定またはご承認を得ましてまことにありがとうございました。

また、本会議の一般質問、議案質疑、委員会審議の中で、それぞれの立場で貴重なご意見や鋭いご指摘をいただきました。このことは市民の皆様への熱い思いを代弁されたものと真摯に受けとめ、十分これを尊重し深慮いたしまして、市政への運営に遺憾なきよう期したいと存じます。

また、平成19年度の予算執行に当たりましては、慎重を期し、適正・的確を旨として取り組む所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さらに、私が所信表明の中で申し上げました新庁舎の建設の推進、CATVの整備、医療体制の確立、また将来を見据えた財政構造の転換等々、住民福祉の増進のため渾身の努力を傾注する所存でありますので、この上ともご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

いよいよ陽春の候となりました。議員の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、健康に十分ご留意をいただき、市政運営にご尽力をいただきますことを心からお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもまことにありがとうございました。

議長 これをもって平成19年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成19年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 6号	八幡浜地区施設事務組合理約の変更について	19.3.7	原案可決
議案第 7号	西予市副市長定数条例制定について	19.3.9	原案可決
議案第 8号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	19.3.9	原案可決
議案第 9号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	19.3.9	原案可決
議案第 10号	西予市名誉市民条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 11号	西予市表彰条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 12号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 13号	西予市新市立病院建設基金条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 14号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 15号	西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 16号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 17号	西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 18号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 19号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 20号	西予市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 21号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 22号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 23号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 24号	西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 25号	西予市農村公園条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 26号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 27号	西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 28号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 29号	西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 30号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 31号	西予市出産祝い金支給条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 32号	西予市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 33号	西予市精神障害者小規模作業所条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 34号	西予市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 35号	田之浜地区コミュニティセンター設置条例及び宮野浦地区コミュニティセンター設置条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 36号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第10号)	19.3.9	原案可決
議案第 37号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)	19.3.9	原案可決
議案第 38号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	19.3.9	原案可決
議案第 39号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	19.3.9	原案可決
議案第 40号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 41号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 42号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 43号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 44号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 45号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 46号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)	19.3.9	原案可決
議案第 47号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	19.3.9	原案可決
議案第 48号	平成19年度西予市一般会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 49号	平成19年度西予市授産場特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 50号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 51号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	19.3.23	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 52号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 53号	平成19年度西予市老人保健特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 54号	平成19年度西予市介護保険特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 55号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 56号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 57号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 58号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 59号	平成19年度西予市上水道事業会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 60号	平成19年度西予市病院事業会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 61号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	19.3.23	原案可決
議案第 62号	市道路線の廃止について	19.3.23	原案可決
議案第 63号	市道路線の認定について	19.3.23	原案可決
議案第 64号	西予市営土地改良事業の施行について	19.3.23	原案可決
議案第 65号	西予市営土地改良事業の施行について	19.3.23	原案可決
議案第 66号	西予市営土地改良事業の施行について	19.3.23	原案可決
議案第 67号	西予市営土地改良事業の施行について	19.3.23	原案可決
議案第 68号	西予市明浜町特定農山村地域活性化推進基金条例及び西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について	19.3.23	原案可決
議案第 69号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第11号)	19.3.23	原案可決
議案第 70号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第5号)	19.3.23	原案可決
議案第 71号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	19.3.23	原案可決
議案第 72号	西予市副市長の選任について	19.3.23	原案同意
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	19.3.7	原案同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	19.3.7	原案同意
報告第 1号	平成17年度西予市一般会計継続費精算報告書の報告について	19.3.7	報告
選挙第 1号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	19.3.23	指名推薦
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	19.3.7	原案可決
発議第 2号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	19.3.7	原案可決
発議第 3号	西予市議会議員の定数を定める条例制定について	19.3.23	原案可決
	西予市農業委員会委員の推薦について	19.3.23	推薦
陳情第 8号	「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について	19.3.7	趣旨採択

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
陳情第 1号	日豪EPA交渉に関する陳情について	19.3.23	採 択
意見書案第1号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について	19.3.23	原案可決
意見書案第2号	日豪EPA交渉に関する意見書(案)の提出について	19.3.23	原案可決
議会報告第1号	市議会議員定数等調査特別委員会の報告について	19.3.7	報 告